

税制関係資料

財務省主税局

目 次

最近の税制の動向について

1. 経済社会の現状

(資料①) 経済社会の現状	5
(資料②) 主な経済指標の推移	5
(資料③) 景気循環	6
(資料④) 実質GDP成長率（寄与度）	6
(資料⑤) 雇用・賃金の状況	7
(資料⑥) 可処分所得と個人消費	7
(資料⑦) 設備投資の動向	8
(資料⑧) GDPギャップの推移	8
(資料⑨) 人口動態と労働力人口	9
(資料⑩) 就業者数増加の内訳	9
(資料⑪) 我が国の労働生産性	10
(資料⑫) 潜在成長率（内閣府）	10
(資料⑬) 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）	11
(資料⑭) 構造改革（今後の取組）	11
(資料⑮) 未来投資戦略2018概要	12

2. 税制を取り巻く状況

(資料⑯) 税制を取り巻く状況	12
(資料⑰) 一般会計における歳出・歳入の状況	13
(資料⑱) 公債残高の累増	13
(資料⑲) 利払費と金利の推移	14
(資料⑳) 一般会計税収の推移	14
(資料㉑) 「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算）の概要	15
(資料㉒) 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）	15
(資料㉓) 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）	16
(資料㉔) 財政再建に関する特命委員会報告（抄）	16

3. 消費税

(資料㉕) 消費税	17
(資料㉖) 消費税率の引上げ	17
(資料㉗) 消費税率の引上げ（税制抜本改革）	18
(資料㉘) 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）	18
(資料㉙) 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）	19

(資料⑩) 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）	19
(資料⑪) 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）	20
(資料⑫) 個人消費の推移	20
(資料⑬) 形態別国内家計最終消費支出	21
(資料⑭) 消費税率8%への引上げ時の駆け込み需要と反動減	21
(資料⑮) 消費税（付加価値税）率の引上げ前後の物価・経済の動き （日・独・英の比較）	22
(資料⑯) 経済財政諮問会議（第2回、平成30年2月20日開催） 総理締めくくり御発言（抜粋）	22
(資料⑰) 消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォースの 開催について	23
(資料⑱) 消費税率引上げ時期の変更を踏まえた住宅ローン減税等の延長 (消費税率引上げ時期変更法)	23
(資料⑲) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置	24
(資料⑳) 平成29年度税制改正大綱（抄）	24
(資料㉑) 車体関係諸税の概要（平成30年度）	25
(資料㉒) 自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）29改正	25
(資料㉓) 軽減税率制度	26
(資料㉔) 消費税の軽減税率制度の概要	26
(資料㉕) 軽減税率制度の対象品目	27
(資料㉖) 「外食等」の範囲	27
(資料㉗) 付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較	28
(資料㉘) 軽減税率制度実施に向けた取組について	28
(資料㉙) 軽減税率対策補助金 (中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金)	29

4. 所得税

(資料㉚) 所得税	29
(資料㉛) 経済社会の構造変化	30
(資料㉜) 経済社会における構造の変化①	30
(資料㉝) 経済社会における構造の変化②	31
(資料㉞) 経済社会における構造の変化③	31
(資料㉟) 日本の所得税の構造（イメージ）	32
(資料㉟) 所得税の構造	32
(資料㉟) 国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較	33
(資料㉟) 納税者の分布（所得税の限界税率プラケット別）	33
(資料㉟) 所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ	34
(資料㉟) 平成30年度税制改正大綱（抄）	34
(資料㉟) 平成30年度税制改正大綱（抄）（続）	35

老後の備え等に対する自助努力への支援

(資料⑥2) 老後の備え等に対する自助努力への支援	35
(資料⑥3) 平成30年度税制改正大綱（平成29年12月14日）（抄）	36
(資料⑥4) 老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への主な支援措置の現状 （イメージ）	36
(資料⑥5) 個人型確定拠出年金の加入可能範囲及び拠出限度額の見直し	37
(資料⑥6) NISA制度（非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置）の概要	37
(資料⑥7) 少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」の創設 （平成29年度改正）	38
(資料⑥8) 金融所得課税の一体化	38
(資料⑥9) 申告納税者の所得税負担率	39
(資料⑦0) 主要国における給与所得課税と金融所得課税の概要	39
(資料⑦1) 主な金融所得に対する課税方式と論点	40
(資料⑦2) 平成30年度税制改正大綱（抄）	40

5. 納税環境整備

(資料⑦3) 納税環境整備	41
(資料⑦4) 政府税制調査会による海外調査報告（平成29年6月19日）（概要）	41
(資料⑦5) 主要国における法人税の電子申告の状況について（未定稿）	42
(資料⑦6) 制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）の各国比較	42
(資料⑦7) 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成29年11月）の概要	43
(資料⑦8) 平成30年度税制改正大綱（抄）	43
(資料⑦9) 仮想通貨の税制上の取扱いについて	44
(資料⑧0) 「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」の開催について	44

6. 法人税

(資料⑧1) 法人税	45
(資料⑧2) 法人税収の推移	45
(資料⑧3) 法人税をめぐるこれまでの取組	46
(資料⑧4) これまでの法人税制における対応①	46
(資料⑧5) これまでの法人税制における対応②	47
(資料⑧6) 成長志向の法人税改革：法人実効税率「20%台」の実現 28改正 （与党税制改正大綱（27年12月16日））（抄）	47
(資料⑧7) 法人実効税率の引下げ	48
(資料⑧8) 法人実効税率の国際比較	48
(資料⑧9) 課税ベースの拡大等 28改正	49
(資料⑨0) 企業収益等の動向について	49

(資料⑨)	企業の保有する現金・預金等の状況について	50
(資料⑩)	平成30年度末までに適用期限が到来する法人税関係特別措置	50
(資料⑪)	米国の税制改革	51
(資料⑫)	税制改革法案について	51
(資料⑬)	税制改革法における主な改正項目	52
(資料⑭)	米国の実質経済成長率の見通し	52
(資料⑮)	リーマンショック以降の米国の財政赤字の推移	53
(資料⑯)	税制改革法の企業（業態別）への影響	53
(資料⑰)	国際的な議論の状況	54
(資料⑱)	「BEPS プロジェクト」について	54
(資料⑲)	「BEPS プロジェクト」について	55
(資料⑳)	「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要	55
(資料㉑)	OECD「電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」の概要	56
(資料㉒)	G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋） (2018年3月19-20日 於：ブエノスアイレス)	56
(資料㉓)	G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋） (2018年7月21-22日 於：ブエノスアイレス)	57
(資料㉔)	「平成30年度与党税制改正大綱（抄）」	57

参考資料

(資料㉕)	参考資料	58
(資料㉖)	平成30年度税制改正の概要（国税）	58
(資料㉗)	1. 個人所得課税の見直し	59
(資料㉘)	1. 個人所得課税の見直し（続き）	59
(資料㉙)	1. 個人所得課税の見直し（続き）	60
(資料㉚)	2. デフレ脱却・経済再生（生産性革命の実現）	60
(資料㉛)	2. デフレ脱却・経済再生（企業の事業承継・競争力強化）	61
(資料㉜)	2. デフレ脱却・経済再生（観光立国・地方創生の実現）	61
(資料㉝)	3. 経済社会の国際化・ICT化等への対応	62
(資料㉞)	4. たばこ税の見直し	62

(資料①)

1. 経済社会の現状

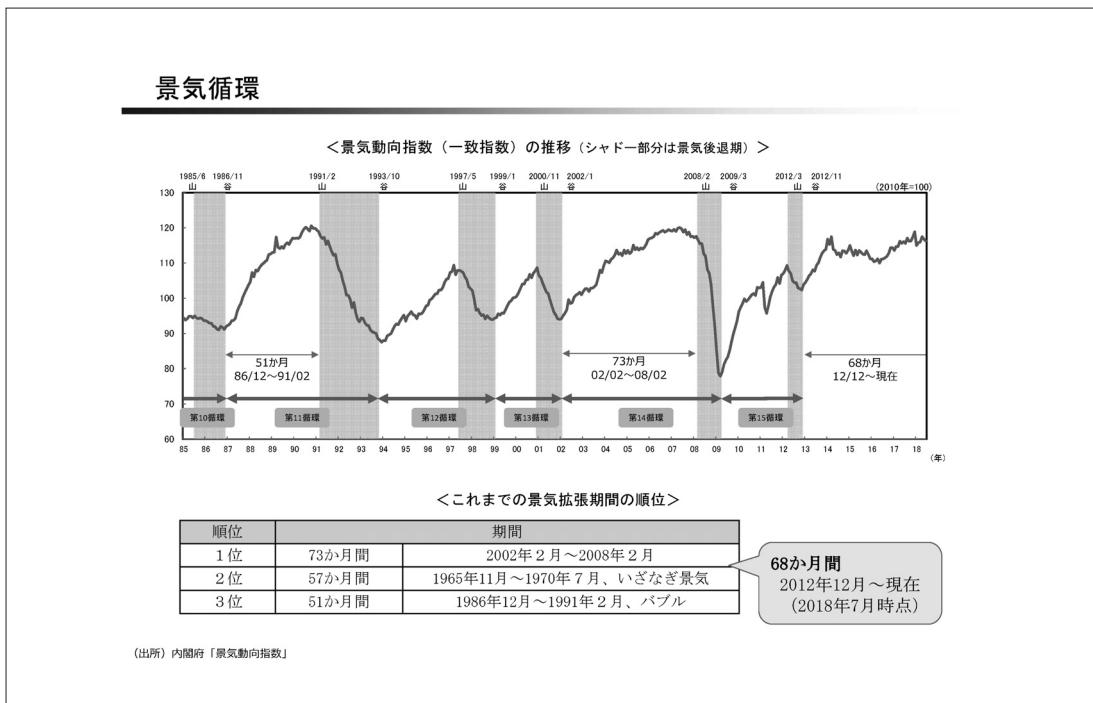
(資料②)

主な経済指標の推移

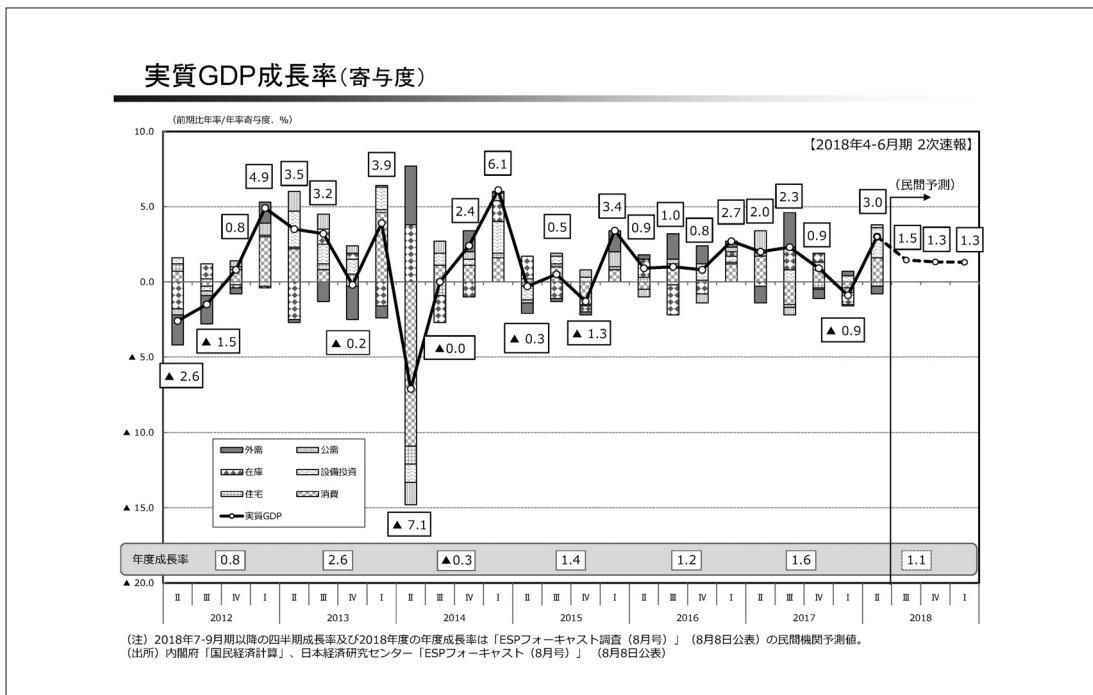
		安倍政権発足前	現在	備考
名目GDP		492.9兆円 (2012年10~12月)	552.8兆円 (2018年4~6月)	過去最高水準
個人消費 (2011年=100)		102.4 (2012年12月)	104.9 (2018年6月)	
雇用情勢	失業率	4.3% (2012年12月)	2.5% (2018年7月)	約25年ぶりの低水準
	有効求人倍率	0.83倍 (2012年12月)	1.63倍 (2018年7月)	史上初めて 全都道府県で1倍超え
企業収益(経常利益) ※季節調整値		12.4兆円 (2012年10~12月)	24.3兆円 (2018年4~6月)	過去最高水準
設備投資 ※季節調整値		8.6兆円 (2012年10~12月)	11.6兆円 (2018年4~6月)	リーマンショック前の 水準を回復しつつある
業況判断 (大企業・製造業)		▲12 (2012年12月)	21 (2018年6月)	リーマンショック前以来 約11年ぶりの高水準
鉱工業生産指数 (2010年=100)		94.7 (2012年12月)	102.4 (2018年7月)	
株価		10,230円 (2012年12月26日)	22,373円 (2018年9月10日)	

(出所) 内閣府「国民経済計算」、「消費総合指数」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般健葉紹介状況」、財務省「法人企業統計季報(全規模・全産業)」、日本銀行「短観(全国企業短期経済観測調査)」、経済産業省「鉱工業指數」、Bloomberg「日経平均株価」

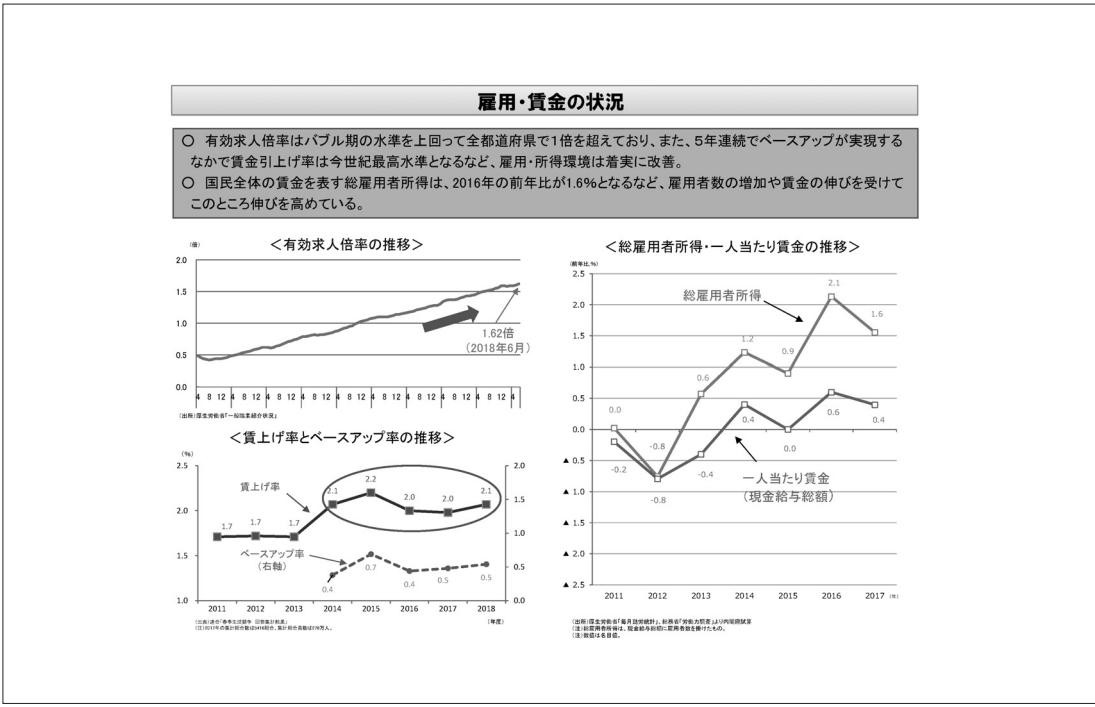
(資料③)



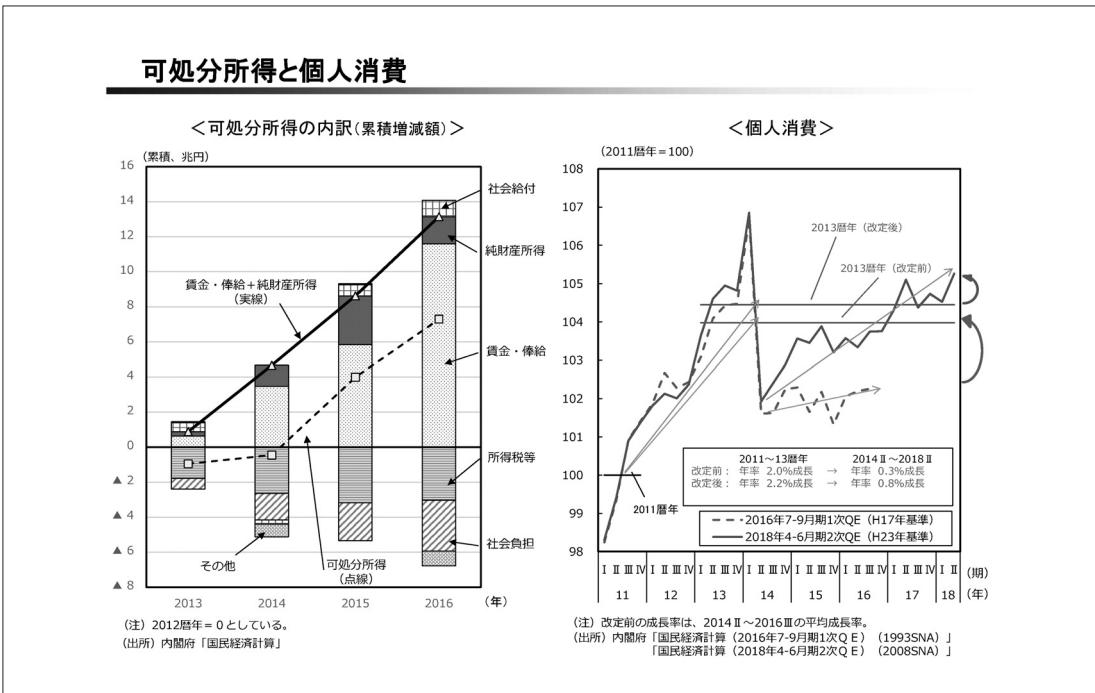
(資料④)



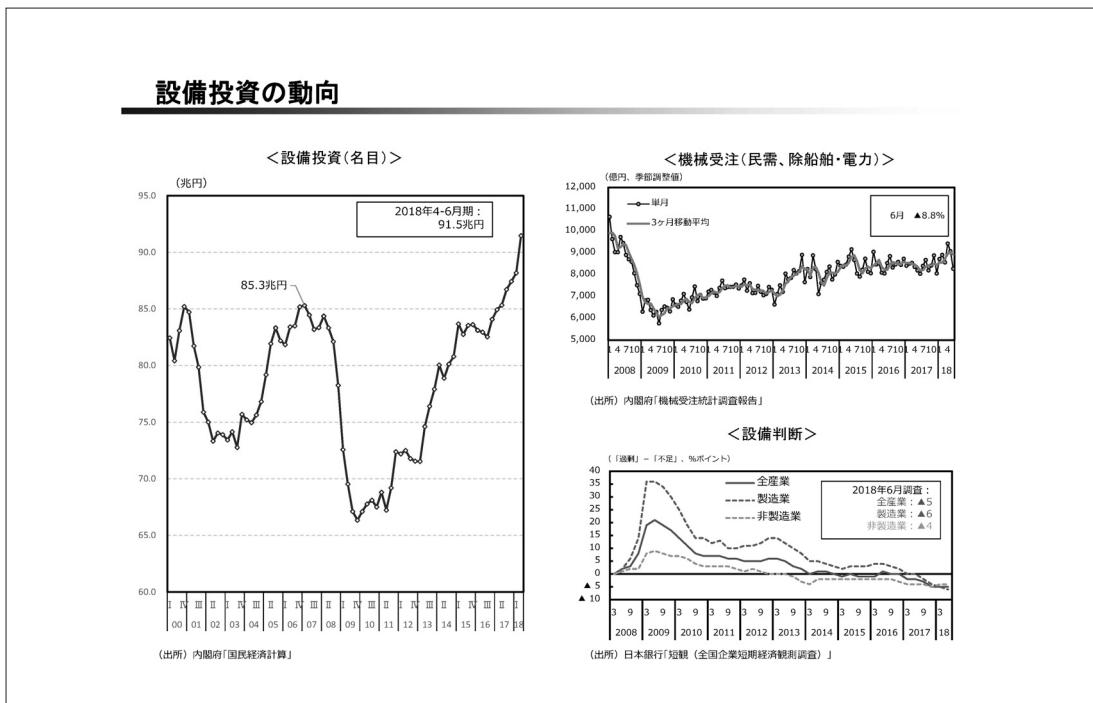
(資料⑤)



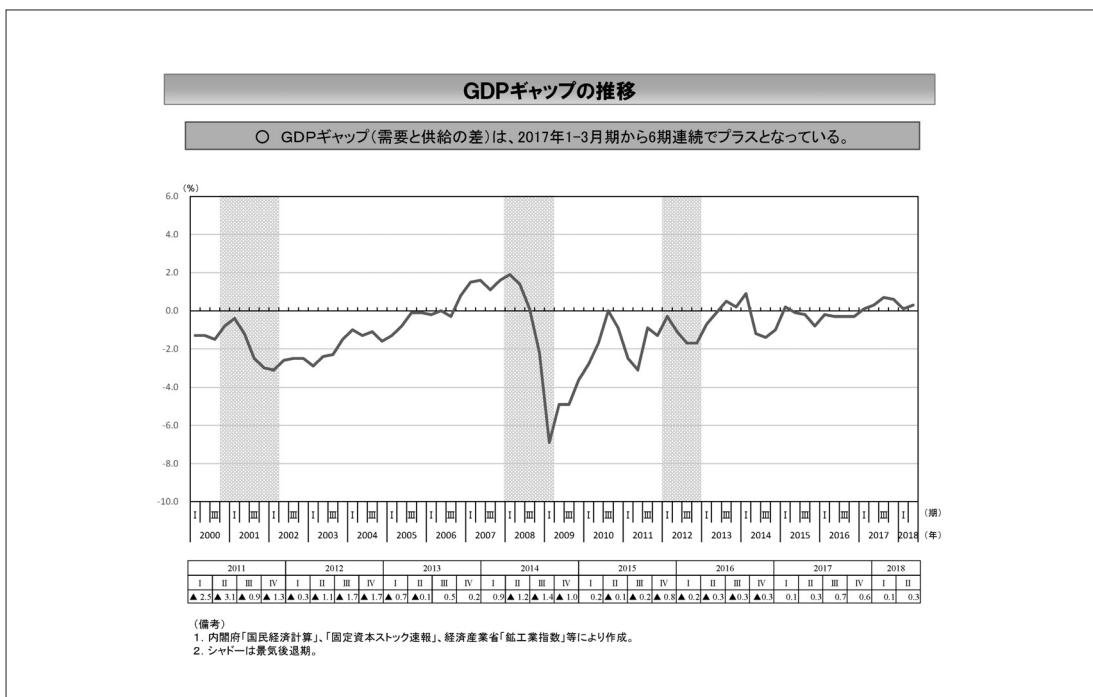
(資料⑥)



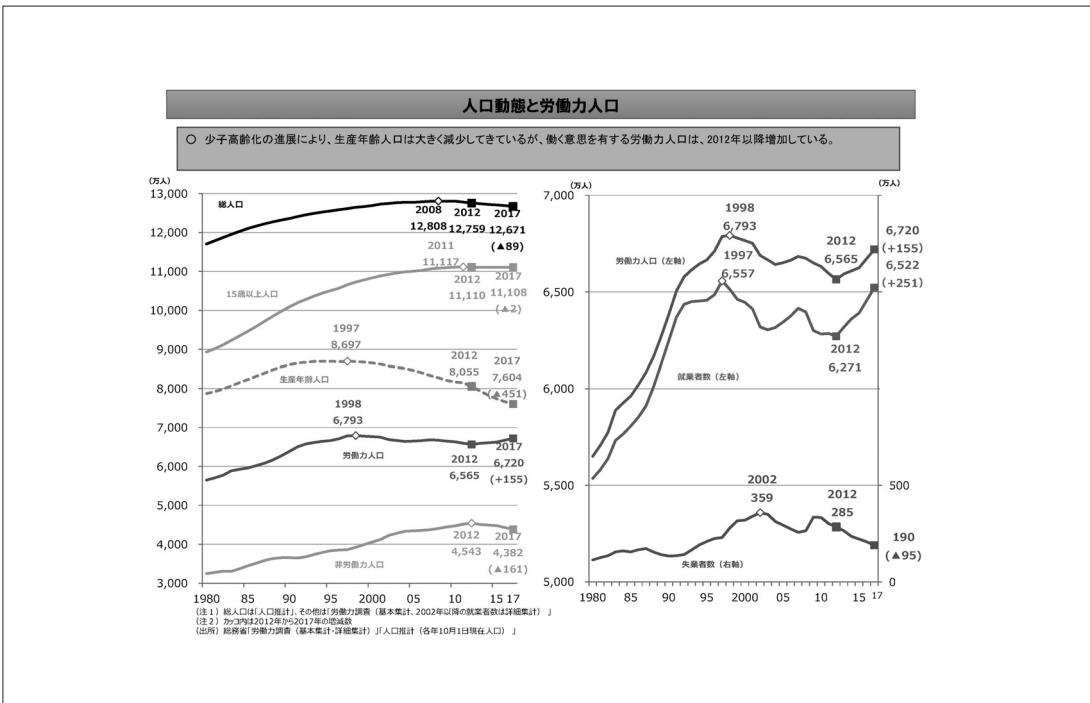
(資料⑦)



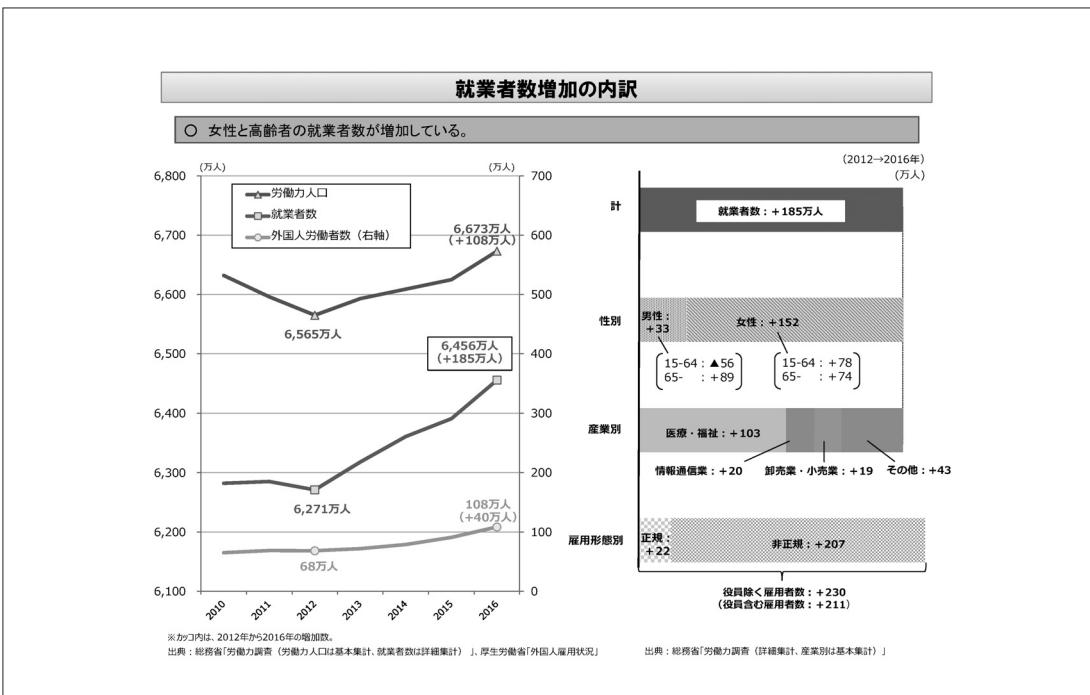
(資料⑧)



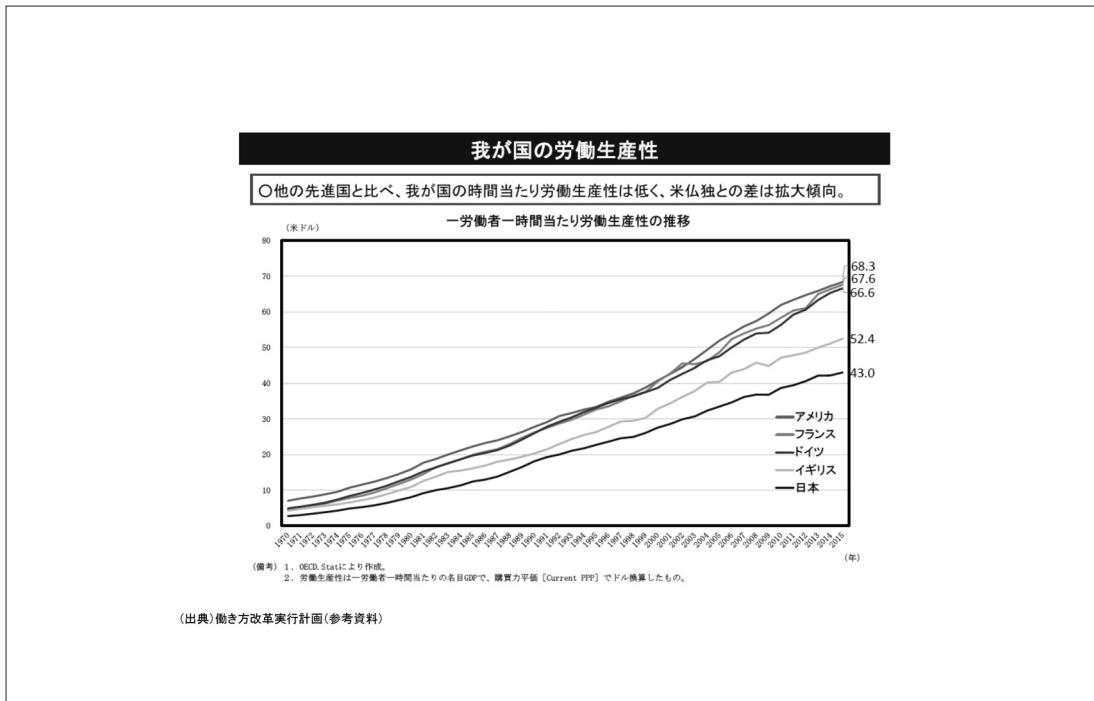
(資料⑨)



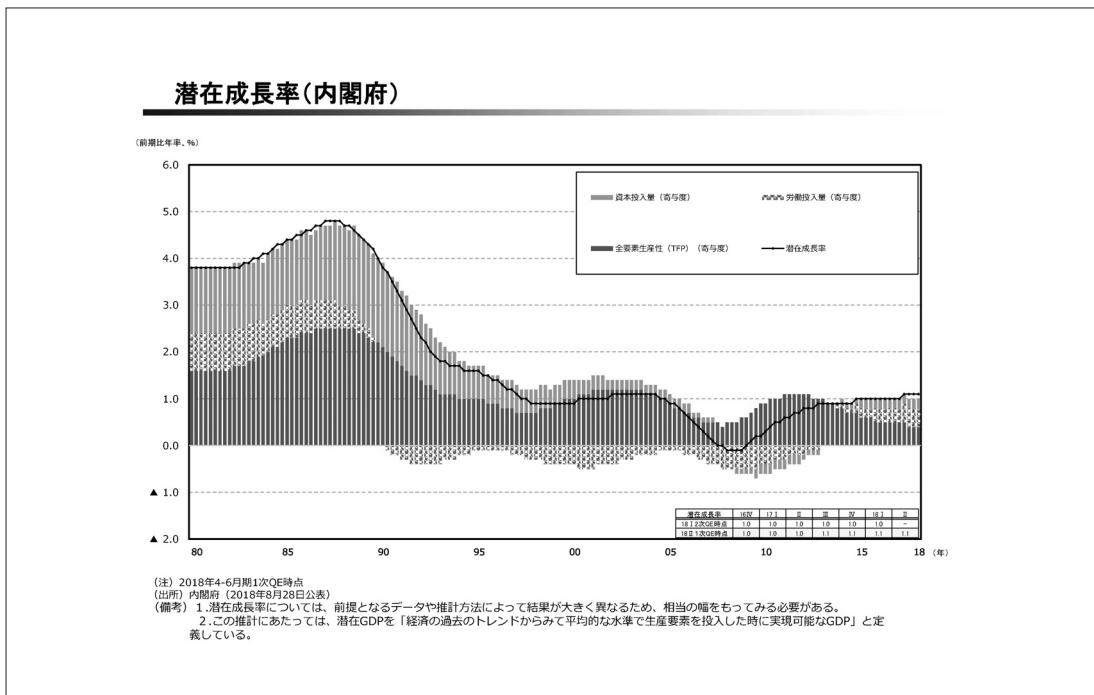
(資料⑩)



(資料⑪)



(資料⑫)



(資料⑬)

経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）

〔平成30年6月15日〕
閣議決定

1章 現下の日本経済

1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性

（1）日本経済の現状と課題

②今後の課題

需給ギャップが縮小しプラス基調に転じている一方で、潜在成長率は、労働力人口の高まり等により改善しているものの、労働生産性の伸びが傾向的に低下してきたことから足元で1%程度にとどまっているとみられ、その引上げが持続的な経済成長の実現に向けた最重要課題となっている。需給ギャップの縮小は、人手不足感の高まりという形に表れ、中堅企業・中小企業・小規模事業者において特に強まっている。少子高齢化が中長期的に経済成長を制約する要因となる中で、人手不足に対処しつつ、この制約を克服し、持続的な成長経路を実現していくためには、質・量の両面での人材の確保とともに、イノベーション力の強化など生産性の向上により経済のサプライサイドを強化し、潜在成長率を高めていくことが急務である。

2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向け潜在成長率を引き上げるため、サプライサイドの改革として、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、働き方改革を推進していく。

(資料⑭)

構造改革（今後の取組）

骨太方針2018（2018.6）

～ 少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～

人づくり革命の実現と拡大

- ◆ **労働者の無償化**
 - ・3歳未満の全児童の子供の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化。
幼稚園、保育所、認定こども園についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化。
 - ・0歳から2歳：住民税非課税世帯を対象として無償化
- ◆ **高等教育の無償化**
 - ・住民税非課税世帯の子供たちに対する授業料の免除措置や給付型奨学金の充実
- ◆ **大学改革**
 - ・各大学の役割・機能の明確化・大学教育の質の向上
- ◆ **リカレント教育**
 - ・教育訓練給付の拡充・産学連携によるリカレント教育
- ◆ **各種扶助の充実**
 - ◆ **女性活躍の推進**
 - ◆ **高齢者雇用の促進**
 - ・65歳以上の继续雇用年齢の引き上げに向けた環境整備
・高齢者の雇用促進策・公務員の定年引上げ

働き方改革の推進

- ◆ **長時間労働の是正**
 - ・罰則付の過労労働の上限規制
(原則、月平均時間・年平均時間：労使協定を結んでも年720時間)
・過労障害業務については、上限規制の適用に向けた環境整備を進める
- ◆ **同一労働同一賃金の実現**
 - ◆ **賃金フローティング制度の創設**
高齢者雇用年齢の引き上げ、時間ではなく成果で評価される仕組みを導入
 - ◆ **賃金の引き上げ**
年率3%程度を目指して引き上げ、全国加重平均100円を目指す
- ◆ **新たな外国人材の受け入れ** ※移民政策とは異なる
 - ◆ **一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設**
業種の特性を考慮した業種別の受け入れ方針を今後決定
 - ◆ **従来の外国人材受け入れの更なる促進** ◆ 外国人の受け入れ環境の整備

2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の準拠化

新経済・財政再生計画の策定

未来投資戦略2018（2018.6）

～「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革～

重点分野とフラッグシップ・プロジェクト

- ◆ 次世代ビッグデータシステムの構築
 - ・無人自動運転による移動サービスの実現(2020年)
- ◆ 次世代ヘルスケアシステムの構築
 - ・個人の健診・診療・投薬情報等、医療機関等の間で共有するための工程策定
- ◆ エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進
 - ・2050年を見据えたエネルギー・蓄電、水素利用等の技術開発
- ◆ FinTechによるデジタル化推進
 - ・金融・商取引関連法規の機能別・横断的な法制度への見直し
- ◆ デジタルガバナンスの推進
 - ・デジタルガバナンス一括柔軟の提出、ワンストップ化・ワンストップ化
- ◆ 次世代インフラ・システム化の構築／PPP・PFI手法の導入加速
 - ・建設から維持管理のプロセス全体の3次元データ化
・PPP・PFIの重点分野における取組強化
- ◆ 農林水産業のスマート化
 - ・農林水産業のさらなる現場でAI・ロボット等の社会実装推進
- ◆ まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ
 - ・「コトバ・プラス・ネットワーキング」加速、モデル都市構築
- ◆ 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化
 - ・IT・ロボット導入の強力な推進

経済構造革新への基礎づくり

- ◆ (1)データ駆動型社会の共通インフラの整備
 - ◆ 基盤システム・技術への投資促進
- ◆ (2)時代に応じた人材育成と農業活用
 - ◆ イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携
- ◆ (3)大胆な規制・制度改革
 - ◆ サンドボックス制度の活用と、競争規制からの転換
 - ◆ ブラックフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

今後の成長戦略推進の枠組み

- ◆ 重点分野について「東京協議会」を設置
 - ⇒ 2025年までに目標指標を共有し、その実現に必要な施策等を来年夏までにとりまとめ

(資料⑮)

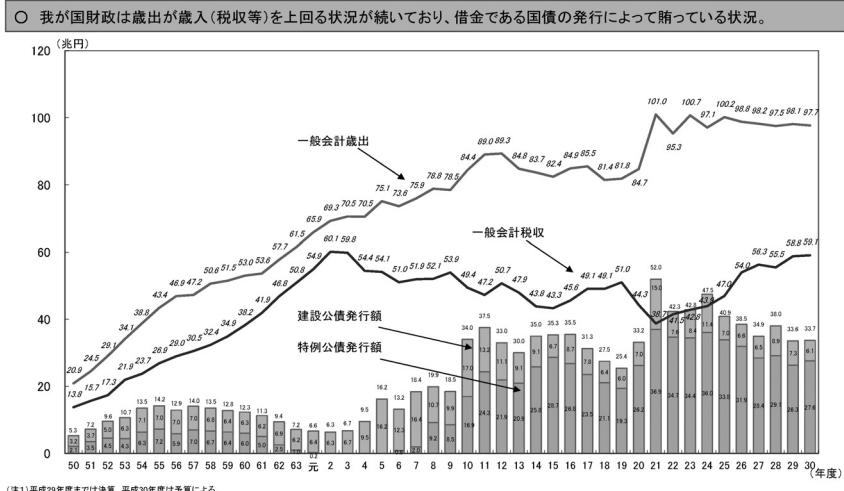


(資料⑯)

2. 税制を取り巻く状況

(資料⑯)

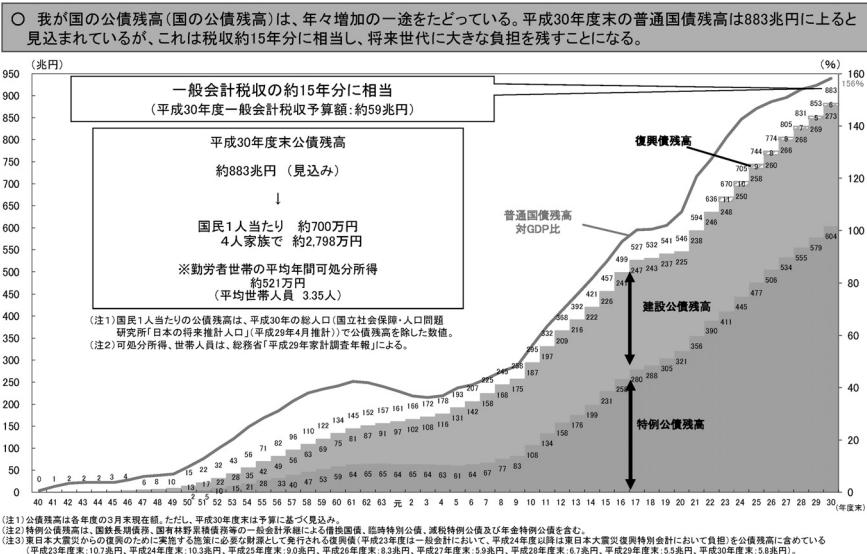
一般会計における歳出・歳入の状況



(注1) 平成29年度までは決算、平成30年度は予算による。
 (注2) 公債残高は、平成2年債は沿岸地域における平和開拓活動を支援する財源を賄達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先駆して行った減税による粗税收入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を賄達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を賄達するための年金特例公債を統一している。

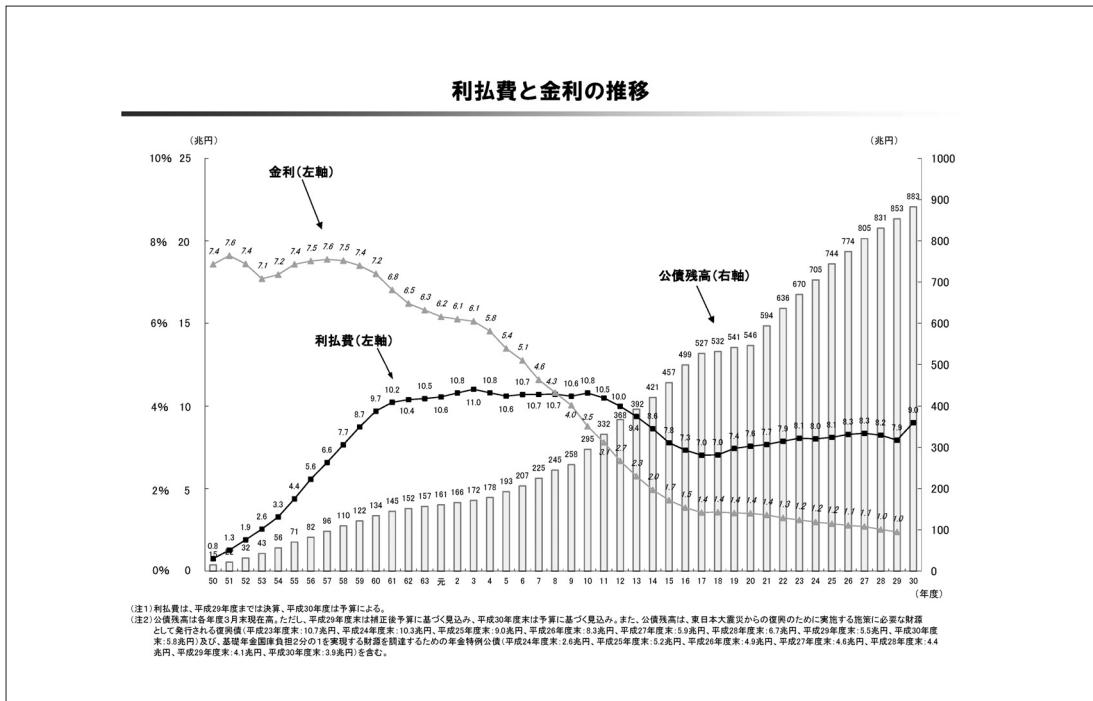
(資料⑰)

公債残高の累増

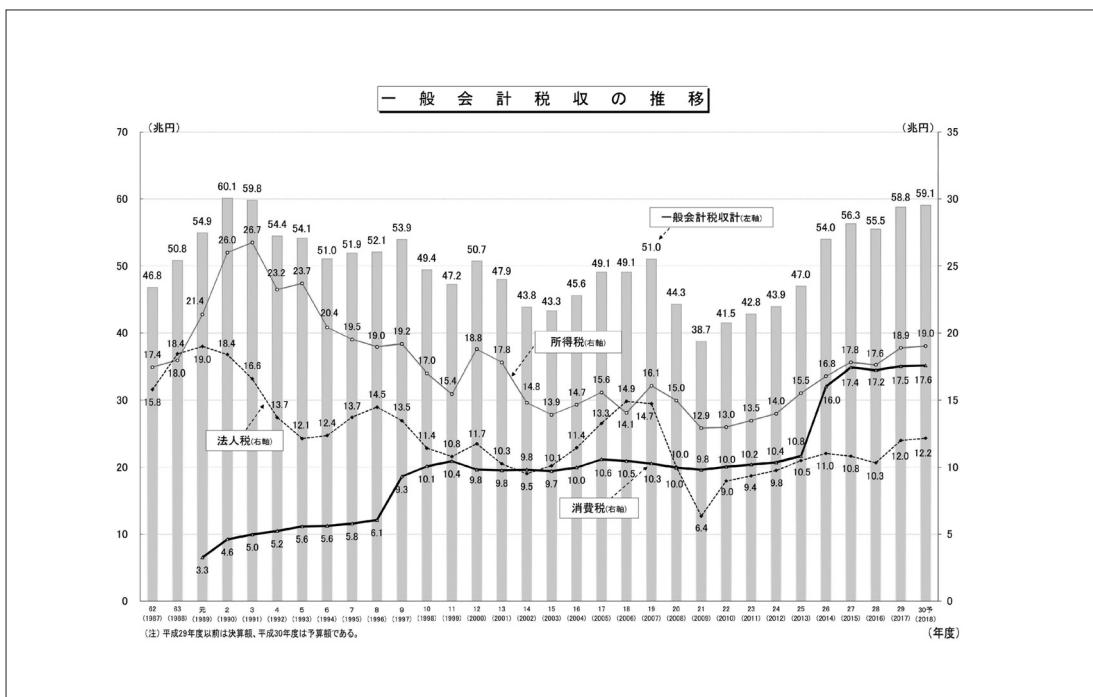


(注1) 公債残高とは各年度の3月期終了日における、既存の債務を償還する手段によって支拂ひ込み。
 (注2) 特例公債は、国鉄負担債務、林野省森林構造改善事業の一部会計に組み込まれた特例公債、減税特別公債及び年金特例公債を含む。
 (注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として実行される復興債(平成23年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている
 (平成23年度末:107兆円、平成24年度末:103兆円、平成25年度末:90兆円、平成26年度末:83兆円、平成27年度末:83兆円、平成28年度末:59兆円、平成29年度末:55兆円、平成30年度末:55兆円)。
 (注4) 平成30年度末の翌年度借換のための新借債限度額を除いた見込額は828兆円程度。

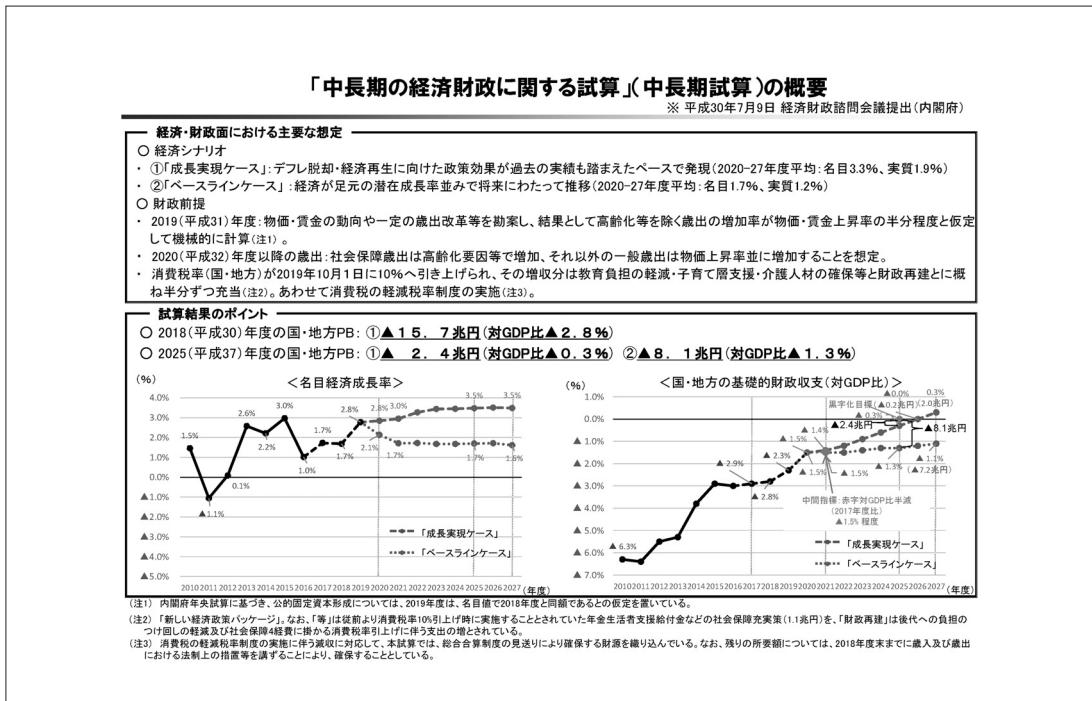
(資料⑯)



(資料⑰)



(資料②)



(資料②)

経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定) (抄)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

3. 新経済・財政再生計画の策定

(2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

(財政健全化目標)

財政健全化目標の設定に当たっては、歳出面・歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ、質を高める必要がある。中長期の経済財政に関する試算（以下「中長期試算」という。）で示された成長実現ケースの下、着実な収支改善を実現することにより、2024年度のPB黒字化が視野に入る。

しかしながら、今後、景気回復が鈍化する可能性や社会保障関係費の増大も想定される。必要な場合には、景気を腰折れさせないよう機動的に対応し、経済成長を確実に実現する対応を取る必要がある。また、団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要がある。

このため、財政健全化目標については、

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

(資料②③)

経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（5）税制改革、資産・債務の圧縮等

（基本的考え方）

デフレ脱却・経済再生を加速することにより、経済成長を実現し、税収増をより確実なものとする。また、公共サービスの産業化等を進め、経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等を通じた新たな税収増を生み出す。

急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。また、真に必要な財政需要の増加に対応するための歳入改革努力について、今後歳出改革を進める中で考慮する。

（税制改革）

個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調を通じた「B E P S プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

I C T の更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を一層推進する。グローバル化やI C T 化が急速に進展する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

(資料④)

財政再建に関する特命委員会報告（抄）

平成30年5月24日
自由民主党

II. 財政健全化目標の設定

1. 財政健全化目標

政府・与党は、財政健全化目標について、フロー目標として、国・地方をあわせたPBを黒字化するとともに、ストック目標として、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを掲げてきた。

フローとストックについての両指標はともに重要である。債務残高対GDP比の動向は金利と成長率によっても影響を受けるが、PB改善は国債発行額の抑制を通じて債務残高対GDPを着実に改善させる。

本委員会においては、内閣府の最新の「中長期の経済財政に関する試算」（以下、「中長期試算」）（2018年1月公表）について、アドバイザーによる検証を行った。PB収支がわずかな黒字である場合には、中長期試算の成長実現ケースのような高い成長率と金利を前提としても、2030年代前半には債務残高対GDP比が上昇に転じることが明らかとなり、中長期的に債務残高対GDP比を低下させるためには、PBを継続的に改善することが重要であるとの検証結果を得た。わが国の債務残高対GDP比は2012年以降も一貫して上昇しており、この上昇を止めるためには名目GDPが当初の見通し通り増加し続けることがまずは条件となるが、更に十分な成長が見込めるとしても金利上昇に備え、PB黒字化にとどまらず、利払費を含む財政収支の着実な改善を目指す必要がある。

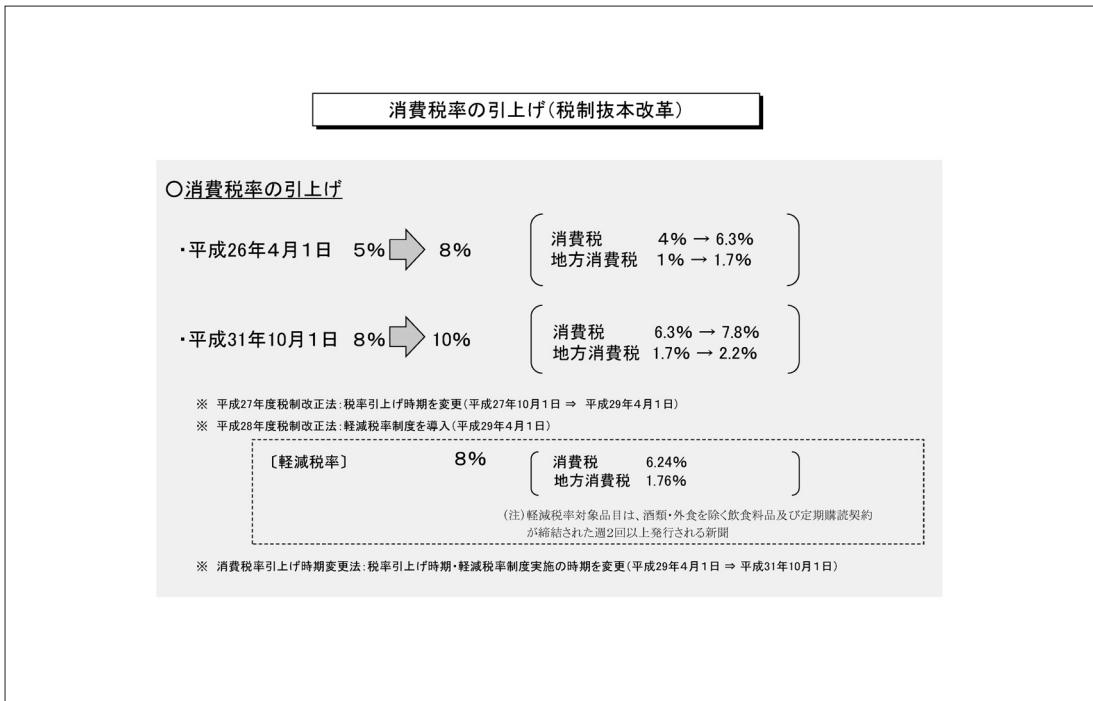
(資料②5)

3. 消費税

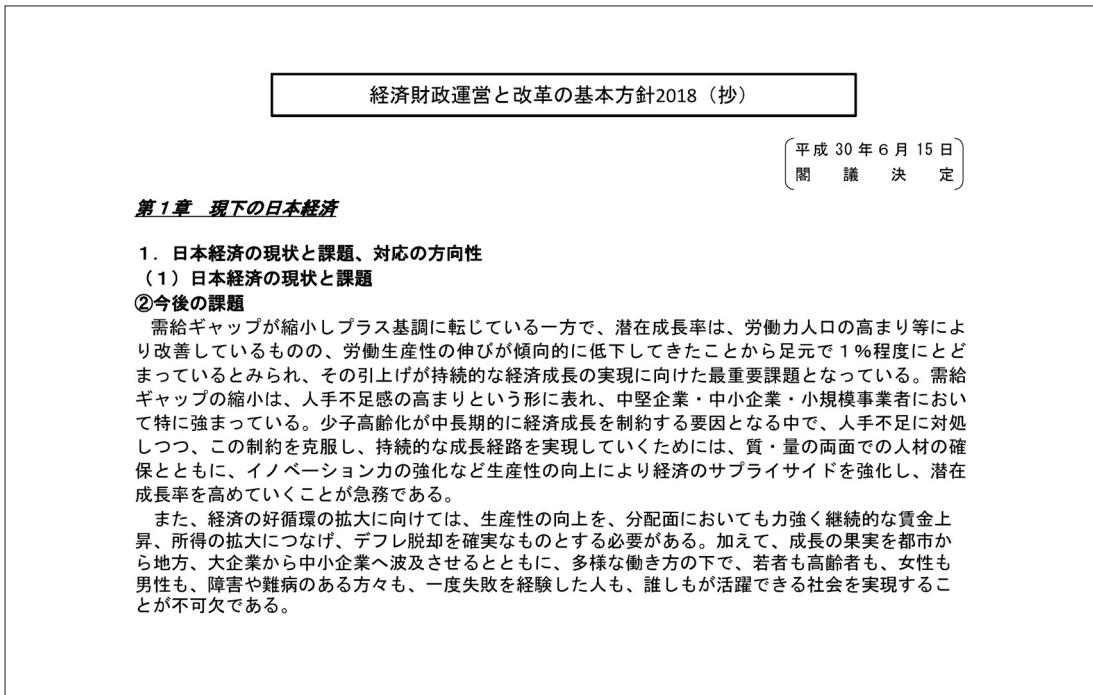
(資料②6)

<消費税率の引上げ>

(資料②)



(資料⑧)



(資料②9)

少子高齢化は、経済面で成長の制約要因であるとともに、財政面においては、若年人口の減少による医療費等の減少という側面がある一方で、社会保障の支え手の減少や、高齢者の医療・介護費による歳出増加圧力を通じて財政健全化の足かせとなる。特に若年層に強い社会保障に対する将来不安や、社会保険料の負担増、教育費用など子育て負担は、現役世代の消費意欲を抑制し、個人消費の回復が力強さを欠く要因にもなっている。全世代型社会保障を確立し、その持続性を確保する観点から、歳出改革の加速・拡大を図るとともに、2019年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実施し、少子化対策や年金、医療、介護に対する安定的な財源を確保することが課題である。

財政健全化に向けては、これまでの目標である2020年度のPB黒字化の達成が困難となつたが、PB黒字化を目指すという目標を堅持し、この「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、その達成時期を明示するとともに、裏付けとなる新たな計画を提示し、これを実行に移していくことが必要である。

(2) 対応の方向性

②消費税率引上げと需要変動の平準化

今後の財政健全化の道筋を展望すれば、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、2019年10月1日に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実現する必要がある。

前回の2014年4月の消費税率引上げの際には、消費税率引上げに伴い物価上昇率が大きく高まり、耐久財を中心に個人消費が税率引上げ直前の2014年1~3月期に前期比2%増加した後、引上げ直後の同年4~6月期には4.7%減少するなど駆け込み需要・反動減といった大きな需要変動が生じ、景気の回復力が弱まることとなった。加えて、企業においては、税率引上げ前後で設備稼働率が大きく変動するなど資源の利用に非効率性が生じた。

(資料⑩)

これに対し、ドイツや英国といった欧州諸国においては、付加価値税率の引上げ前後の景気変動が小さく抑えられている。前回の消費税率引上げ時の経験や欧州の事例にも学びつつ、2019年10月1日における消費税率の引上げに向けては、消費税率引上げによる駆け込み需要・反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動の平準化、ひいては景気変動の安定化に万全を期す。

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たっては、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の拡充や低所得者への配慮とともに、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制することが経済全体にとって有益であることから、以下の取組を進めるとともに、消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、 국민に分かりやすく広報を行う。

(1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、人づくり革命の安定財源を確保するために、2019年10月1日に予定している消費税率引上げ分の使い道の見直しを行った。具体的には、消費税率の2%の引上げによる5兆円強の税収のうち、従来は5分の1を社会保障の充実に使い、残り5分の4を財政再建に使うこととしていたが、これを変更し、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。このうち、介護人材の待遇改善について消費税率引上げ日の2019年10月1日に合わせて実施するとともに、児童扶養控除の無償化についてもこれをを目指し、消費税率引上げによる経済的悪影響を緩和することとする。

(資料③)

(2) 軽減税率制度の実施

2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たっては、低所得者に配慮する観点から、酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞について軽減税率制度を実施することとしており、引き続き、制度の円滑な実施に向けた準備を進める。

(3) 駆け込み・反動減の平準化策

我が国においては、消費税は1989年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格を引き上げる税制との認識が広く定着している。これに対し、1960年代から1970年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断している。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していない。

消費税は消費に広く公平に負担を求める性格のものであることを踏まえた上で、2019年10月1日の消費税率引上げに当たり、税率引上げの前後において、需要に応じて事業者のそれぞれの判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動減が抑制されるよう、その方策について、具体的に検討する。

一方で、下請等の中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努め、万全の転嫁対策を講じるとともに、商店街の活性化、中小企業・小規模事業者のIT・決済端末の導入やポイント制・キャッシュレス決済普及を促進する。

(4) 耐久消費財対策

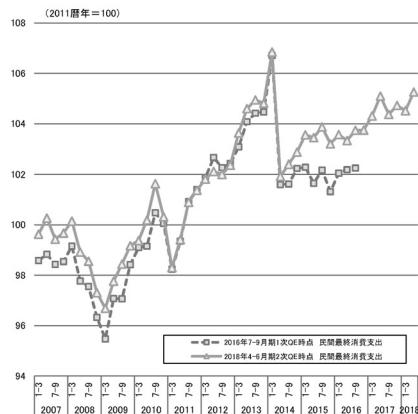
2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

(資料④)

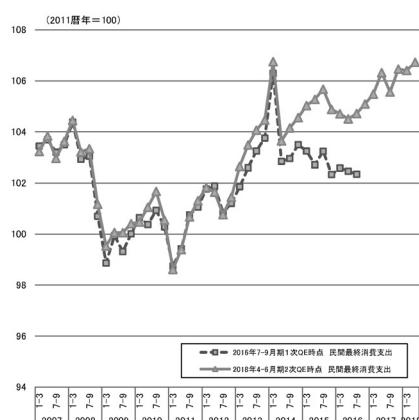
個人消費の推移

○ 個人消費は、消費増税後も緩やかに回復してきている。

『個人消費水準(実質)の推移(四半期)』



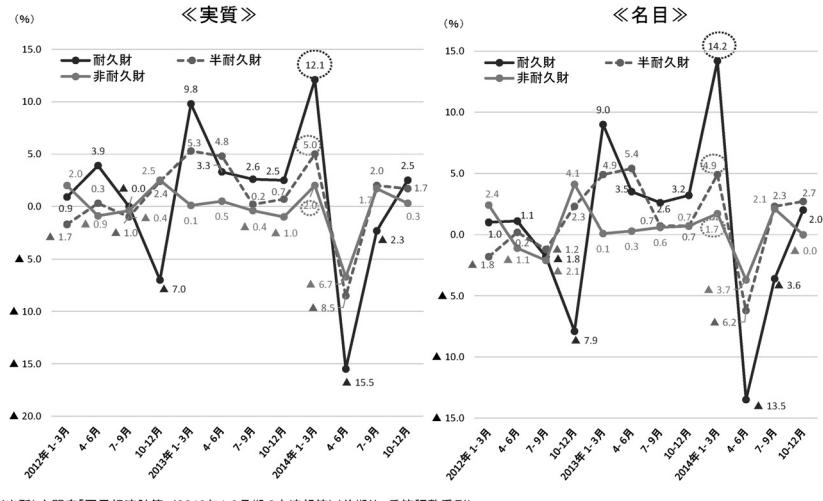
『個人消費水準(名目)の推移(四半期)』



(出所) 内閣府「国民経済計算」
(注) 2016年7~9月期1次OE時点は17年基準。2018年4~6月期2次OE時点は23年基準。

(資料③)

形態別国内家計最終消費支出



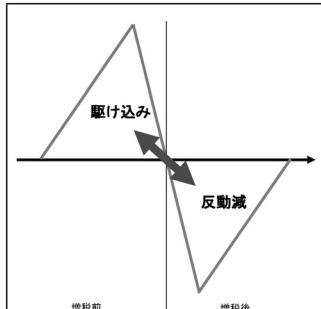
(出所) 内閣府「国民経済計算」(2018年1-3月期 2次速報値)(前期比:季節調整系列)

(資料④)

消費税率8%への引上げ時の駆け込み需要と反動減

- 駆け込み需要と反動減について、個人消費と住宅投資に係る規模が次のとおり試算されている。

【駆け込み・反動減のイメージ】



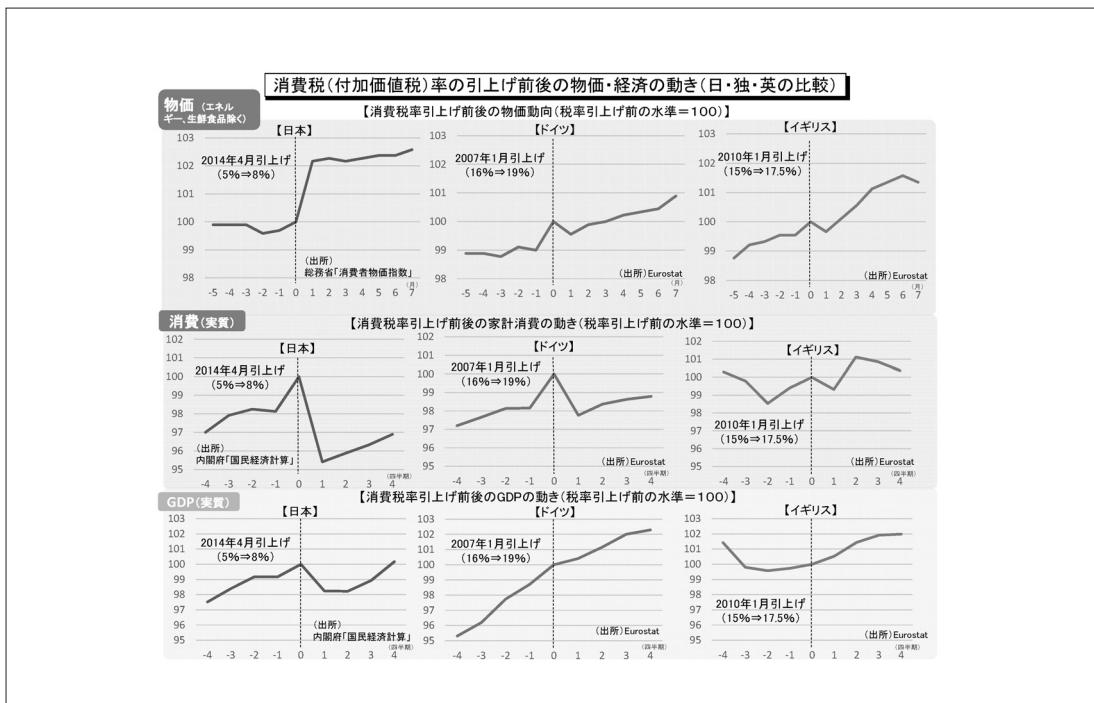
【駆け込み・反動減の規模】

- ◆ 個人消費3.3兆円程度
 - うち耐久財2.5兆円
 - うち半耐久財0.4兆円
 - うち非耐久財0.5兆円

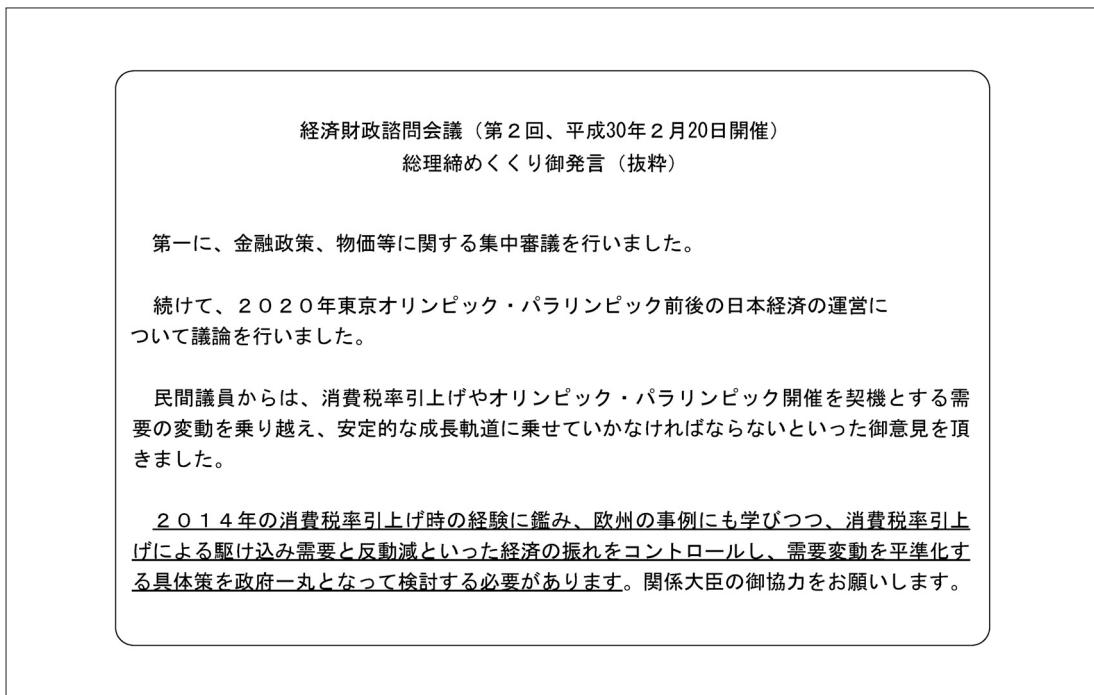
- ◆ 住宅投資1.0～1.6兆円程度
(着工戸数6～7万戸程度)

(出典) 内閣府「日本経済2014-2015」(2015年1月)。08SNA基準に改定する前のGDP統計に基づく試算。
(注1) GDP統計上の実質最終消費については、目的別に88種類に分類されており、半耐久財は衣服など非耐久財は飲食料品などである。
(注2) 住宅投資に係る規模については、消費税率引上げ以外の要因(相続税改正等)による影響が含まれることに留意が必要となっている。

(資料③⑤)



(資料③⑥)



(資料③7)

消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォースの開催について

〔平成30年4月13日〕
内閣官房長官決裁

1 平成26年の消費税率引上げ時の経験に鑑み、欧州の事例にも学びつつ、消費税率引上げによる駆け込み需要と反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動を平準化するための具体策を検討するため、消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォース(以下「タスクフォース」という。)を開催する。

2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣官房副長官補(内政担当)
副議長 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)兼内閣府政策統括官(経済財政運営担当)

内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)

構成員 内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室長 内閣府大臣官房審議官(経済財政運営担当)

公正取引委員会経済取引局長

公正取引委員会経済取引局取引部長

消費者庁次長

消費者庁審議官

総務省自治税務局長

財務省主税局長

経済産業省経済産業政策局長

中小企業庁次長

国土交通省総合政策局長

3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4 タスクフォースの庶務は、内閣府の協力を得て、内閣官房において処理する。

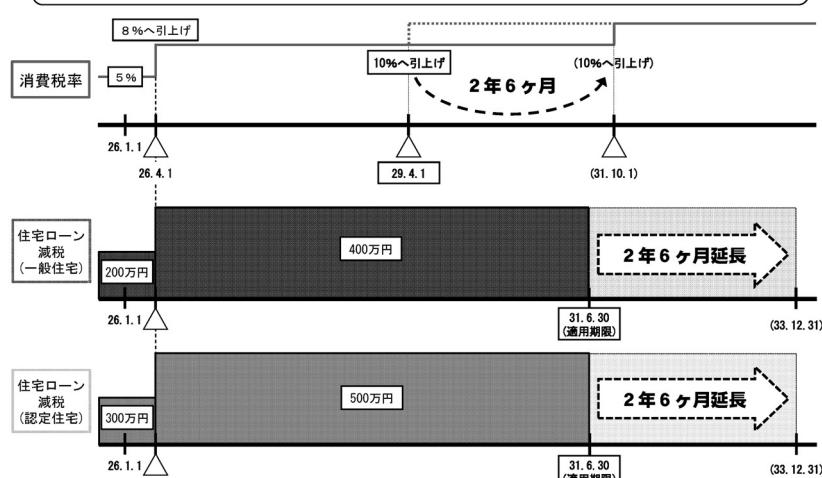
5 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考) 第1回：平成30年4月13日開催

(資料③8)

消費税率引上げ時期の変更を踏まえた住宅ローン減税等の延長（消費税率引上げ時期変更法）

現行では平成31年6月30日までの適用期限とされている住宅ローン減税等の措置について、消費税率10%への引上げ時期の変更を踏まえ、その適用期限を平成33年12月31日まで2年6ヶ月延長する。
(注1)個人住民税の住宅ローン控除の特例及び被災者に係る住宅ローン控除の特例についても、同様とする。
(注2)すまい給付金及び住まいの復興給付金についても、同様とする。

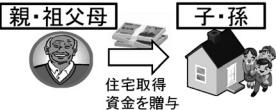


(資料⑨)

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

制度の概要

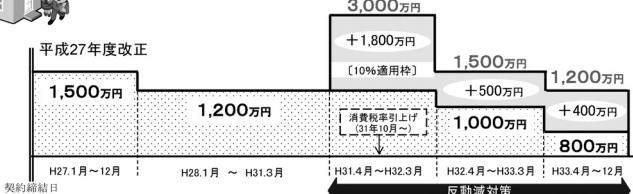
- 親・祖父母等(贈与者)が住宅取得等の資金を贈与する場合、子・孫等ごとに契約締結の時点に応じた非課税枠まで非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳以上、合計所得金額2,000万円以下)
- 平成27年1月1日から平成33年12月31日までの措置(前身の同様の制度は平成21年に創設)。



親・祖父母
子・孫

住宅取得資金を贈与

非課税枠



期間	非課税枠 (万円)
H27.1月～12月	1,500
H28.1月～H31.3月	1,200
H31.4月～H32.3月	3,000 (+1,800万円) 消費税率上昇 (+10%適用枠) (31年10月～)
H32.4月～H33.3月	1,500 (+500万円)
H33.4月～12月	1,200 (+400万円)

(注)1 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠はそれぞれ500万円減。
2 平成21年3月末までに譲り受けた場合は、引渡し2011年10月を過ぎて、消費税率は旧税率(3%)を適用。
3 東日本大震災の被災者に係る非課税枠は、33年12月末まで、耐震・エコ・バリアフリー住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円。
ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の31年4月から32年3月までの非課税枠については、耐震・エコ・バリアフリー住宅:3,000万円、一般住宅:2,500万円。
4 床面積50m²以上240m²以下の住宅用家屋が対象。原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

(資料⑩)

平成29年度税制改正大綱（抄）

平成28年12月8日
自由民主党
公明党

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

一部の自動車メーカーが燃費性能を偽った今回の不正は、エコカー減税制度の根幹を揺るがす問題である。燃費不正対策を強化するため、道路運送車両法を改正するとともに、税制においても、燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例等の措置を講ずる。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長する。その実施に当たっては、段階的に基準を引き上げることとする。なお、自動車重量税については、ガソリン車への配慮等の観点から、時限的・特例的な措置を講ずる。

エコカー減税は、燃費水準の向上により、見直しを行わないと、政策インセンティブ機能が低下し、税収も減少していくという性質を有する。他方、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に、国・地方において多額の財源が必要となることが見込まれる。今後、適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る。

平成28年度末に期限切れを迎える自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、重点化を行った上で2年間延長する。また、環境性能割導入以後のグリーン化特例（軽課）については、平成26年度及び平成28年度と税制改正大綱に沿って必要な検討を行い、平成31年度税制改正において具体的な結論を得る。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に際し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

(資料④)

車体関係諸税の概要（平成30年度）

税目		税率	税収（億円）
取得	自動車取得税（都道府県税）	・自家用 取得価額の3% ・営業用及び軽自動車 " 2%	1,665
保有	自動車税（都道府県税）	（例）乗用車 排気量2,000ccクラス ・自家用 39,500円（年） ・営業用 9,500円（年）	15,258
	軽自動車税（市町村税）	（例）軽乗用車 ・自家用 10,800円（年） ・営業用 6,900円（年）	2,604
利用	自動車重量税（国税）	（例）乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 4,100円 ・営業用 2,600円 (本則税率：いずれも2,500円)	6,661 〔うち国分 3,950 うち地方譲与分 2,711〕

（注）税収は、国税は平成30年度予算額、地方税は平成30年度地方財政計画額。

(資料④)

自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）

29改正

改正前		29年5月1日～30年4月30日		30年5月1日～31年4月30日	
		初回車検	2回目車検	初回車検	2回目車検
電気自動車等（注1）	免税	免税		免税	免税
2020年度燃費基準+50%達成	免税	免税		免税	免税
2020年度燃費基準+40%達成	免税	免税		免税	免税
2020年度燃費基準+30%達成	免税	免税		免税	▲75%軽減
2020年度燃費基準+20%達成	免税	免税		▲75%軽減	▲75%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	▲75%軽減			▲50%軽減	▲50%軽減
2020年度燃費基準達成	▲50%軽減			▲25%軽減	▲25%軽減
2015年度燃費基準+10%達成	▲25%軽減			▲25%軽減	（本則）
2015年度燃費基準+5%達成	▲25%軽減			（注2）	
2015年度燃費基準達成	（本則）				

（注1）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

（注2）ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、平成29年5月1日～平成30年4月30日の間は、2015年度燃費基準+5%達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。以下同じ）、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車には本則税率を適用。

（注3）平成29年5月1日～平成30年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2015年度燃費基準+10%を達成している車には本則税率を適用。

また、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2020年度燃費基準を達成している車には本則税率を適用。

(資料④)

<軽減税率制度>

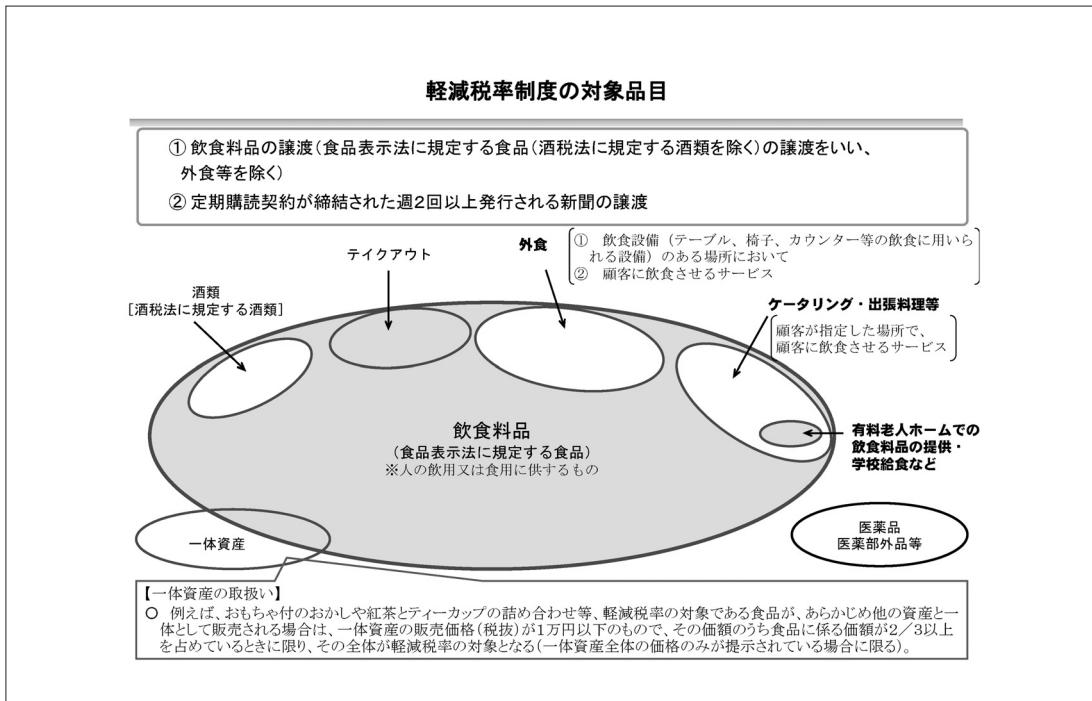
(資料④)

消費税の軽減税率制度の概要

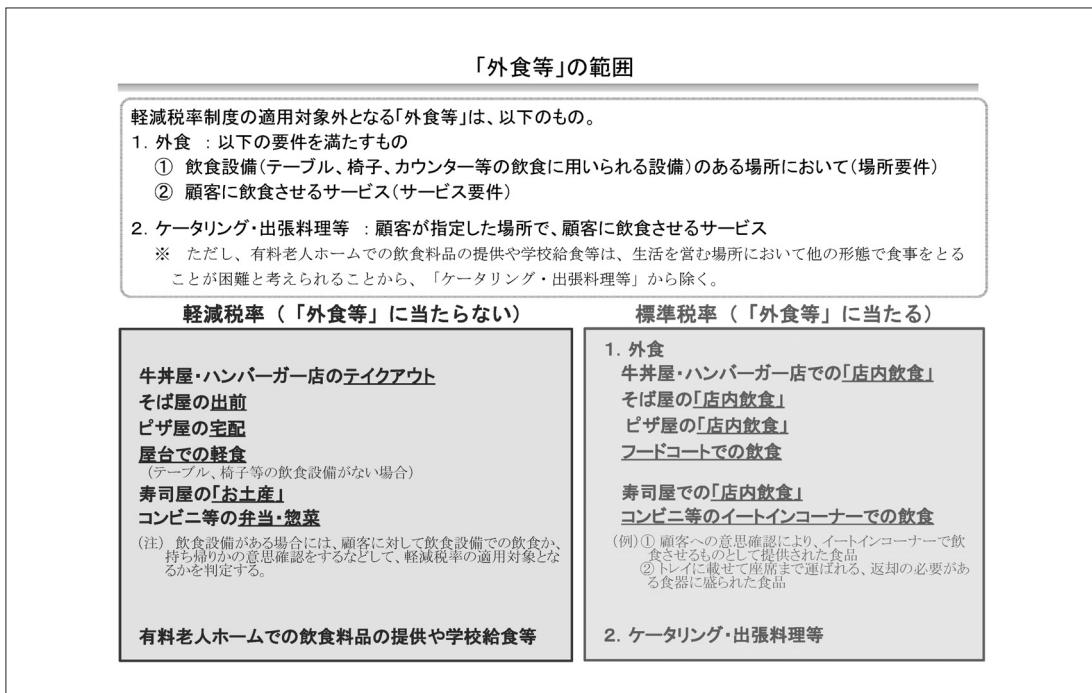
税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成31年（2019年）10月から、軽減税率制度を実施する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
- 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
- 適格請求書等保存方式の導入
 - ・ 平成35年（2023年）10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
 - ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。
- （適格請求書等保存方式導入までの経過措置）
 - ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。
- （適格請求書等保存方式導入後の経過措置）
 - ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。
- 平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する（平成28年度税制改正法附則）。
- 軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないよう、政府・与党が一体となって万全の準備。（平成28年度税制改正法附則）
 - ① 必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な実施・運用のための必要な措置を講ずる。
 - ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度の実施による簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

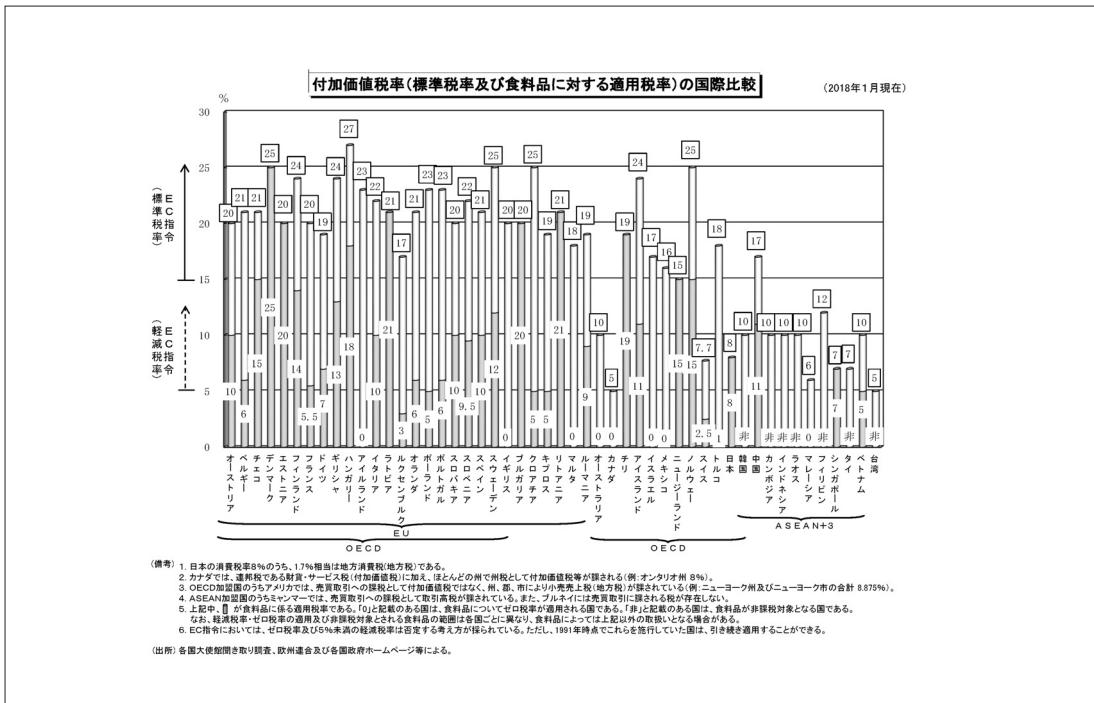
(資料④5)



(資料④6)



(資料④)



(資料④)

軽減税率制度実施に向けた取組について

1. 軽減税率制度等の事業者・消費者に対する広報・周知

【通達・Q&A】
○通達及びQ&Aを公表

【広報】
○政府広報オンラインに軽減税率制度実施の特集ページを開設(各都県のホームページにリンク)
○関係省庁のホームページにおいて軽減税率制度実施の特設サイトを開設
○軽減税率制度の概要を説明した動画を公開(政府インターネットテレビ等)
○各種メディアを活用した積極的な広報

【事業者向け冊子】
○分かりやすいパンフレット・リーフレット等により、きめ細やかに対応
○事業者に対するパンフレット(「よくわかる消費税軽減税率制度」)を送付

【説明会等】
○都道府県ごとに、商工会・商工会議所等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した消費税軽減税率制度実施協議会を組織し情報発信等で連携
○各省庁から所管事業者団体に対して説明会の開催等について協力依頼文書を提出
○各省庁、事業者団体等による様々な会議等を活用して軽減税率制度等を説明
○事業者団体が主催する説明会等への講師派遣の実施

2. 事業者支援策の周知・実施

【補助事業】
○複数税率対応レジの導入等支援
○受発注システムの改修等支援

【周知・サポート体制の整備】
○パンフレット(簡易版・詳細版)による事業者支援策の周知
○事業者支援措置(軽減税率対策補助金)等に係る動画を配信
○全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
○商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門派遣等に対する支援
○事業者支援措置に係る説明会等を実施

3. 軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

○軽減税率電話相談センターにおいて、軽減税率制度(対象品目、税額計算方法など)に関する問合せに対応
○電話相談センター(税務署)に軽減税率専用ガイドを開放
○全国の税務署の専用相談窓口(改正消費税相談コーナー)で個別相談に対応
○軽減税率対策補助金事務局コールセンターにおいて、レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せに対応
○全国の商工会・商工会議所等の相談窓口において、問い合わせに対応
○消費税価格転嫁等総合相談センターにおいて、消費税の転嫁等に関する相談や、軽減税率制度等に関する一般的な相談に対応

(資料④)

軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）	
消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対策レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。	
レジ導入等の支援（A型）	
概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）
補助率	原則2/3 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3/4 ・タブレット等の軽用端末は1/2（周辺機器とのセット購入のみ補助対象）
補助額限上	レジ1台あたり20万円、新たに行う商品マスクの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算、複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	・レジ本体 ・レジ付属機器等（バーコードリーダー・キヤッショドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマイズプレイ・レシートプリンタ・ルーターサーバー） ・機器設置に要する経費（運搬費含む） ・商品マスクの設定費 （リースの場合も対象です） （具体的な対象機種等は、ホームページで公表します）
申請支援等	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ペーパーなどによる代理申請等の利用が可能で、また、基本的にには、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。
申請期限	機器導入・改修後（申請期限：2019年12月16日） ※レジの設置・支払期限は2019年9月30日まで
受発注システムの改修等の支援（B型）	
概要	電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
補助率	2/3
補助額限上	小売事業者等の発注システムの場合 1000万円 卸売事業者等の受注システムの場合 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 1000万円
補助対象	・電子的な受発注システムのフォームやコード等の改修 ・現在利用している電子的な受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替 ・電子的な受発注に必須となる商品マスクや、発注・購買管理、受注管理機能の改修・入替（受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一休化されたパッケージ製品・サービスについては、電子的な受発注システムの機能を含むものであれば、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じたものを支援します。） （リースの場合も対象です）
申請支援等	・専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、事務局が指定したシステムベンダーなどが「代理申請」を行います。 ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを自ら導入する場合は、申請者自身での申請となります。
申請期限	・指定事業者による改修・システム改修・入替前 (申請期限：2019年6月28日、完了報告期限：2019年12月16日) ・自己導入・システム改修・入替後(申請期限：2019年12月16日) ※システム改修・入替期限：2019年9月30日まで

（参考）このほかに、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄県開拓金金融公庫の融資制度も活用できます。
 ■詳細は、ホームページをご確認ください。随時更新されます。
 ■お電話でも問合せを受け付けております。
 ⇒ 軽減税率対策補助金事務局ホームページ（www.kzt-hojo.jp）
 ⇒ 軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：平日 9時～17時／通話料有料）
 (申請期限：2019年6月28日、完了報告期限：2019年12月16日)
 TEL:0570 (081) 222 (1P電話等からの番号 03 (6627) 1317)
 ■お近くの工商会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

(資料⑤)



4. 所得税

(資料⑤)

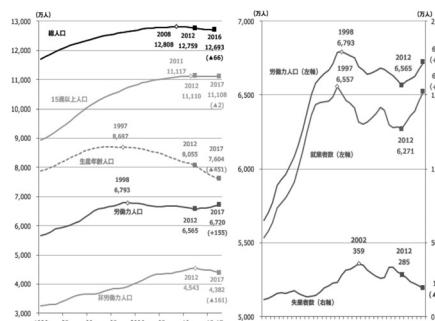
<経済社会の構造変化>

(資料⑥)

経済社会における構造の変化①

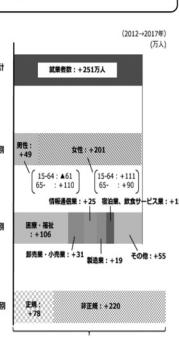
人口動態と労働力人口

○ 少子高齢化の進展により、生産年齢人口は大きく減少してきているが、働く意思を有する労働力人口は、2012年以降増加している。



就業者数增加の内訳

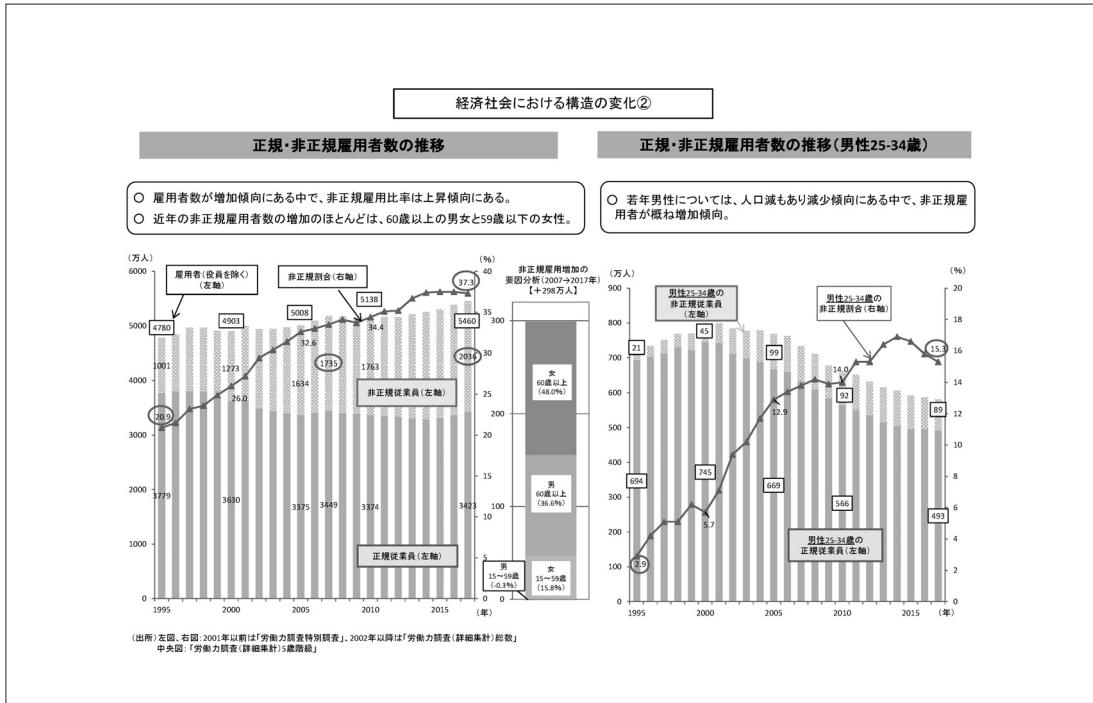
○ 女性と高齢者の就業者数が増加している。



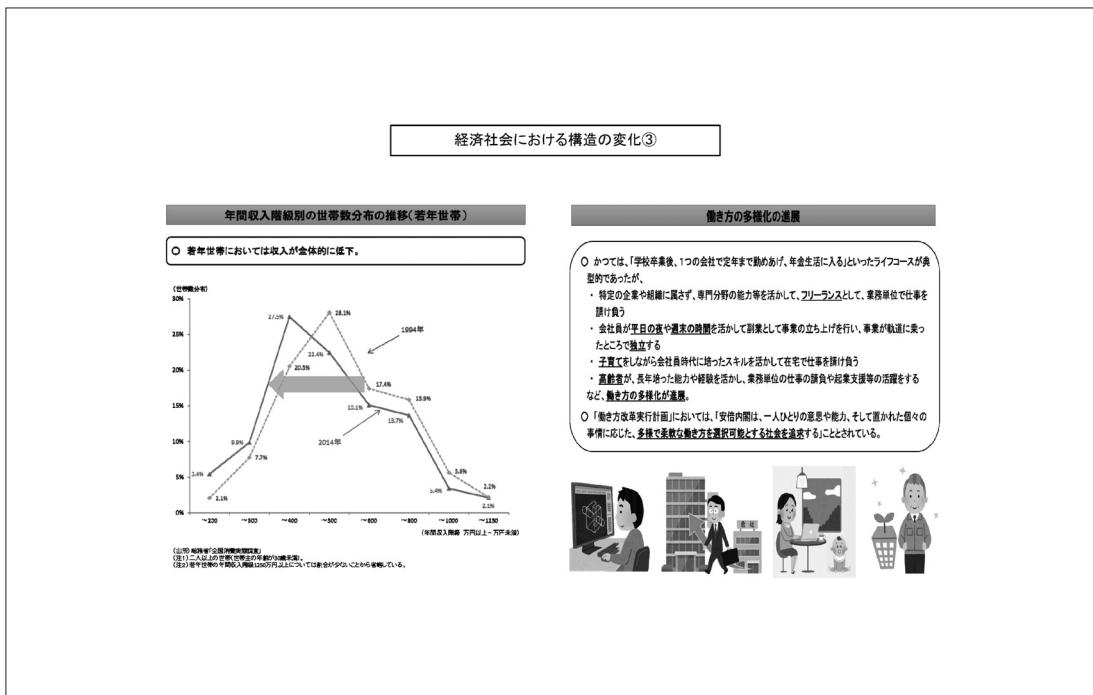
*カットオフ年は2012年から2017年(被用者は2012年から2016年の定期)。
出典：経済省「労働力調査（基本集計、2002年以後の就業者数は2年延長統計）」「人口推計（従属性修正人口）」

*カットオフ年は2012年から2017年(被用者は2012年から2016年の定期)。
出典：経済省「労働力調査（定期統計、年別は基本集計）」
出典：経済省「労働力調査（定期統計、年別は基本集計）」
出典：厚生労働省「外国人雇用実況」

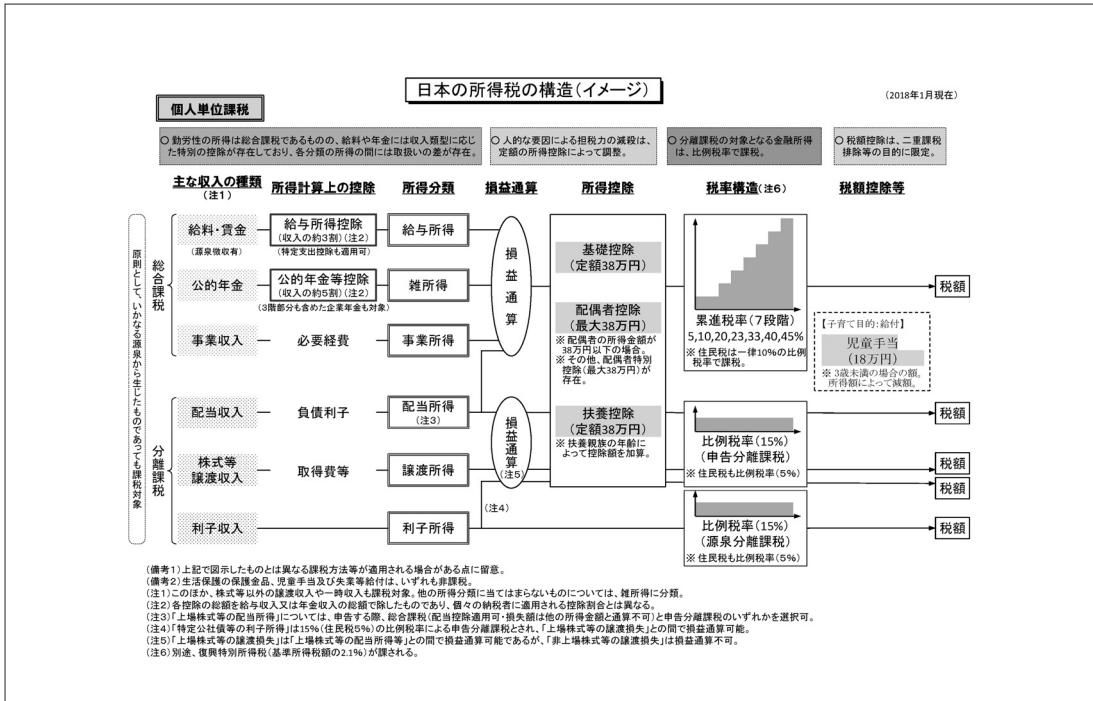
(資料53)



(資料54)



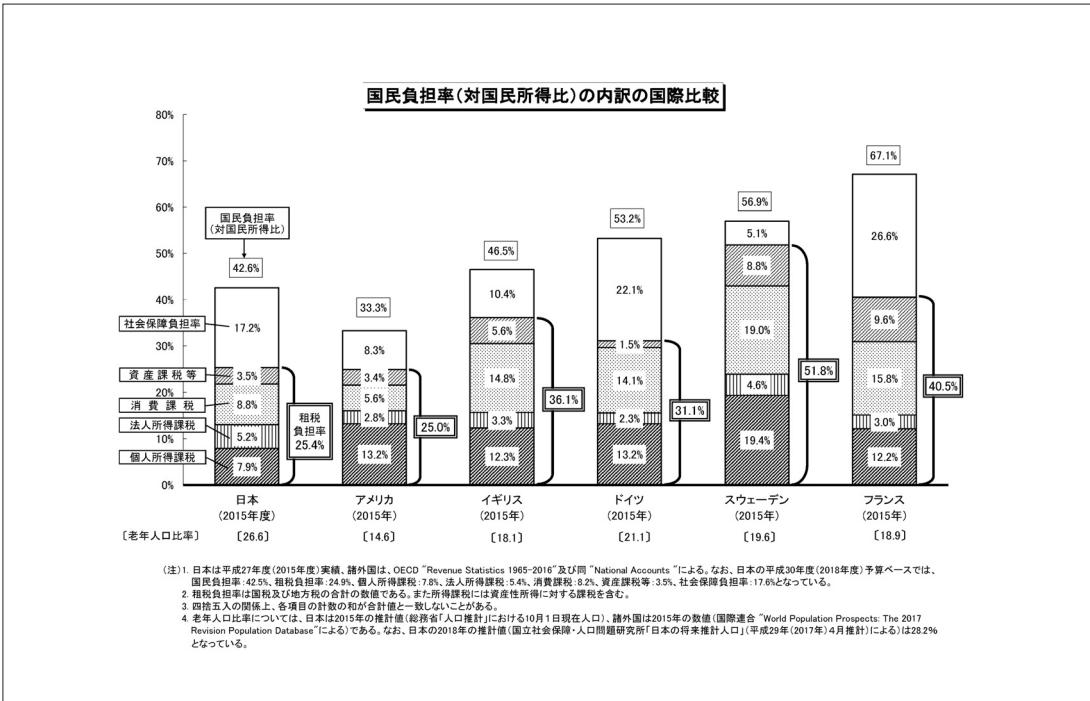
(資料⑤)



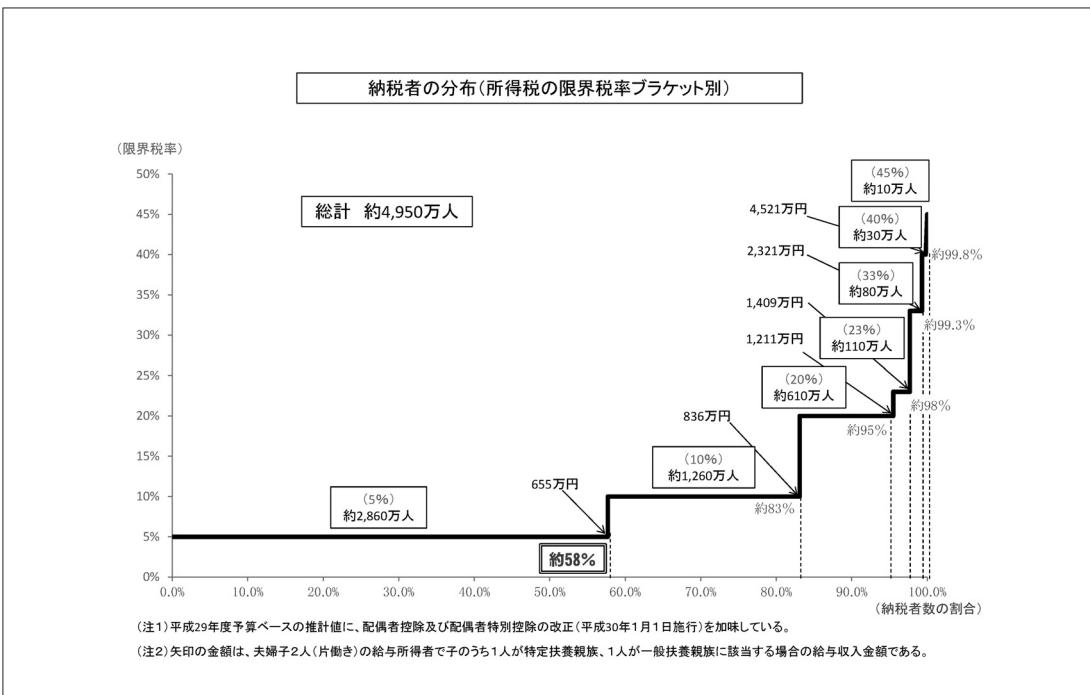
(資料⑥)

<所得税の構造>

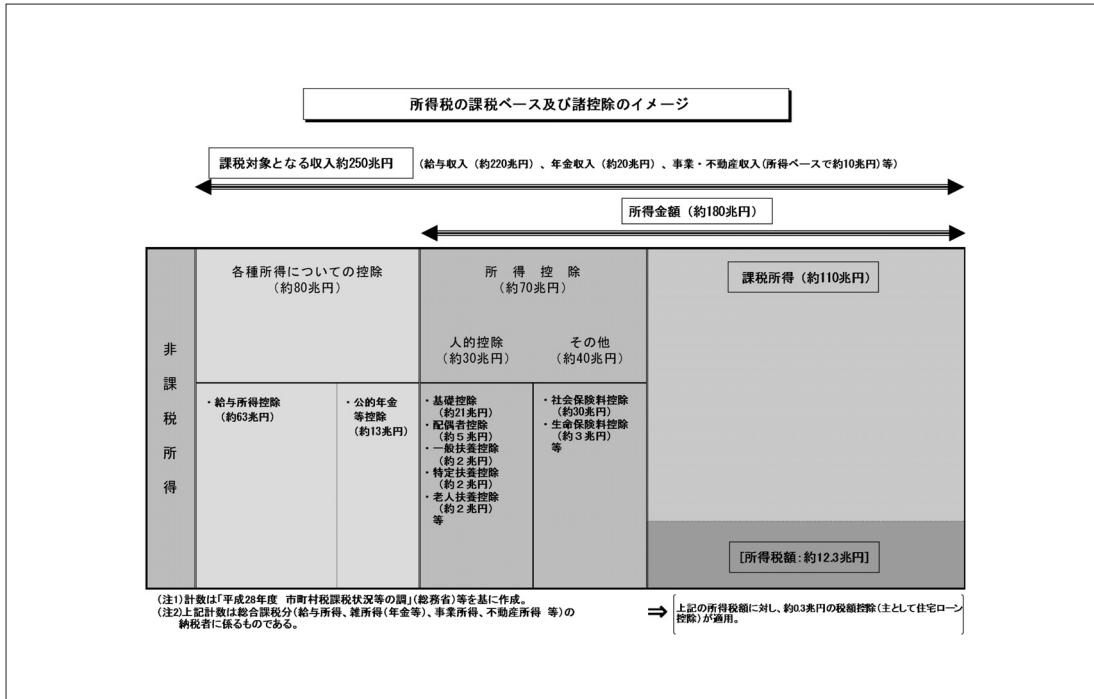
(資料⑤7)



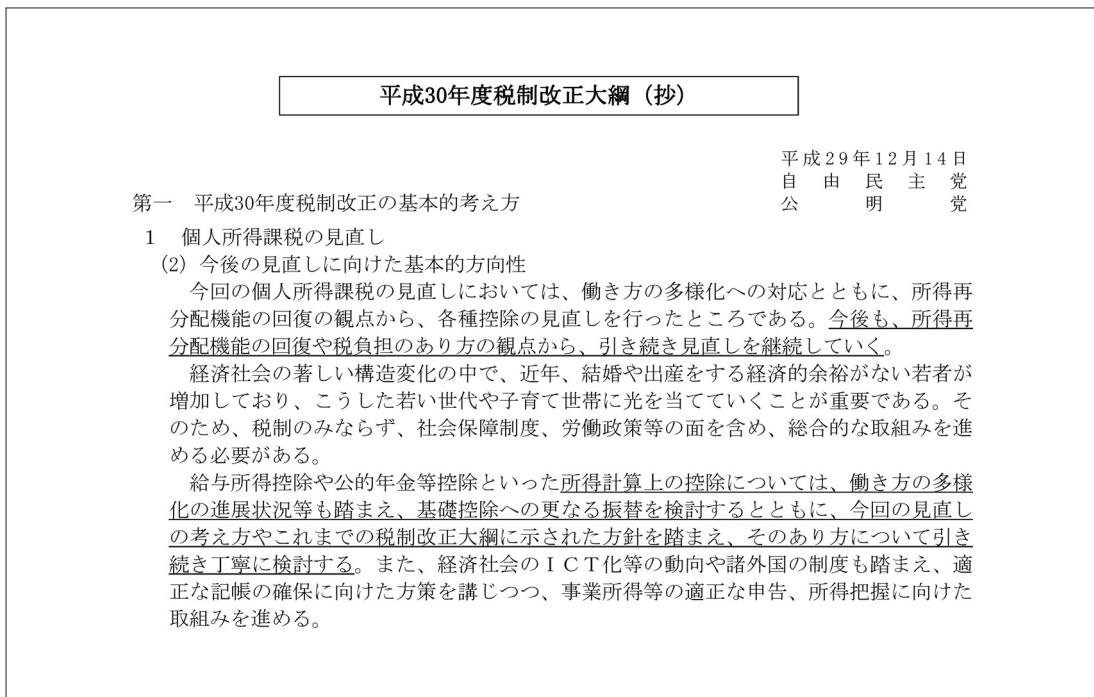
(資料⑤8)



(資料⑤)



(資料⑥)



(資料⑥)

平成30年度税制改正大綱（抄）（続）

人的控除については、平成29年度税制改正及び今回の改正により、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、通減・消失型の所得控除方式が採用されることとなる。今後の制度のあり方については、給与所得控除等からの振替による影響を見極めるとともに、所得再分配機能をどの程度強化すべきかという点も踏まえながら、引き続き検討する。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

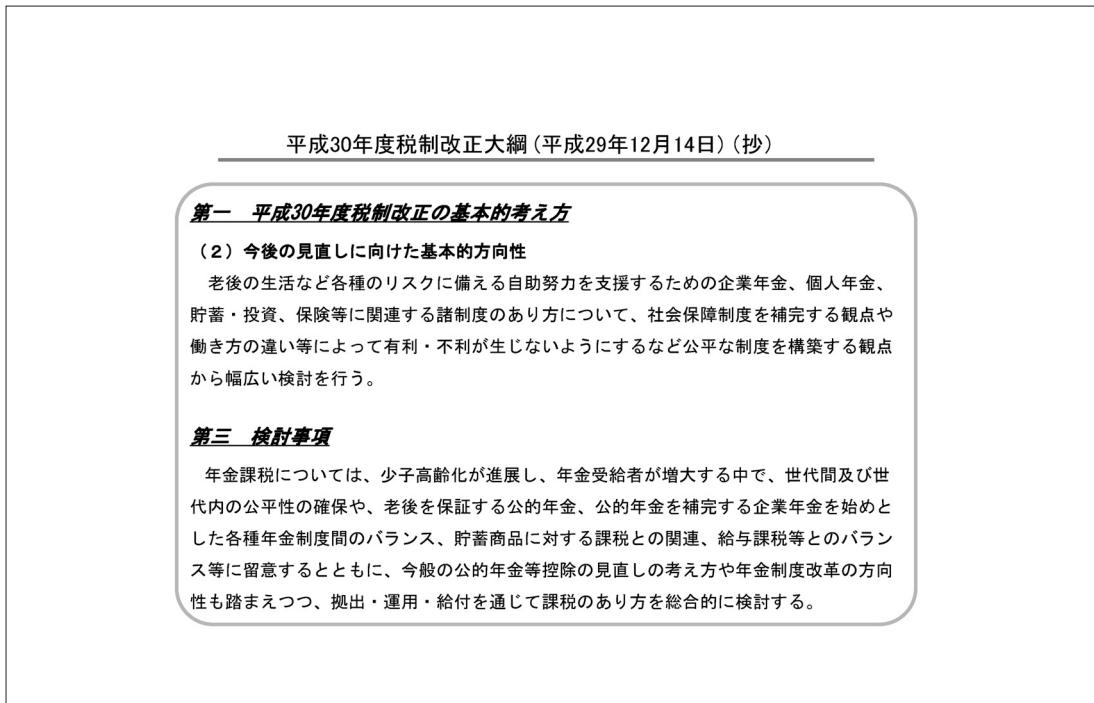
個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割の重要性に鑑み、充実強化を図ることを基本として、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分担するとの性格を有すること、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組み等に留意する必要がある。

個人所得課税の見直しについては、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見極めつつ、国民の理解を得ながら、引き続き丁寧に議論を進めていくこととする。

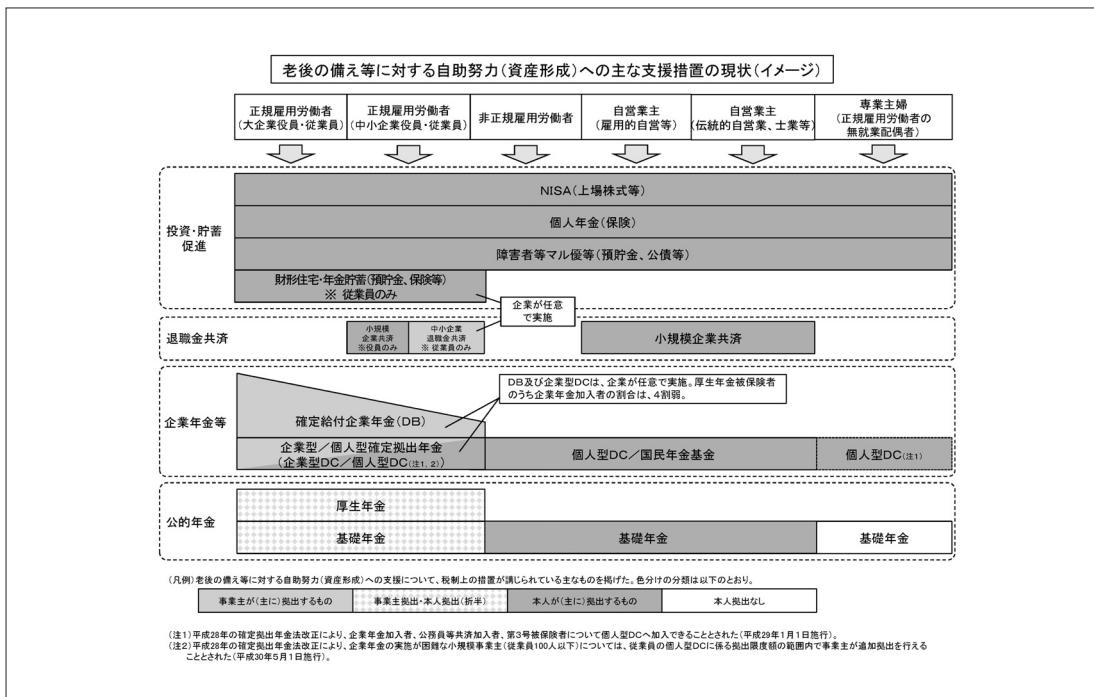
(資料⑦)

〔老後の備え等に対する自助努力への支援〕

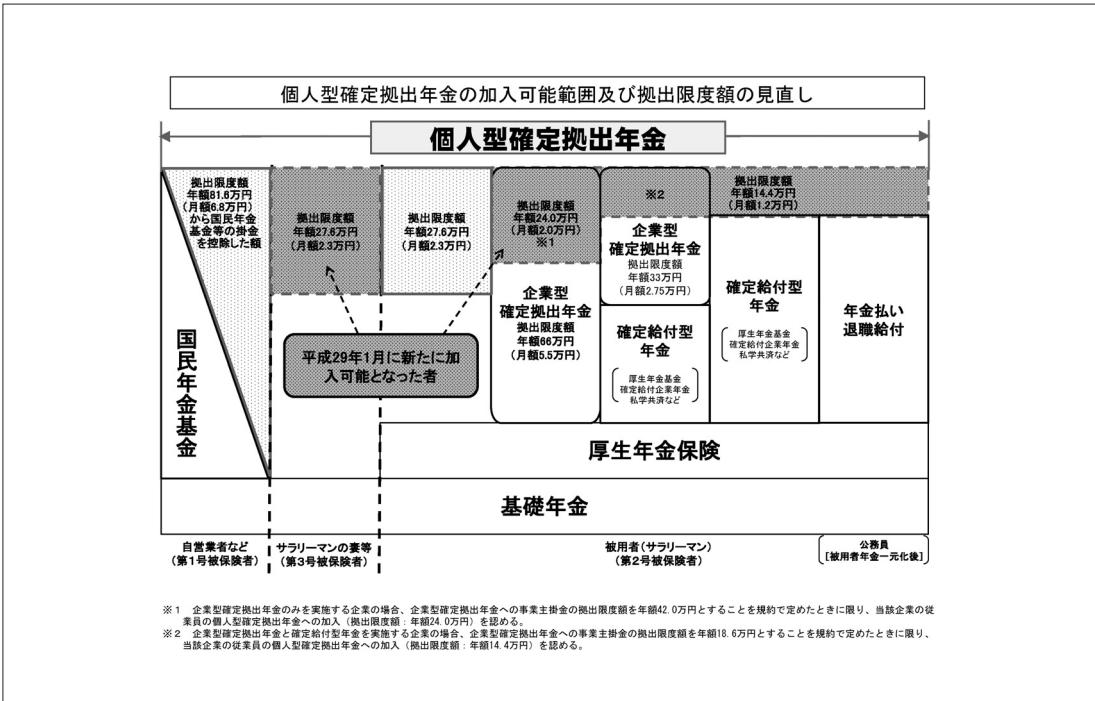
(資料⑥3)



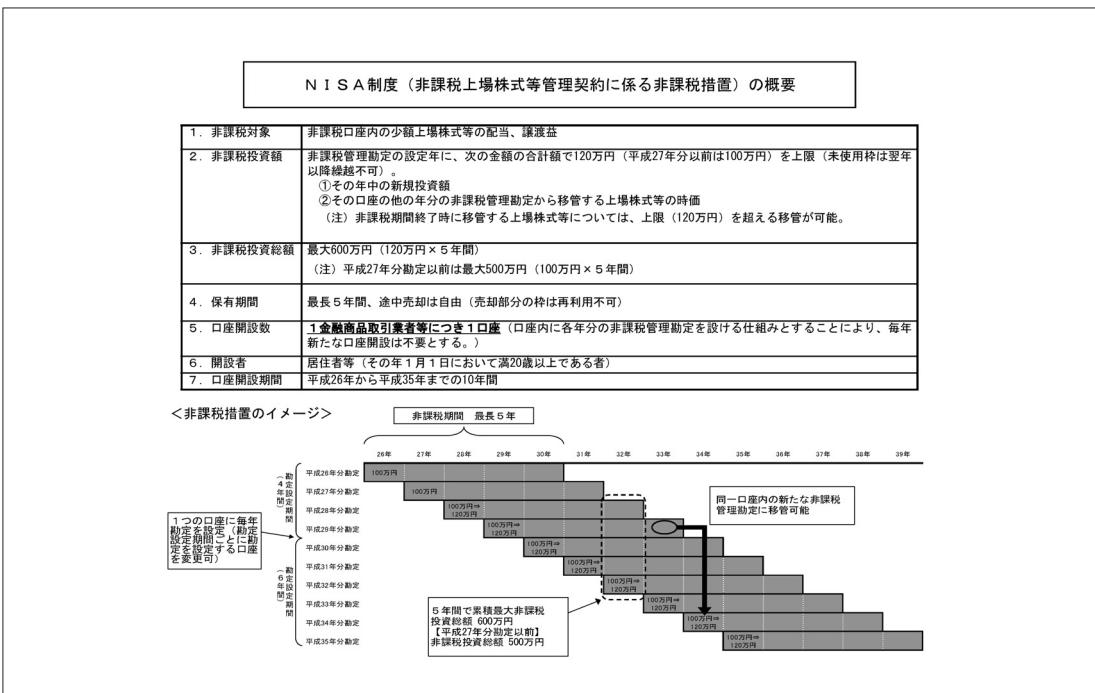
(資料⑥4)



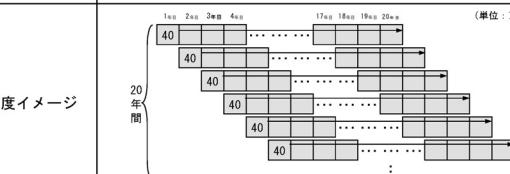
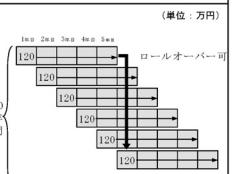
(資料⑥5)



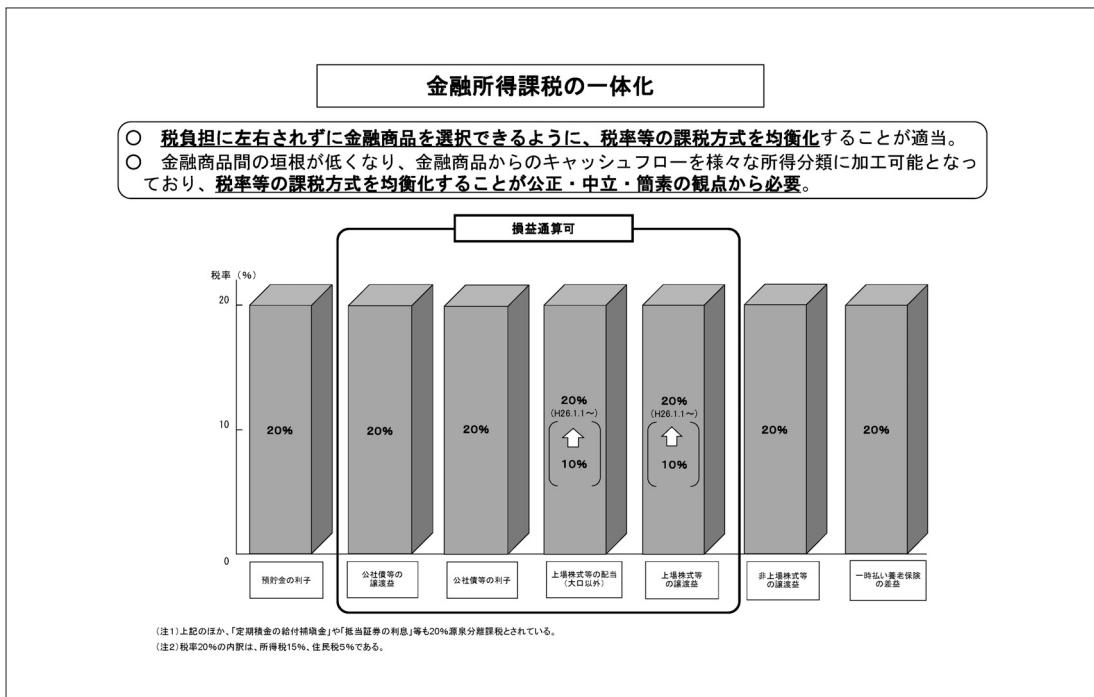
(資料⑥6)



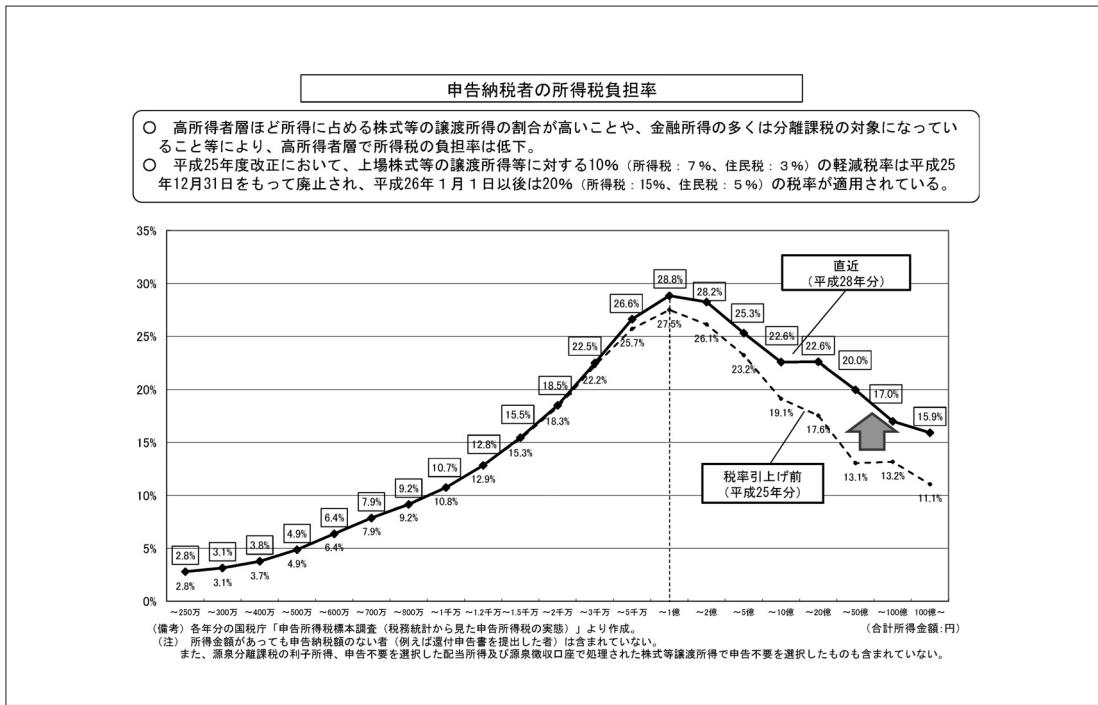
(資料⑥7)

	積立NISA	（いずれかを選択）	現行NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	20年間 (平成30年～平成49年)		10年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
制度イメージ	 <p>(一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施)</p>	 <p>ロールオーバー可</p>	

(資料⑥8)



(資料⑥)



(資料⑦)

主要国における給与所得課税と金融所得課税の概要

(2018年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
給与所得 課税	総合課税 10~55% 所得税: 5~45% + 個人住民税: 10%	総合課税 連邦税: 10~37% + 州・地方政府税	総合課税 20~40, 45% 段階的課税 (分離課税)	総合課税 0~47.475% 所得税: 1~45% + 連帯付加税: 税額の5.5%	総合課税 97~54.7% 所得税: 0~45% + 社会保障関連課税: 9%
利子課税	源泉分離 課税 20% 所得税: 15% + 個人住民税: 5%	総合課税 連邦税: 0, 15, 20% + 州・地方政府税	総合課税 0, 20, 40, 45% 段階的課税 (分離課税)		
配当課税	申告分割と 総合課税との 選択 (申告分割) 20% 所得税: 15% + 個人住民税: 5% 又は (総合課税) 10~55% 所得税: 5~45% + 個人住民税: 10%	連邦税 (申告分割) 段階的課税 (分離課税) + (総合課税) ※株式保有益は、12ヶ月 以下保有の場合、総合 課税: 10~37%+州・地 方政府税 総合課税	連邦税 (分離課税) 75, 325, 381% 段階的課税 (分離課税)	申告不要 (分離課税) ※総合課税も 選択可 26.375% 所得税: 25% + 連帯付加税: 税額の5.5%	(分離課税) 30% 所得税: 12.5% + 社会保障関連課税: 17.2% 又は (総合課税) 172~62.2% 所得税: 0~45% + 社会保障関連課税: 17.2%
株式 譲渡益 課税	申告分離 課税 20% 所得税: 15% + 個人住民税: 5%	連邦税 (分離課税) 10, 25% 段階的課税 (分離課税)			

(注1) 日本では、特許公債等の利子等については、20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となる。源泉徴収されたものについては、申告不要を選択できる。ただし、同族会社が発行した社債の利子等での同族会社の役員等が支払いをするものは総合課税の対象となる。日本の配当課税は、源泉徴収20%（所得税15%+個人住民税5%）のみで申告不要を選択することも可能。なお、本資料は、上場株式等の配当(大口主)が支払を受ける場合の課税方法である。日本で支払われる配当の内訳は、株式口座において源泉徴収税を控除して申告不要を選択する場合と、株式口座において源泉徴収税を控除せずに申告を行った場合がある。内訳表には、日本と同様に米国法人から受け取った配当についてのものである。給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの際に所得を積み上げて、それまでの所得額に適用税率が決定される。なお、州・地方政府税については、税率等が各自異なる(ニューヨーク市の場合、州税: 4.00~8.82%、市税: 2.7~3.4%+税額の14%の付加税)。
(注2) イギリスでは、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの前に所得を積み上げて、それまでの所得額に適用税率が決定される。
(注3) イギリスでは、資本所得等の所得を合算したときに適用される税率が25%以下になる場合は、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって都合の不利益な場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。
(注4) ドイツでは、資本所得等の所得に適用される税率が25%以下になる場合は、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって都合の不利益な場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。
(注5) フランスでは、2018年予算法で、利子、配当、譲渡益に係る所得について分離課税と総合課税を選択できるようになった。

(資料⑦)

主な金融所得に対する課税方式と論点		
	総合課税	分離課税(比例税率) ※申告不要を含む
仕組み	対象所得を全て合算し、合計した所得の大きさに応じて累進税率を適用	給与所得や事業所得等の総合課税対象所得とは合算せず、対象所得に一律の税率(比例税率)を適用
現行制度における対象例	給与所得・事業所得等 非上場株式等の配当等 上場株式等(大口)の配当等	上場・非上場株式等の譲渡所得等 預貯金の利子等 上場株式等(大口以外)の配当等(選択制)
論点	<ul style="list-style-type: none">● 所得の大きさに応じて負担を求める所得税の基本的考え方による仕組み(原則)● 累進税率を適用するため、所得再分配機能が高い● 対象所得を合算する必要があるため、確定申告が前提● 株式の譲渡所得等については、譲渡のタイミングを調整し、損益を発生させる時期を選ぶことが可能であり、他の所得の多寡に応じて税負担を調整することが可能	<ul style="list-style-type: none">● 金融商品の多様化が進む中、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制(確定申告をしなくても済む特定口座制度)● 株式の譲渡所得等については、長い間に積み重ねられた含み益が一度に実現する場合があることに対する一定の配慮

(資料⑧)

平成30年度税制改正大綱（抄）
平成29年12月14日 自由民主 公明 党
第一 平成30年度税制改正の基本的考え方
2 デフレ脱却・経済再生
(5) その他考慮すべき課題
④ 金融所得に対する課税のあり方については、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

(資料⑦3)

5. 納税環境整備

(資料⑦4)

政府税制調査会による海外調査報告（平成29年6月19日）（概要）

国名 (所得税制度)	ICTの活用を含めた 納税者利便の向上等に向けた取組(例)	新しい経済への対応を含めた 制度の信頼性向上に向けた取組(例)
エストニア (総合課税)	<ul style="list-style-type: none">記入済申告書原則、スマホ等で申告が可能	<ul style="list-style-type: none">事業者は、付加価値税申告書(毎月)に、合計1,000ユーロ(12万円)以上の取引相手方に係るインボイス情報を記載(課税当局においてマッチング)。
スウェーデン (分離課税)	<ul style="list-style-type: none">記入済申告書原則、スマホ等で申告が可能	<ul style="list-style-type: none">現金取引を行う事業者は、政府が認証したレジを使用(改ざん不可能、課税当局のみ読み取り可能)。
韓国 (分離課税)	<ul style="list-style-type: none">年末調整手続の簡素化 控除対象データは控除関係機関から国税庁の税務手続支援システムに集約され、従業員・雇用主が「控除申告書」をダウンロード可能。	<ul style="list-style-type: none">控除対象データのほか、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック情報、支払調書が課税当局に集約(課税当局においてマッチング)。
アメリカ (総合課税)(州子) 段階的課税 (※)	<ul style="list-style-type: none">確定申告ビジネス(申告代行業)が発達原則、スマホ等で申告が可能(民間の申告代行業が作成するアプリを利用)	<ul style="list-style-type: none">多様な法定調書を具備(ビットコイン取引、600ドル(6.5万円)以上の役務提供等、約2500件取引に情報報告義務(日本は60))。「新しい経済」への対応として、近年、ビットコイン取引所に顧客情報の提供を求めた例あり。
カナダ (総合課税)	<ul style="list-style-type: none">記入済申告書(未記入事項が比較的多い)原則、スマホ等で申告が可能	<ul style="list-style-type: none">「新しい経済」への対応として、近年、インターネットオークションの運営会社に利用者情報の提供を求めた例あり。
フランス (総合課税)	<ul style="list-style-type: none">記入済申告書(未記入事項が比較的多い)原則、スマホ等で申告が可能	<ul style="list-style-type: none">インターネットを利用した課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。シェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者が、利用者間の取引情報を課税当局に報告する仕組みを導入(2020年~)。
イギリス (段階的課税) (※)	<ul style="list-style-type: none">年末調整制度のリアルタイム化 雇用主が、従業員への毎月の給与支払毎に税額を調整した上で、源泉徴収を実施。原則、スマホ等で申告が可能	<ul style="list-style-type: none">納税者と課税当局のコミュニケーション緊密化の一環として、2020年以降、個人事業主や法人が、四半期に一度、財務会計情報を課税当局に報告。国際的な課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。

(注)記入済申告書:雇用者等から集まつた情報を課税当局が予め申告書に記入し、納税者が提出することで、納税者の税務申査を支援するサービス。
※アメリカの段階的課税は、給与所得、配当所得及び長期キャピタルゲインの間に各所得を一旦合算した額に応じて、また、イギリスの段階的課税は、給与所得等、利子所得、配当所得、譲渡所得の間に各所得を一旦合算した額に応じて、各所得に係る税率ラッケットがそれぞれ決まるため、労働所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

(資料⑤)

主要国における法人税の電子申告の状況について(未定稿)				
国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
電子申告割合	68% (2014年)	98% (2013年)	n.a.	96% (2013年)
電子申告対象手続	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	原則義務化	原則義務化
電子申告を義務化した年	○2005年12月31日以降に終了する課税年度	○2010年4月1日以降に終了する課税年度であって、2011年4月1日以降に行われる申告	○2011年1月1日以降に開始する課税年度	○2012年12月31日以降に終了する課税年度 ※2000年12月31日以降に終了する課税年度より一部義務化し、順次対象者を拡大
電子申告義務対象者	○課税年度末時点の総資産が1,000万ドル以上で、暦年で250件以上の申告書等を提出する普通法人等 ※申告書、支払調書等あらゆる様式を含む	○全法人	○全法人	○全法人
電子申告義務の免除規定	○倒産、破産、災害等、IRS長官が正当な困難事由があると認める場合 ※申請が必要	○清算命令が出てる場合等	○ITにアクセスできない場合等 電子申告が著しく困難な場合 ※申請が必要	○電子的に添付することが困難な書類を提出する場合等 ※申請が必要
義務対象者が電子申告を行わなかった場合	○書面での申告は無申告となり、その後の電子申告が期限後である場合は、無申告加算税を賦課 ※無申告期間12ヶ月毎に、申告すべき税額の5%(最高25%、60日を超えた場合には下限あり)	○書面での申告は無申告となり、その後の電子申告が期限後である場合は、無申告加算税を賦課 ※無申告期間の長さと常習性に応じて、100～1,000ポイントと、申告すべき税額の10～20%を併科	○書面での申告は無申告となり、その後の電子申告が期限後である場合は、無申告加算税を賦課 ※無申告期間1カ月毎に、申告すべき税額の0.25%(最低25ユーロ、最高25,000ユーロ)	○書面での申告を受け付けた上で、加算税を賦課 ※申告すべき税額の0.2%(最低60ユーロ)

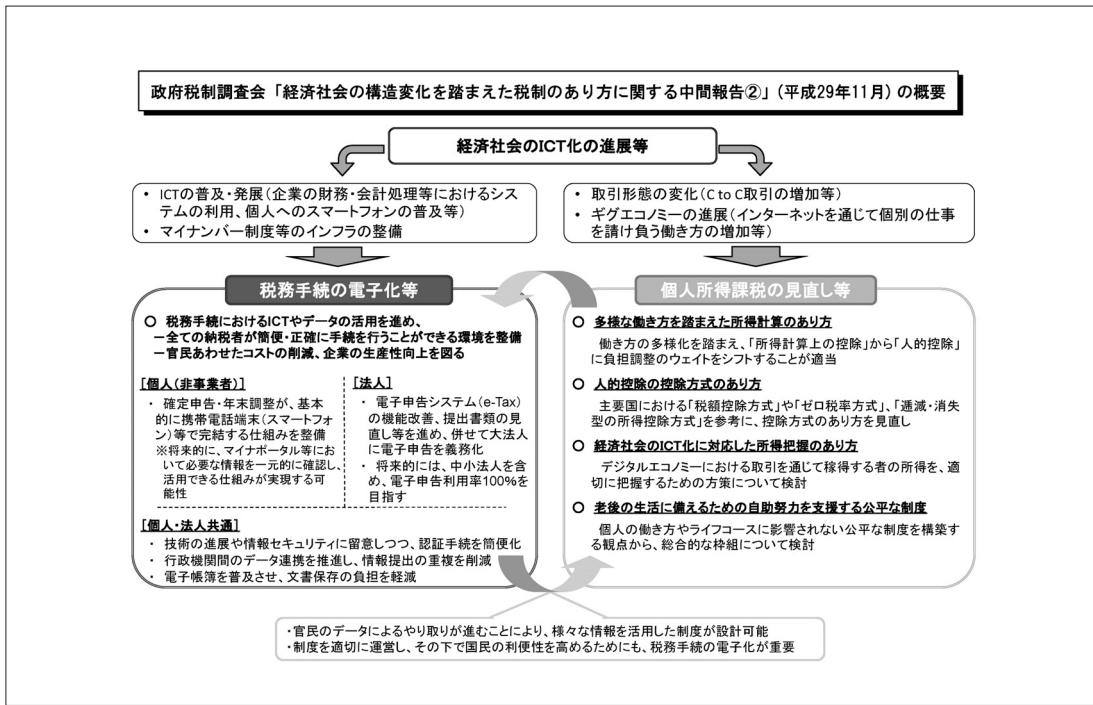
(出所) 第10回政府税制調査会(2017年6月19日、海外調査報告)提出資料を元に作成(各国の電子申告割合は、海外調査時(2017年4～5月)に現地で聴取した最新の数値を記載)。

(資料⑥)

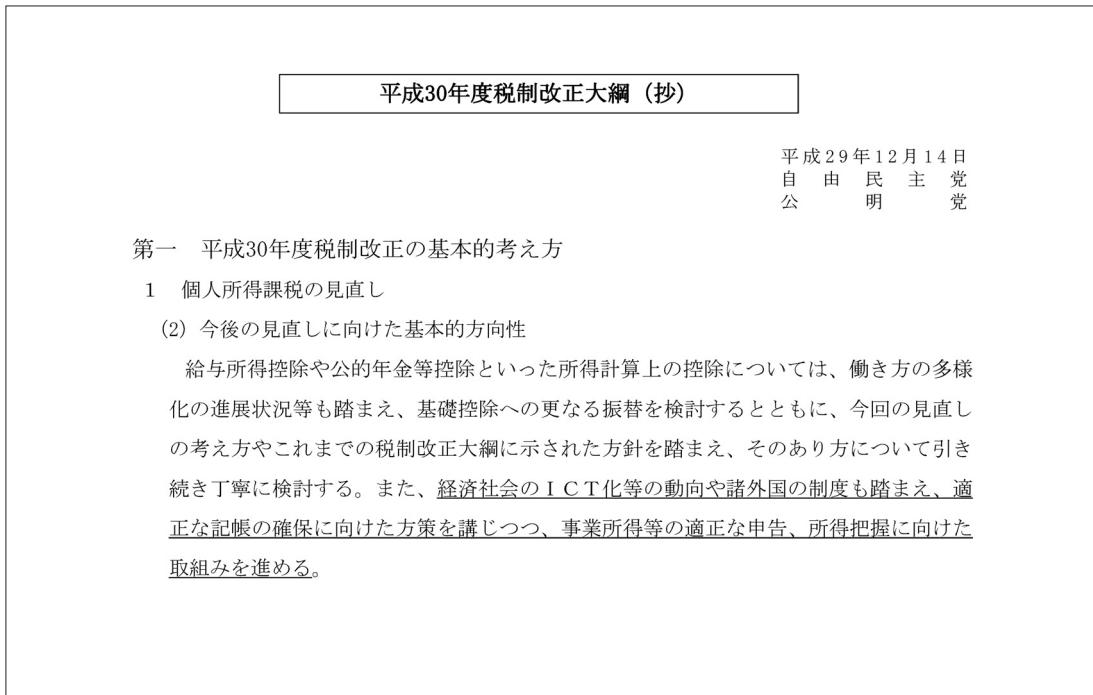
制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）の各国比較				
● 近年、経済活動におけるICTの利用拡大に伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。				
● そのような中、適正公平な課税を実現するため、各税務当局は様々な方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応を進めている。				
第三者からの法定調査	銀行等の決済機関及び第三者決済機関を対象とした、売上等情報申告制度	— (注)	—	インターネット上のプラットフォーム事業者に対し、プラットフォーム利用者の収入等の情報に関する法定調査の提出を義務化(2020年から)
税務当局の情報提供要請権限	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能

(注) HMRC(国税当局)は、決済業者等の法令で定められた第三者(データ保持者)に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を要請することが可能となっており、運用上、定期的に要請を行っている。

(資料⑦)



(資料⑧)



(資料⑨)

仮想通貨の税制上の取扱いについて		
	仮想通貨を譲渡・交換又は決済手段として 財・サービスの対価として使用した場合	ブロックチェーンの承認手続きの報酬として、新たに 生じる仮想通貨を取得する場合（「マイニング」）
所得税	<p>課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 仮想通貨の譲渡・使用時の対価の額と取得価額の差が損益となり、利益がある場合には所得となる。 ✓ （為替差益と同様、）「雑所得」として総合課税の対象（事業所得となる場合を除く）。 ※給与所得者は、雑所得等が20万円超の場合には確定申告する必要。 	<p>課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得した仮想通貨の時価と必要経費（マイニングに要した費用）の差額が所得（事業所得又は雑所得）となる。
法人税	<p>課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 仮想通貨の譲渡・使用時の対価の額と取得価額の差が損益となり、利益がある場合には所得となる。 	<p>課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得した仮想通貨の時価と必要経費（マイニングに要した費用）の差が損益となり、利益がある場合には所得となる。
消費税	<p>非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 平成29年度税制改正により、非課税とされた（平成29年7月1日以降の取引に適用）。 	<p>不課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 承認手続き（マイニング行為）の相手方が存在せず、対価性がないため課税要件に該当しない。
相続税	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続人等が相続等により仮想通貨を取得した場合、その仮想通貨は相続税の課税対象となる。 ✓ 相続税における財産の価額は、相続等により財産を取得した時における時価によることとされている（相続税法第22条）。 ✓ 現行の財産評価基本通達には、仮想通貨に関する評価方法の定めがないため、同基本通達5項（評価方法の定めがない財産の評価）により、財産評価基本通達に定める評価方法に準じて評価することになる。同基本通達1項（評価の原則）では、「時価とは、課税時期…において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」とされており、仮想通貨については課税時期における仮想通貨取引所等が公示する取引価格により評価することが相当。 	

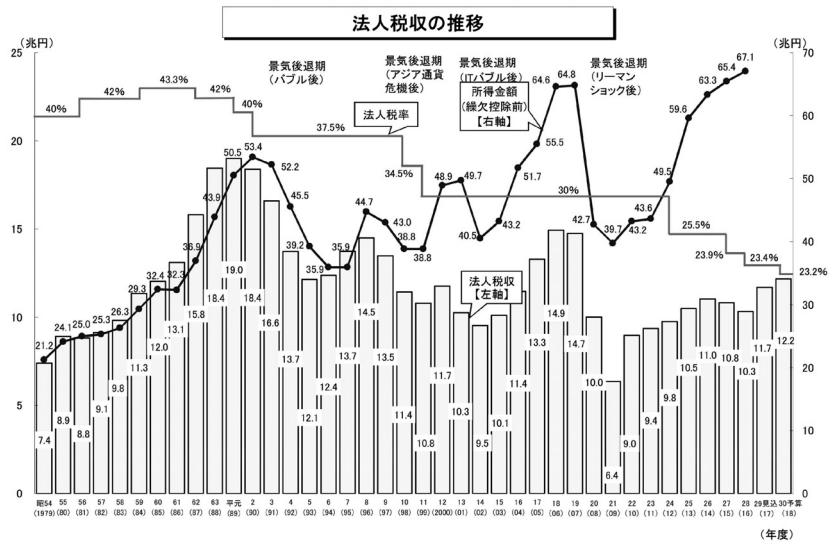
(資料⑩)

<p>平成30年4月26日 国 税 庁</p> <p>「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」の開催について</p> <p>国税庁では、平成29年12月に仮想通貨取引に関する所得計算方法を公表するとともに、その内容について仮想通貨関連団体に対して顧客等への周知・広報を依頼するなど、関係者の協力も得ながら、仮想通貨取引等の適正な申告と納税に向けた環境整備に努めているところです。</p> <p>今般、国税庁では、仮想通貨交換業者を所管する金融庁の出席・協力も得つつ、仮想通貨関連団体とともに納税者自身による適正な納税義務の履行を後押しする環境整備について検討するため、「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」を開催します。</p> <p>(参考1)当面の協議事項例 仮想通貨取引所利用者に対する所得計算上必要な情報の提供といった申告利便向上策</p> <p>(参考2)第1回会合は、平成30年4月27日(金)に、中央合同庁舎第7号館内会議室にて開催します。</p>
--

(資料⑧)

6. 法人税

(資料⑨)



(資料⑧)

＜法人税をめぐるこれまでの取組＞

(資料⑨)

これまでの法人税制における対応①

25年度
改正

- **設備投資や資金引上げを促進するための思い切った政策税制**
— 「生産等設備投資促進税制」の創設（→⑧廃止）
— 「研究開発税制（総額型）」の拡充
— 「所得拡大促進税制」の創設など

26年度
改正

- **復興特別法人税の1年前倒し廃止** <法人実効税率> 従前37.00%→⑧34.62%
○ **設備投資や資金引上げを促進するための思い切った政策税制**
— 「生産性向上設備投資促進税制」の創設（→⑧縮減・⑧廃止（⑧改正））
— 「研究開発税制（増加型）」の拡充
— 「所得拡大促進税制」の拡充など

27年度
改正

- **成長志向の法人税改革：初年度** <法人実効税率> ⑧34.62%→⑧32.11%（→⑧31.33%）
<課税ベースの拡大等>
— 欠損金繰越控除の見直し（大法人）
— 受取配当等益金不算入の見直し
— 法人事業税の外形標準課税の拡大（大法人）
— 租税特別措置の見直し（「研究開発税制（総額型）」の重点化、「生産等設備投資促進税制」の廃止など）
<資金引上げへの配慮>
— ⑦・⑧の2年間の先行減税
— 「所得拡大促進税制」の拡充
— 地方版「所得拡大促進税制」の創設（法人事業税）

28年度
改正

- **成長志向の法人税改革：2年目** <法人実効税率> ⑧32.11%→⑧29.97%（→⑧29.74%）
<課税ベースの拡大等>
— 租税特別措置の見直し（「生産性向上設備投資促進税制」の見直し（→⑧縮減・⑧廃止））
— 減価償却の見直し（建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化）
— 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（大法人）※中堅企業への影響に十分配慮（激変緩和）
— 欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人）※改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化

(資料⑧5)

これまでの法人税制における対応②	
29年度 改正	○ 研究開発投資や資金引上げを促進・中堅・中小事業者を支援するための政策税制 — 「研究開発税制」の見直し（総額型の控除率の見直し、増加型の廃止） — 「所得拡大促進税制」の見直し（大法人は重点化、中小法人は拡充） — 「地域経済を牽引する企業向けの設備投資促進税制」の創設 — 「中小企業向け設備投資促進税制」の拡充
30年度 改正	○ 持続的な資金引上げと生産性向上のための設備投資を後押しするための政策税制 — 「所得拡大促進税制」の改組 — 「情報連携投資等の促進に係る税制」の創設 — 租税特別措置の適用要件の見直し

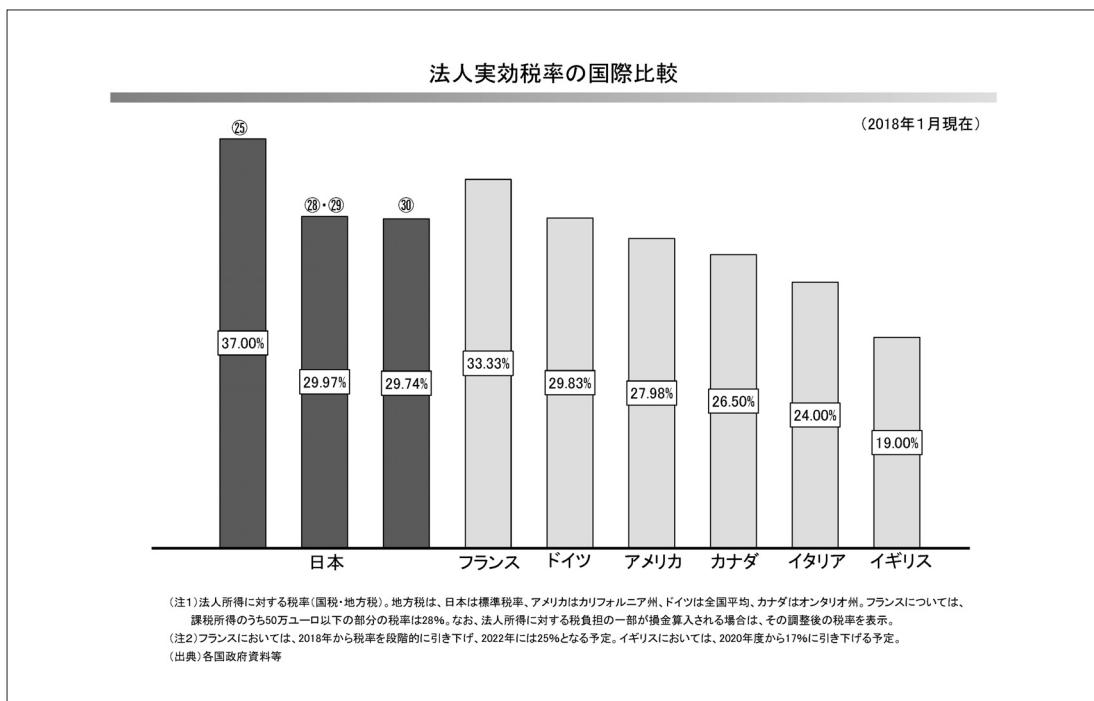
(資料⑧6)

成長志向の法人税改革：法人実効税率「20%台」の実現 (与党税制改正大綱(27年12月16日))(抄)	28改正
<p>「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な資本投下が可能な体制への転換を促す。</p>	
<p>特に、生産性向上設備投資促進税制については、予定どおりの縮減を行うとともに、企業の投資判断の前倒しを促すよう、平成28年度末の適用期限をもって廃止するものとする。</p>	
<p>… 国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現する。さらに平成30年度には、29.74%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保(手元資金)の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引き下げに当たっては、制度改革を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。</p>	
<p>経済界には、法人実効税率「20%台」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求めめる。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保(手元資金)を活用して、投資拡大や賃上げ、さらには取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。</p>	

(資料⑦)

法人実効税率の引下げ				
	26年度 (改革前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度改正)	30年度
法人税率	25. 5%	23. 9%	23. 4%	23. 2%
大法人向け法人事業税所得割 * 地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7. 2%	6. 0%	3. 6%	3. 6%
国・地方の法人実効税率	34. 62%	32. 11%	29. 97%	29. 74%

(資料⑧)



(資料⑧)

課税ベースの拡大等

28改正

○ 租税特別措置の見直し

「生産性向上設備投資促進税制の見直し」(26年度改正で創設・租税特別措置)

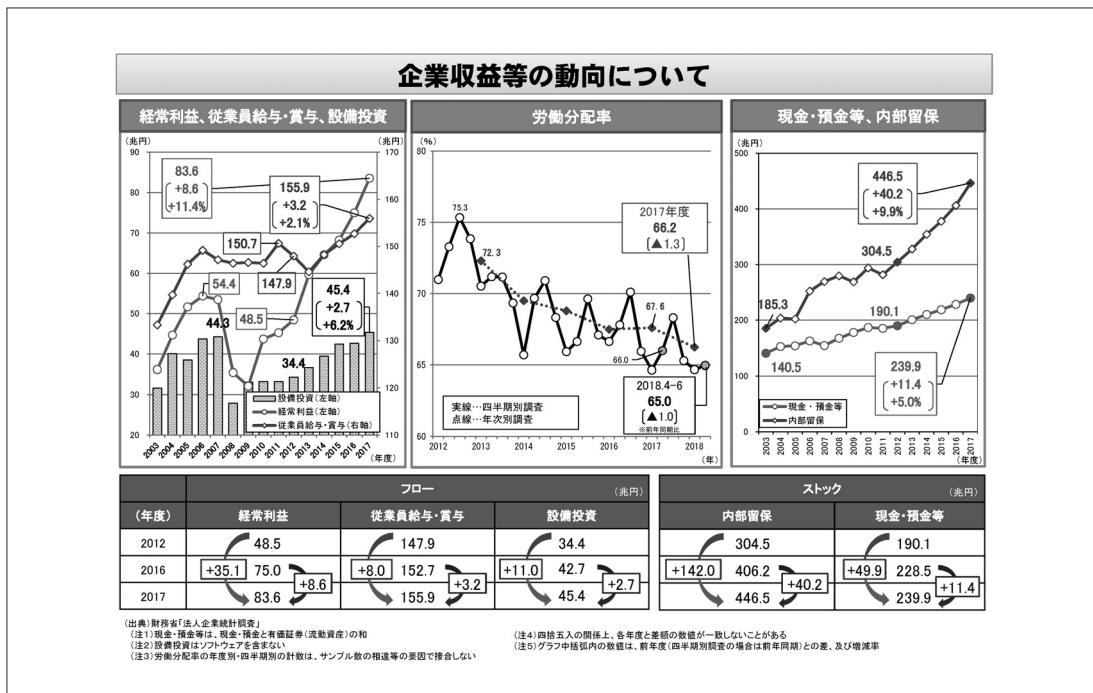
- 28年度: 期限どおり縮減 (即時償却→50%特別償却など)
- 29年度: 期限どおり廃止 [=28年度改正法で明確化] ほか

○ 減価償却の見直し (改正前:建物は「定額法」のみ、他は「定額法」と「定率法」の選択制)
⇒ 建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化

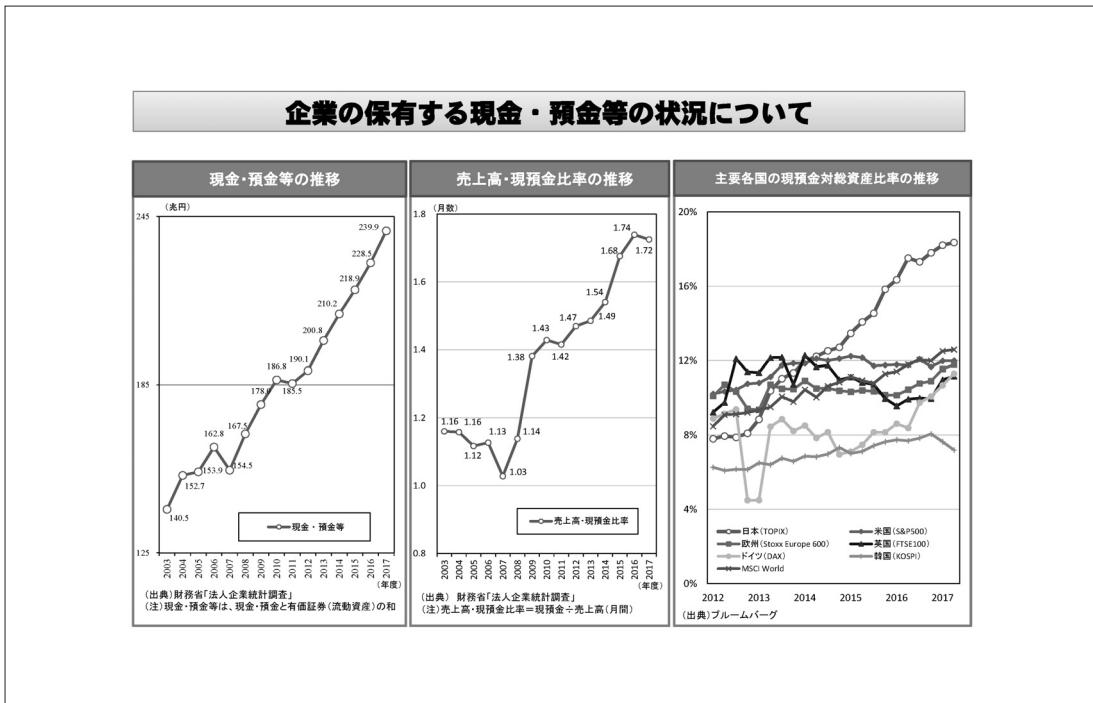
○ 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(大法人)
(27年度改正後: 2/8→28/3/8→28/4/8)
⇒ 28年度改正後: →28/5/8 * 中堅企業への影響に十分配慮(激変緩和)

○ 欠損金繰越控除の更なる見直し(大法人)
(27年度改正後: 控除限度額 所得の80%→27/65%→28/65%→29/50%→30/50%)
⇒ 28年度改正後: 28/60%→29/55%→30/50%
* 改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化する観点からの対応

(資料⑨)



(資料⑨)



(資料⑩)

平成30年度末までに適用期限が到来する法人税関係特別措置	
・ 小中企業者等の法人税率の特例	研究開発税制（税額控除割合の特例等の措置）
・ 中小企業投資促進税制	地域未来投資促進税制
・ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却等	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却等
・ 沖縄関係税制：9項目	①観光地形成促進地域（税額控除）、②情報通信産業振興地域（税額控除）、③情報通信産業特別地区（所得控除）、④産業高度化・事業革新促進地域（税額控除・特別償却）、⑤国際物流拠点産業集積地域（税額控除・特別償却）、⑥国際物流拠点産業集積地域（所得控除）、⑦経済金融活性化特別地区（税額控除・特別償却）、⑧経済金融活性化特別地区（所得控除）、⑨沖縄の離島地域（特別償却）】
・ 公害防止用設備の特別償却	船舶の特別償却
・ 自動車教育用貨物自動車の特別償却	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
・ 共同利用施設の特別償却	特定地域における工業用機械等の特別償却（過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、振興山村）
・ 医療用機器の特別償却	事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
・ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	特定都市再生建築物等の割増償却
・ 新事業開拓事業者投資損失準備金	保険会社等の異常危険準備金（積立率の特例の措置）
・ 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額の割増措置）	探鉱準備金又は海外探鉱準備金
・ 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例	農業協同組合等の合併に係る課税の特例
計30項目	

(資料⑨)

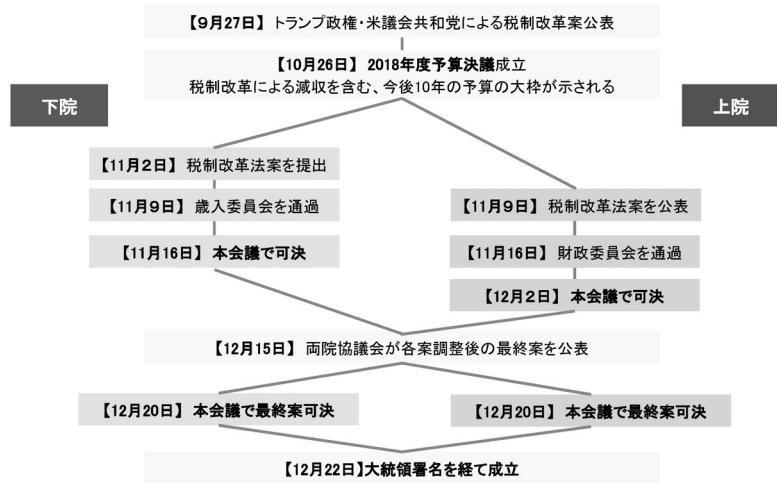
＜米国の税制改革＞

(資料⑩)

税制改革法案について

(※日程は米国時間)

米国の税制改革法(「H.R.1: Tax Cuts and Jobs Act」)は
12月22日(金)に大統領署名を経て、成立

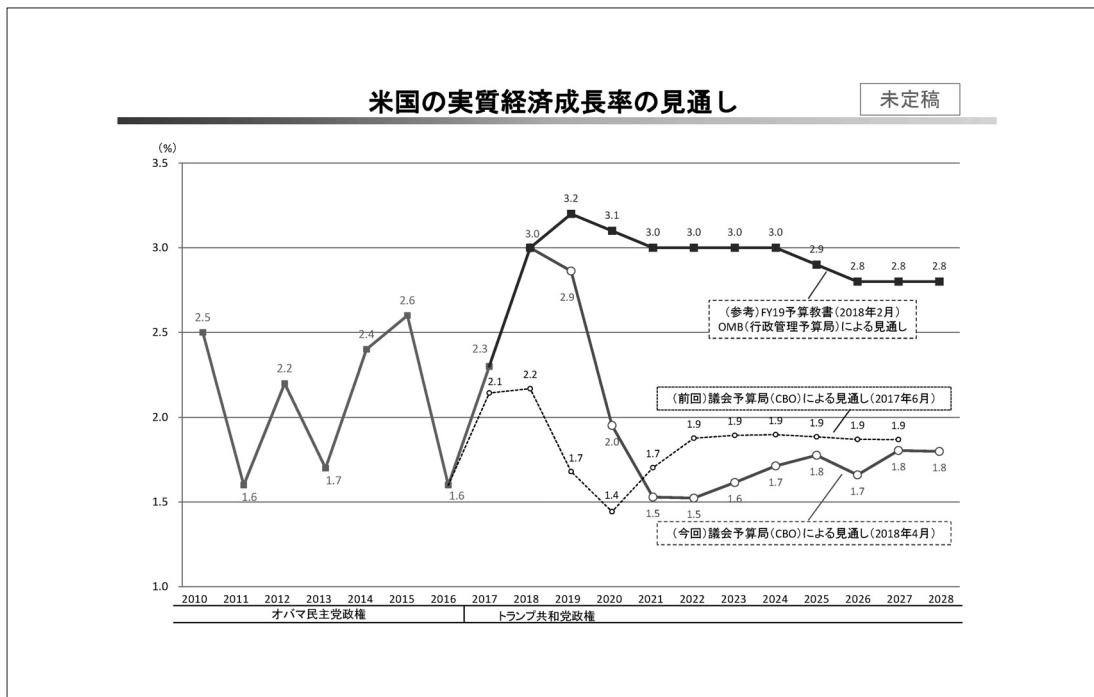


(資料⑤)

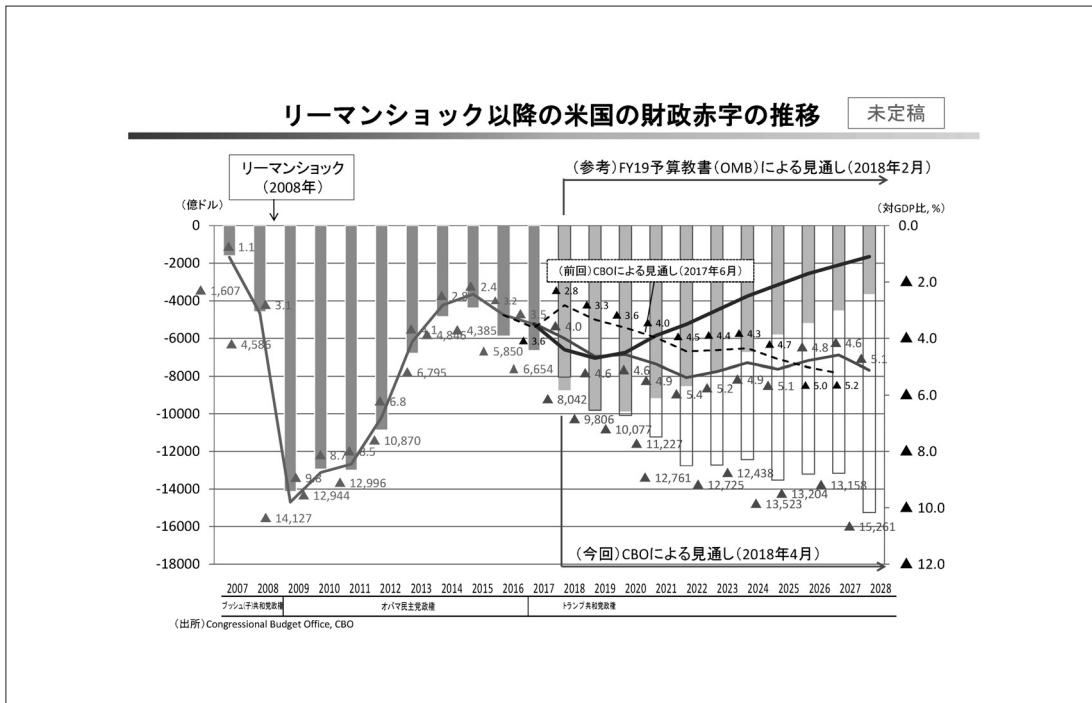
税制改革法における主な改正項目	
税制改革の柱 ①個人所得税の減税 ②簡素で公正な税制 ③米国における雇用の創出 等	
改正前	改正後(2017年12月22日成立) ※10年間で▲1.46兆ドル
個人所得税関係	※2025年までの時限的措置
<ul style="list-style-type: none"> 税率: 7段階(10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%) 概算控除:【単身】\$6,350 人的控除:\$4,050/人 児童税額控除:\$1,000 	制度を簡素化しつつ、所得税負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> 7段階(10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%) 概算控除に統合し、\$12,000に拡大 \$2,000に拡大。\$500の家族控除を創設
遺産税(相続税)関係	※2025年までの時限的措置
<ul style="list-style-type: none"> 控除額:約\$550万 	<ul style="list-style-type: none"> 控除額を約\$1,100万に倍増(廢止はせず)
法人税関係・国際課税	米国経済の活性化や雇用の創出
<ul style="list-style-type: none"> 連邦法人税率:35%(地方分を含めた実効税率:40.75%) 全世界所得課税 	<ul style="list-style-type: none"> 21%(地方分を含めた実効税率:27.98%)に引き下げ 課税ベースの拡大(租税特別措置の廃止等) 領域主義課税の導入、海外留保金への課税(最大15.5%) 税源浸食・濫用対策税の導入等
オバマケア	
<ul style="list-style-type: none"> 個人の保険加入義務 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止(歳出減)※2019年から適用

(注) 特段記載のない場合、2018年の課税年度から適用。

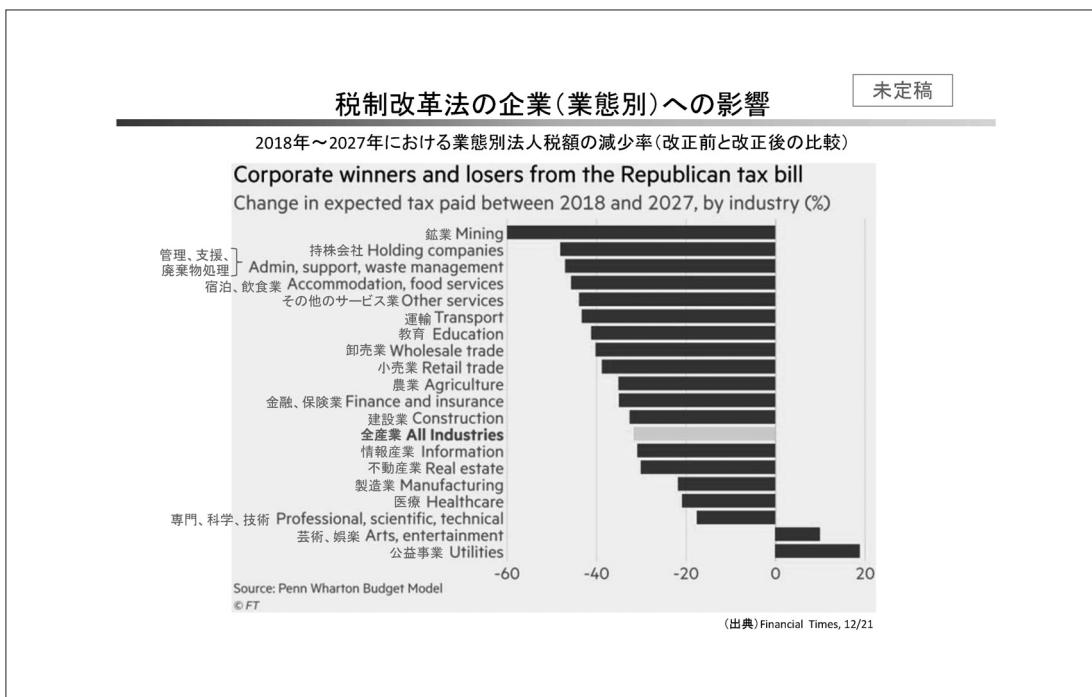
(資料⑥)



(資料⑦)



(資料⑧)



(資料⑨)

＜国際的な議論の状況＞

(資料⑩)

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)

- BEPSプロジェクトは、公正な競争条件(Level Playing Field)の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- グローバルな経済活動、ローカルな課税: 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- 負担の公平性: 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まつた。

○ 経緯

- 2012年6月、OECD租税委員会(議長:浅川財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。
- G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8か国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。
- 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在117カ国)

(資料⑩)

「BEPSプロジェクト」について

○ 現在の取組(BEPS実施フェーズ)

- BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリング方法等について議論。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築
⇒ IMF、OECD、世銀、国連等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- 2016年は、日本がG7議長国(中国がG20議長国)として、上記の取組を重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各国との協調をリード(仙台G7財務大臣会合、伊勢志摩サミット等)。

【BEPSプロジェクト】の三本柱

The diagram illustrates the three pillars of the BEPS Project:

- A. グローバル企業は払うべき(価値が創造されるところで税金を支払うべき【実質性】)**
(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)
- B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上【透明性】**
(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国情報の情報共有等の協調枠組みを構築等)
- C. 企業の不確実性の排除【予見可能性】**
(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

(資料⑪)

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. 多国籍企業は価値創造の場で税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築【実質性】

(1) 電子経済の発展への対応
電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。
行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立
各国情の税制の隙間を利用して多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的統一を図った。
行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済。また、租税条約の拡充(含行動5)の中で対応
行動3 外国子会社会算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)
行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について、法改正の要否を含め検討

(3) 國際基準の効果の回復
伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。
行動6 条約適用の防止 → 租税条約の拡充(含行動5)の中で対応
行動7 人為的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正)、租税条約の拡充(含行動5)の中で対応
行動8~10 移転価格税制と価値創造の一貫 → 特に無形資産の取扱いについて、法改正の要否を含め検討

B. 各国政府・多国籍企業の活動に関する透明性向上【透明性】

(4) 透明性の向上
多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を行った。
行動12 タックス・プランニング → 法改正の要否を含め検討の義務の開始
行動13 多国籍企業情報の報告制度 → 28年度改正で(移転価格税制に係る文書化) 対応済

C. 企業の不確実性の排除【予見可能性】

(5) 法的安定性の向上
BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとすることを図った。
行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充(含行動5)の中で対応

(6) BEPSへの迅速な対応
BEPS対抗措置を効率的に実現するための多国籍条約を策定する。
行動15 多国籍条約の開発 → 参加(30年5月に国会承認)

(資料⑩)

OECD「電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」の概要

〔2018年3月16日公表〕

背景

- 2017年3月のG20財務大臣会合（於：独バーデン＝バーデン）の共同宣言において、電子化に伴う課税上の課題に関して2018年春までに中間報告書を提出することとされたことを踏まえ、2018年3月19-20日のG20財務大臣会合（於：垂エノスアイレス）にOECDから中間報告書を提出。

中間報告書の概要

- 電子経済への課税上の対応について、国際的な合意に基づく長期的解決策によって対応することが重要であるとして、今後以下の2つの重要な国際課税原則の見直しを必要に応じて実施することで合意。
 - ✓ 各国の非居住者たる企業に対する課税を決定するネクサス原則（PE無ければ課税無し）
 - ✓ 課税対象利得の算定及び配分を決めるアームズ・レンジス原則（独立企業間原則）
- また、グローバルな長期的解決策が合意に至るまで、電子サービスに対するExcise Taxといった形態の暫定的措置で対応することを志向する国があることを踏まえ、その導入に伴う課題※を指摘。
※暫定的措置導入に伴う課題：①投資・イノベーション・成長に対する負の影響、②経済の厚生及び消費・生産に対する負の影響、③消費者及びビジネスに対する想定される租税の経済的帰着、④過重課税（法人税との経済的二重課税）の可能性、⑤暫定的な課税措置として実施することの困難性、⑥法令遵守及び税務執行コスト
- 暫定的措置の導入を希望する国は、このような課題による負の影響を軽減する観点から、①国際的義務（租税条約、WTO協定等）の遵守、②一時的な措置であること、③対象を限定すること、④過重課税の最小化、⑤起業やビジネスの創造、小規模ビジネスに対する影響の最小化、⑥コスト及び複雑性の最小化、といった点を考慮する必要がある。

今後の対応

- 電子化の価値創造における貢献・役割に対する理解を更に深めるとともに、様々なオプションの実行可能性を検証するための技術的な対応を検討する。
- 2020年までに長期的解決策の取りまとめに向けて作業を進める（2019年にアップデートを行う）。

(資料⑪)

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋）

(2018年3月19-20日 於：ブエノスアイレス)

10. 我々は、世界規模で公正、現代的な国際課税システムのための取組を続けるとともに、国際協力及び成長志向の租税政策を歓迎する。我々は、「税源浸食と利益移転」パッケージの実施に引き続きコミットしており、これまでの進展を歓迎する。経済の電子化が国際課税システムにもたらす影響は依然として重要な未決着の課題である。我々は、経済の電子化が国際課税システムにもたらす影響を分析したOECD中間報告書を歓迎する。我々は、2019年に進捗状況の報告書を、2020年までに合意に基づいた解決策を追求すべく共に取り組むことにコミットする。

11. 我々は、税の透明性について大きく進捗してきた。本年、透明性基準及び税の情報交換の必要事項を実施するための更なる進展が見込まれる。2018年中に税に関する金融口座情報の自動的交換を開始する予定の法域は、必要なすべての措置が期限内に講じられるよう確保すべきである。我々は、すべての法域に対し多国間税務行政執行共助条約への署名及び批准を求める。我々は、各法域による国際的に合意された税の透明性基準の遵守状況を評価するための基準の更なる強化の在り方についてのOECDの提言に期待する。リストに載った法域に対しては、防御的措置が検討される。我々は、開発途上国の税に関する能力構築への援助を引き続き支援する。我々は、「税に関する協働のためのプラットフォーム」の第1回会合の開催及び新たな国際課税の諸基準を実施するための開発途上国支援の取組を歓迎する。我々はまた、各国に対し、税の安定性向上を奨励する。

(資料⑩)

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋）
(2018年7月21-22日 於：ブエノスアイレス)

11. 我々は、世界規模で公正、持続可能、かつ、現代的な国際課税制度を支持する。我々は、「税源浸食と利益移転」パッケージの世界的な実施の重要性を再確認する。我々は、経済の電子化が国際課税制度にもたらす影響に対処するための、合意に基づいた解決策を、2019年に進捗状況を報告の上、2020年までに追求すべく共に取り組むことに引き続きコミットする。我々は、全ての法域に対し多国間税務行政執行共助条約への署名及び批准を求める。2018年内に税に関する金融口座情報の自動的交換を開始する予定の法域は、必要なすべての措置が期限内に講じられるよう確保すべきである。我々は、国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するためのOECDの強化された基準を支持する。リストに載った法域に対しては、防御的措置が検討される。我々は税の安定性、及び「税に関する協働のためのプラットフォーム」の傘下である世界的な「税行政に関する知見共有プラットフォーム」などを通じた税に関する能力構築支援の向上を支持し、ブエノスアイレスにおける「ラテンアメリカ租税犯罪捜査アカデミー」を歓迎する。

(資料⑪)

「平成30年度与党税制改正大綱(抄)」

5 経済活動の国際化への対応

(1)国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、引き続き、日本企業の健全な海外展開を支えることにより海外の成長を国内に取り込むとともに、国際的な脱税や租税回避に対してより効果的に対応していく。このため、平成29年度税制改正大綱の「今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」で掲げた、①「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施を通じた国際協調の推進、②「経済活動や価値創造の場と税が支払われるべき場所を一致させる」との「BEPSプロジェクト」の基本的考え方を踏まえた、健全な海外展開を歪める誘引の除去、③税に関する透明性の向上に向けた国際的な協調、という基本方針の下で臨む。また、企業部門の予見可能性の向上にも配慮する。

(中略)

「BEPSプロジェクト」の実施枠組みへの参加は100か国を超え、非居住者保有の金融口座情報の自動的交換が一部始まるなど透明性の向上に向けた取組みも進んでいる。今後も国際協調において主導的な役割を果たすため、わが国も引き続き国際合意に則った制度の整備を進める必要がある。特に、平成29年度税制改正大綱において中期的に取り組むべき事項として掲げた、移転価格税制、過大支払利子税制及び義務的開示制度については、「BEPSプロジェクト」における勧告や諸外国の制度・運用実態等を踏まえて検討を進める。

(資料⑩)

参考資料

(資料⑪)

平成30年度税制改正の概要(国税)

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税の創設等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。

1. 個人所得課税の見直し

- ・給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
- ・各種控除の適正化
- ・税務手続の電子化

＜観光立国・地方創生の実現＞

- ・観光財源の確保
- ・外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上
- ・地方拠点強化税制の見直し

2. デフレ脱却・経済再生

- ＜生産性革命の実現＞
- ・賃上げ・生産性向上のための税制
 - ＜企業の事業承継・競争力強化＞
 - ・事業承継税制の拡充
 - ・事業再編の環境整備

3. 経済社会の国際化・ICT化等への対応

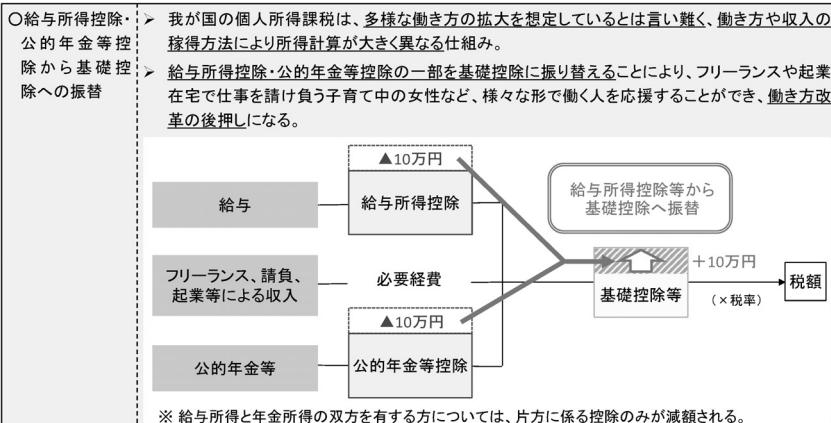
- ・国際課税に関する制度の見直し
- ・外国人の出国後の相続税納税義務の見直し
- ・円滑・適正な納税のための環境整備

4. たばこ税の見直し

(資料⑩)

1. 個人所得課税の見直し

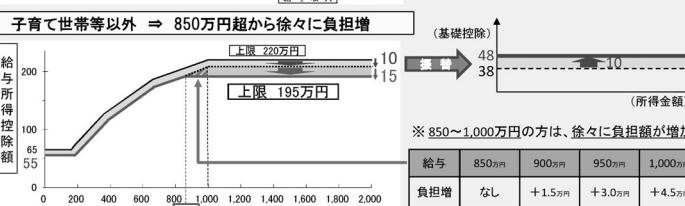
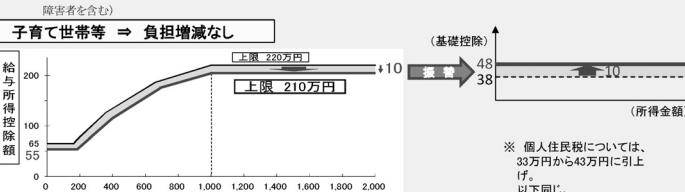
- 働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、骨太の方針・29年度与党大綱を踏まえ、見直し。
- 所得税は家計に直結する税制。負担の急激な変動を避けるとともに、子育て世帯等に配慮。また、準備期間を十分に確保するため、平成32年(2020年)1月から施行。



(資料⑪)

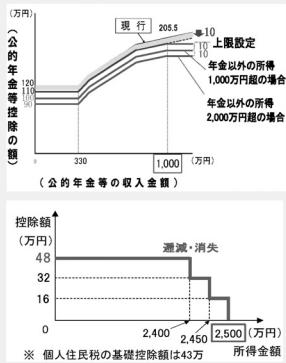
1. 個人所得課税の見直し(続き)

- 給与所得控除の適正化
- 給与所得控除は、実際の勤務関連経費や諸外国の水準と比べても非常に高い水準。このため、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、上限を引き下げてきたところ。
- これまでの方針に沿って、控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き下げるが、子育て世帯等^(注)には負担増が生じないよう措置を講ずる。
- ⇒ 前回の適正化(1,500万円→1,000万円)同様、96%の方には負担増なし。
- (注) 23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等(いすわる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)



(資料⑪)

1. 個人所得課税の見直し(続き)				
○公的年金等控除の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす方と同じ控除が受けられる制度。 公的年金等控除について、 <ol style="list-style-type: none"> 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。 年金以外の所得が1,000万円を超える年金受給者(0.5%)の控除額を引き下げる。 			
○基礎控除の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除は生活保障的意味合いから設けられているが、所得が高いほど税負担の軽減額が大きい。 生活に十分余裕のある者には措置する必要はないという考え方に基づき、控除額について所得2,400万円超から逓減、2,500万円超(0.3%)で消失させる。 			
○見直しの効果	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">会社員 96%の方は、負担増減なし 給与850万円超の方の一部は負担増</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">フリーランス等の方々 (含む起業する者等) 負担減</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年金受給者 ほとんどの方は負担増減なし 年金1,000万円超又は年金以外の所得1,000万円超の方は負担増</td> </tr> </table>	会社員 96%の方は、負担増減なし 給与850万円超の方の一部は負担増	フリーランス等の方々 (含む起業する者等) 負担減	年金受給者 ほとんどの方は負担増減なし 年金1,000万円超又は年金以外の所得1,000万円超の方は負担増
会社員 96%の方は、負担増減なし 給与850万円超の方の一部は負担増	フリーランス等の方々 (含む起業する者等) 負担減	年金受給者 ほとんどの方は負担増減なし 年金1,000万円超又は年金以外の所得1,000万円超の方は負担増		
○税務手続の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備する必要。こうした観点から、確定申告・年末調整手続の電子化を進める。 			



(資料⑫)

2. デフレ脱却・経済再生(生産性革命の実現)	
○ 貢上げ・生産性向上のための税制	<ul style="list-style-type: none"> 企業が自己の収益を生産性向上のための設備投資や人材投資に振り向け、持続的な貢上げが可能となる環境を作り出すよう促すため、貢上げ・生産性向上のための税制上の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 貢上げ及び投資の促進に係る税制 <ul style="list-style-type: none"> 【要件】①資金：資金引上げ率対前年度3%以上 <ul style="list-style-type: none"> ②投資：国内投資が当期の減価償却費の9割以上 ③教育訓練：教育訓練費が前2期平均の1.2倍以上 【税額控除】 <ul style="list-style-type: none"> ①及び②を満たした場合：貢上げ額の15%の税額控除 ①、②及び③を満たした場合：貢上げ額の20%の税額控除 (控除上限：法人税額の20% ⇌ 税負担換算：▲5%程度) (2) 情報連携投資等の促進に係る税制 <ul style="list-style-type: none"> 【要件】①投資：データ連携・高度利活用など、質の高い投資 <ul style="list-style-type: none"> ②資金：資金引上げ率対前年度3%以上 【税額控除】(※特別償却(投資額の30%)との選択適用) <ul style="list-style-type: none"> 投資額の5%の税額控除 (控除上限：法人税額の20% ⇌ 税負担換算：▲5%程度) ※ ②の要件を満たさない企業でも投資額の3%を税額控除 <ul style="list-style-type: none"> (控除上限：法人税額の15%) (3) 租税特別措置の適用要件の見直し <ul style="list-style-type: none"> 所得が増加している(当期所得金額 > 前期所得金額)にも関わらず、貢上げと国内設備投資のいずれもほとんど行わない(対前年度資金引上げ率 ≤ 0%かつ 国内投資 ≤ 当期の減価償却費の1割)大企業については、「研究開発税制」等の租税特別措置の一部について、その適用を行わない。

※ 中小企業における貢上げの促進に係る税制

【要件】

①資金引上げ率対前年度1.5%以上

②資金引上げ率対前年度2.5%以上かつ教育訓練費(前期の1.1倍以上)等

【税額控除】(控除上限：法人税額の20%)

→ 貢上げ額の15%の税額控除

→ 貢上げ額の25%の税額控除

(資料⑪)

2. デフレ脱却・経済再生（企業の事業承継・競争力強化）

○ 事業承継税制の拡充	<p>中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として、下記のような各種要件の緩和を含め、事業承継税制を抜本的に拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）を撤廃し、納税猶予割合を80%から100%へ引き上げ、贈与・相続時に納税負担が生じない制度とする。 ② 雇用確保要件を弾力化。 ③ 複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大。 ④ 承継後に会社を譲渡（M&A）、解散した場合に贈与税額・相続税額を再計算することによって、後継者の将来の税負担に対する不安に対応。 <p>併せて、一般社団法人等を利用した課税逃れ等を防止するため、贈与税・相続税の課税を適正化。</p>
○ 事業再編の環境整備	<p>ベンチャー企業などが自社外の経営資源や技術を取り込むよう促し、我が国企業の生産性を高める観点から、（大規模かつ迅速な取引が可能とされる）自社の株式を用いた事業再編（M&A）を円滑化。（M&Aに応じた株主に対する課税を繰り延べ）</p> <pre> graph LR BC[買収会社] -- "自社株式" --> KS[対象会社 株主] KS -- "(原則) 株主に対し課税" --> T[] KS -- "自社株式を対価とした 買収実施" --> CC[] CC --> KS T -- "↓" --> RP[] RP -- "(改正後) 一定の計画に基づく事業再編について、株主の課税を繰り延べ" --> T </pre>

(資料⑫)

2. デフレ脱却・経済再生（観光立国・地方創生の実現）

○ 観光財源の確保	<p>観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、平成31年（2019年）1月7日以後の国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税を創設する。</p> <p>訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化及び地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上に財源を充当。</p>
○ 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上	<p>外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化を図る観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする（消耗品として購入下限額の判定をできることとする）。 ② 紙による免税販売手続（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続の電子化を進める。
○ 地方拠点強化税制の見直し	<p>東京から地方への移転を促す観点から設けられた、地方拠点強化税制について、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても減税措置を設けるなどの見直しを行う。</p> <p>※ 地方拠点強化税制、東京一極集中の是正を図るために、東京23区から地方に本社を移転した際に、設備投資や雇用促進に対して減税措置を設けるもの</p> <pre> graph LR BR[本社移転] --> OS["(改正前の制度) 3大都市圏以外"] OS --> RS["(改正後) 支援対象の区域に中部圏中心部及び近畿圏中心部を追加"] </pre>

(資料⑪)

3. 経済社会の国際化・ICT化等への対応	
○ 國際課税に関する制度の見直し	<ul style="list-style-type: none">➢ 日本企業の健全な海外展開を支えつつ、国際的な脱税や租税回避に対して効果的に対応。➢ 「BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト」を着実に実施する取組みの一環として、日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「<u>恒久的施設</u>」の範囲について、租税回避を防止するための見直しを行う。➢ 今後も、「BEPSプロジェクト」の合意事項を踏まえ、<u>移転価格税制</u>、<u>過大支払利子税制</u>及び<u>義務的開示制度</u>について検討するなど、国際合意に則った制度の整備を進める。
○ 外国人の出国後の相続税納税義務の見直し	<ul style="list-style-type: none">➢ 高度外国人材等の受入れと長期滞在を更に促進する観点から、<u>外国人が出国後に行った相続・贈与</u>については、原則として国外財産には課税しない(出国から2年以内に再び日本に住所を戻した場合には、租税回避抑制の観点から、出国後に行った贈与に課税)。
○ 円滑・適正な納税のための環境整備	<ul style="list-style-type: none">➢ 経済社会のICT化等を踏まえ、<u>納税者利便を向上させるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上</u>を図る観点から、<u>税務手続の電子化等</u>を推進。<ul style="list-style-type: none">① 申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、<u>大法人に電子申告を義務化</u>。② 所得税の確定申告・年末調整手続の電子化を推進。(再掲)➢ <u>金の密輸事件</u>が多発している状況等に対応するため、<u>関税法・消費税法等の罰則を強化</u>。➢ <u>一般社団法人等を利用した課税逃れ等</u>を防止するため、<u>贈与税・相続税の課税を適正化</u>。(再掲)

(資料⑫)

4. たばこ税の見直し													
○ 紙巻たばこの税率の引上げ	<ul style="list-style-type: none">➢ 高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、<u>1本当たり3円引上げ</u>。➢ 消費者・葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響に配慮し、<u>平成30年(2018年)10月より1本当たり1円ずつ3段階に分けて実施</u>。※ 事業者等の予見可能性を高めるため、見直しのスケジュールを法定。 <p style="text-align: right;">たばこ税率の引上げスケジュール</p> <table border="1"><thead><tr><th>年月</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>2018年10月</td><td>12.844円/本</td></tr><tr><td>2019年10月</td><td>13.844円/本</td></tr><tr><td>2020年10月</td><td>14.844円/本</td></tr><tr><td>2021年10月</td><td>15.844円/本</td></tr><tr><td>2022年10月</td><td>16.844円/本</td></tr></tbody></table>	年月	税率	2018年10月	12.844円/本	2019年10月	13.844円/本	2020年10月	14.844円/本	2021年10月	15.844円/本	2022年10月	16.844円/本
年月	税率												
2018年10月	12.844円/本												
2019年10月	13.844円/本												
2020年10月	14.844円/本												
2021年10月	15.844円/本												
2022年10月	16.844円/本												
○ 加熱式たばこの課税方式の適正化	<ul style="list-style-type: none">➢ 近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直し。➢ 平成30年(2018年)10月から実施。開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、5回に分けて段階的に移行。<ul style="list-style-type: none">➢ 重量の要素と価格の要素を考慮して、製造たばこと小売定価(消費税抜き)を算出する。① 重量計算を、「葉たばこ」と「溶液」の重量に見直し。② 「価格」に応じた課税方式を導入。												

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

地方財政・地方税制の現状と課題

総論：地方財政・地方税政の現状と課題

(資料①) 総論：地方財政・地方税政の現状と課題	66
(資料②) 地方財政の果たす役割	66
(資料③) 国・地方を通じた歳出の構造（イメージ図）	67
(資料④) 地方財政の財源不足と借入金残高の状況	67
(資料⑤) 地方公務員数の状況	68
(資料⑥) 地方財政計画の歳出の推移	68
(資料⑦) 国税・地方税の税収内訳（平成30年度予算・地方財政計画額）	69
(資料⑧) 地方税収（地方財政計画ベース）の推移	69
(資料⑨) 人口一人当たりの税収額の指標（平成28年度決算額）	70
(資料⑩) 地方税の充実と偏在是正に関するこれまでの措置等	70

各論：個別地方税制の現状と課題

(資料⑪) 各論：個別地方税制の現状と課題	71
-----------------------	----

1. 地方法人課税

(資料⑫) 地方法人課税	71
(資料⑬) 地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移	72
(資料⑭) 法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大	72
(資料⑮) 消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正	73
(資料⑯) 現状と問題の背景等①	73
(資料⑰) 現状と問題の背景等②	74
(資料⑱) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築	74
(資料⑲) 経済財政運営と改革の基本方針2018（抜粋） （平成30年6月15日閣議決定）	75

2. 車体課税

(資料⑳) 車体課税	75
(資料㉑) 車体課税（地方税）の現状	76
(資料㉒) 平成31年度税制改正における検討項目	76
(資料㉓) 自動車ユーザーの税負担の水準	77
(資料㉔) 燃料課税と車体課税の国際比較	77
(資料㉕) 自動車に関する行政サービスと車体課税の状況	78
(資料㉖) 地方の意見	78

3. 森林環境税（仮称）	
(資料②7) 森林環境税（仮称）	79
(資料②8) 森林環境税（仮称）等の創設について（案） ～平成30年度与党税制改正大綱より～	79
(資料②9) 森林経営管理法の概要 林野庁作成資料（一部加工）	80
(資料③0) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ (案)	80
(資料③1) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設フレーム（案）	81
(資料③2) 各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び 譲与基準（案）	81
4. 地方消費税	
(資料③3) 地方消費税	82
(資料③4) 地方消費税の概要	82
(資料③5) 消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の考え方	83
(資料③6) 地方消費税の清算制度について	83
(資料③7) 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し	84
5. ふるさと納税	
(資料③8) ふるさと納税	84
(資料③9) ふるさと納税の概要について	85
(資料③0) ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）	85
(資料③1) ふるさと納税制度の健全な発展に向けたこれまでの取組	86
(資料③2) 返礼割合3割超の返礼品を送付している団体数の推移	86
(資料③3) 返礼割合3割超の返礼品を送付している246団体（9月1日時点）	87
(資料③4) 依然として地場産品以外の返礼品を送付している例	87
(資料③5) ふるさと納税に係る制度見直しの検討～平成30年9月11日（火） 閣議後記者会見における総務大臣発言（抜粋）～	88
(資料③6) ふるさと納税の使い途を明確化する取組や寄附者とのつながりを 重視した取組の例	88
(資料③7) 地域資源を活用するなど地域活性化に取り組む市区町村の例	89
(資料③8) 企業版ふるさと納税の活用（地方創生応援税制）	89
6. 地方税の電子化	
(資料③9) 地方税の電子化	90
(資料③0) 地方税の電子申告・電子納税を巡る状況	90
(資料③1) eLTAX（エルタックス）について	91
(資料③2) 平成30年度税制改正（地方税共通納税システム（共同収納）の購入）	91
(資料③3) eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置（平成30年度税制改正）	92
(資料③4) 地方税の申告手続の電子化促進措置	92

(資料65) 個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知……………93

(資料①)



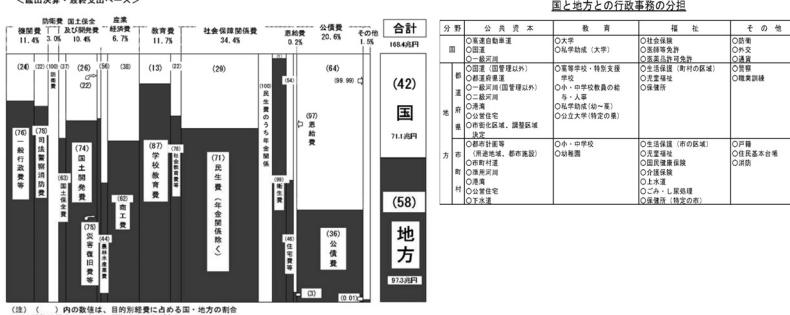
総論：地方財政・地方税制の現状と課題

(資料②)

地方財政の果たす役割

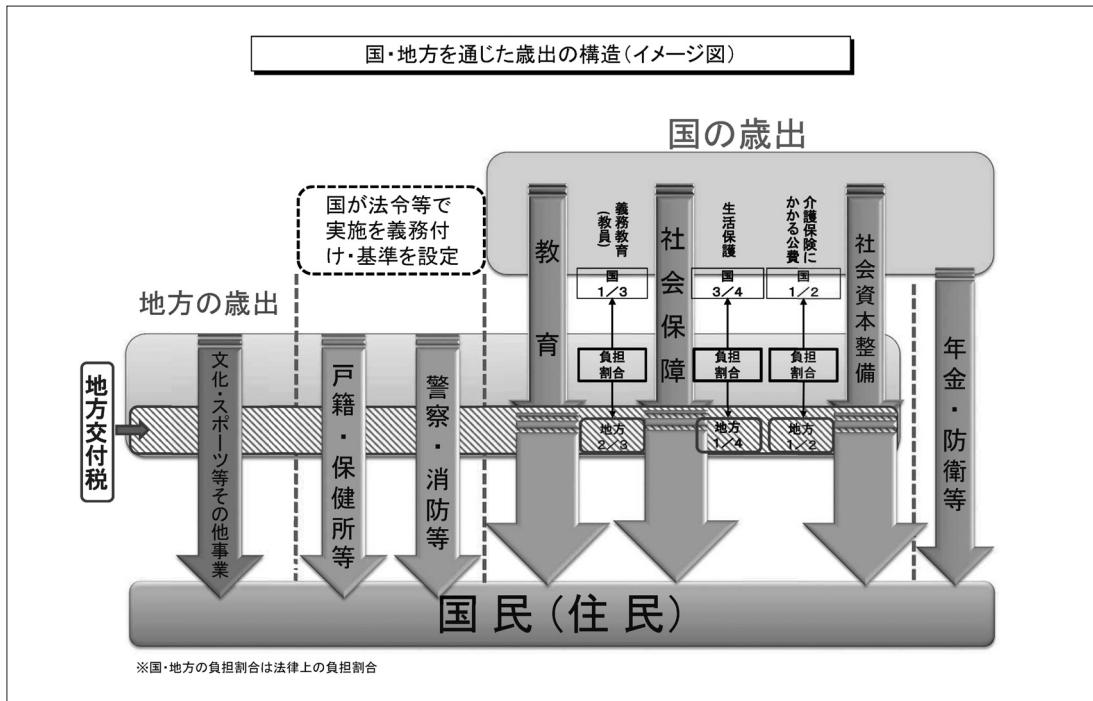
- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成28年度決算）
<歳出決算・最終支出ベース>

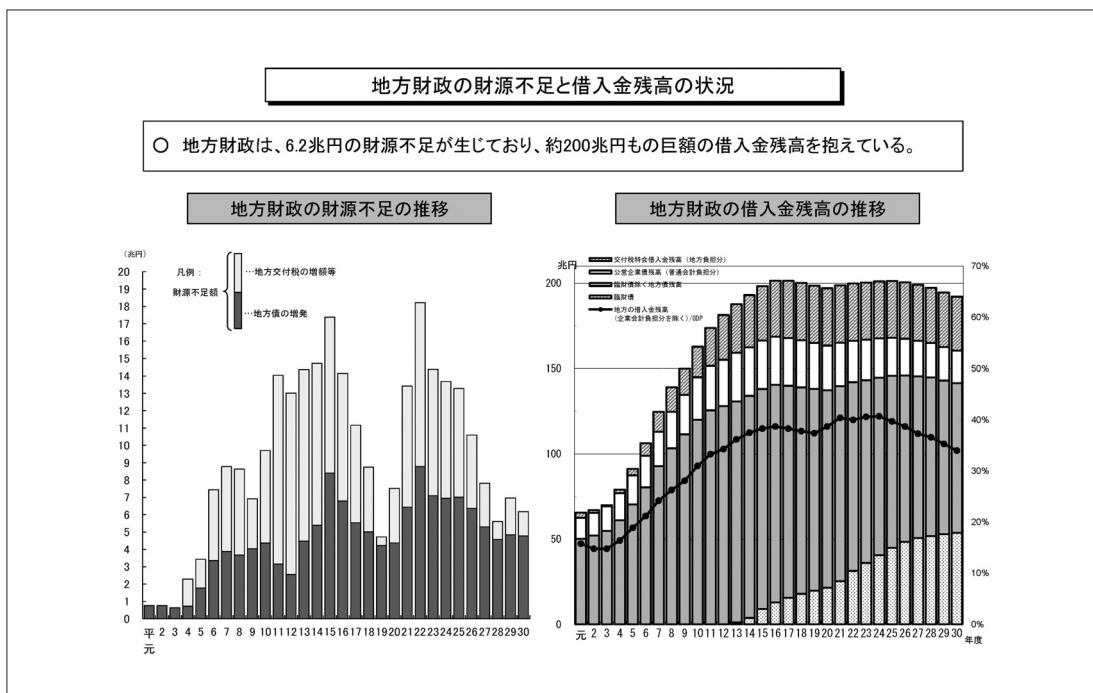


(注) () 内の数値は、目的別経費に含む全国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

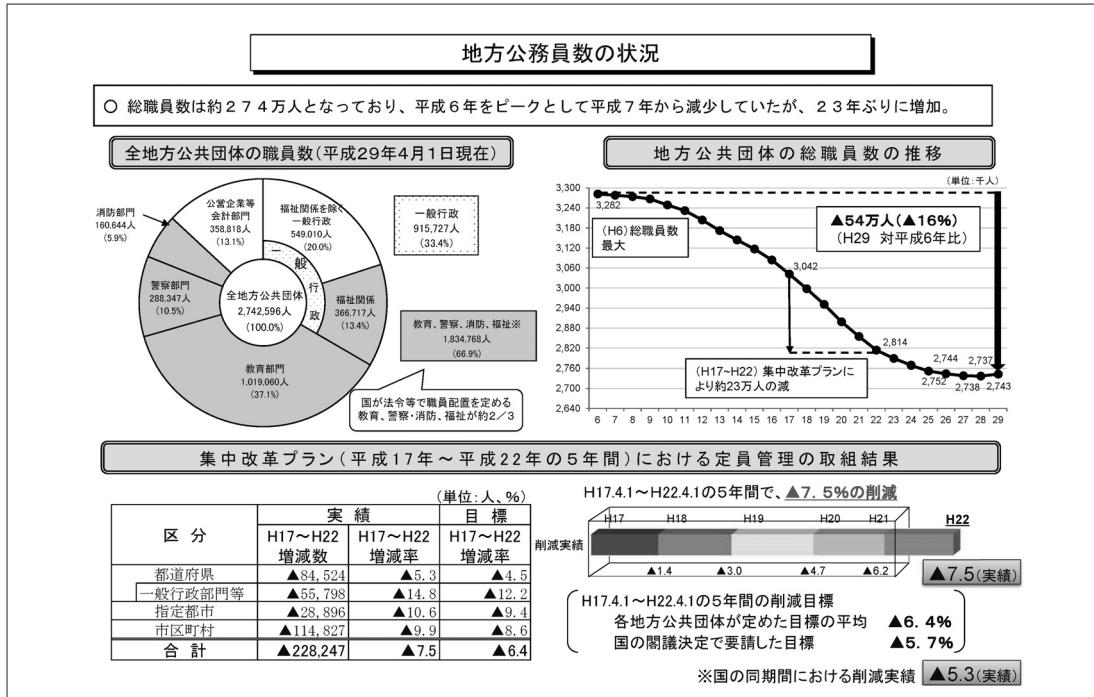
(資料③)



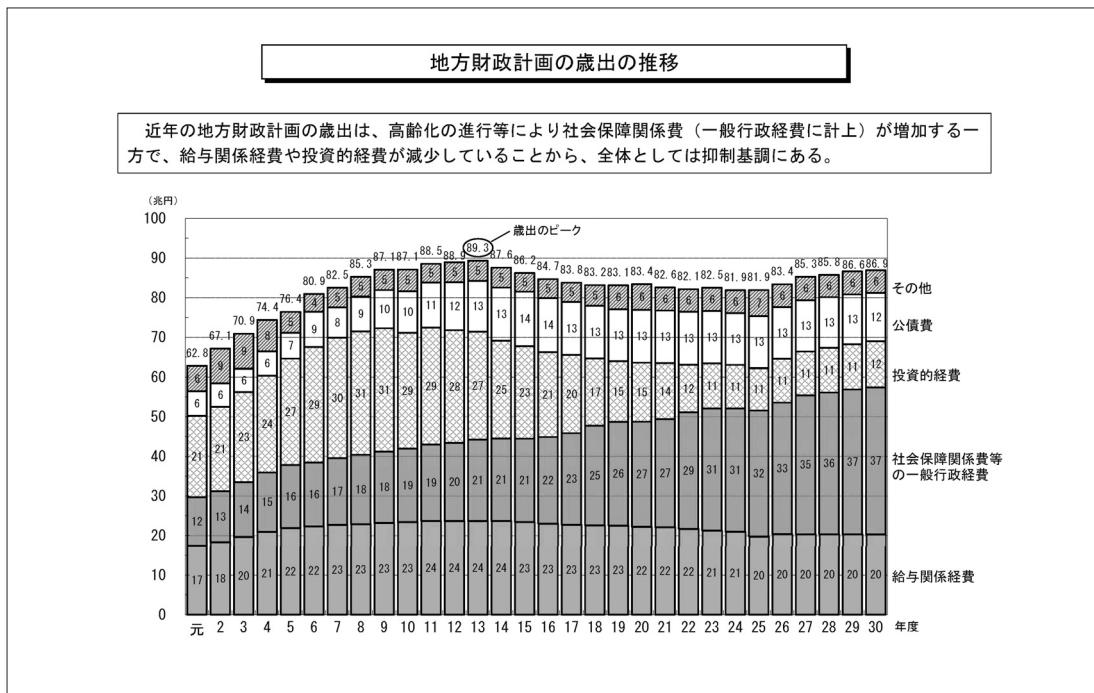
(資料④)



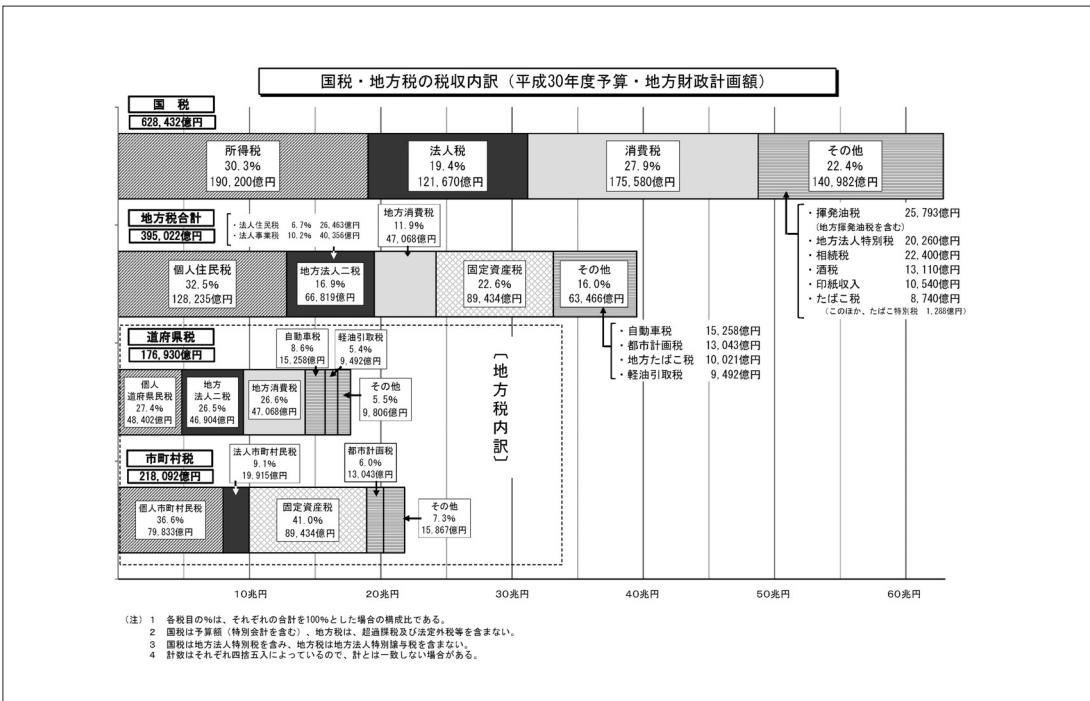
(資料⑤)



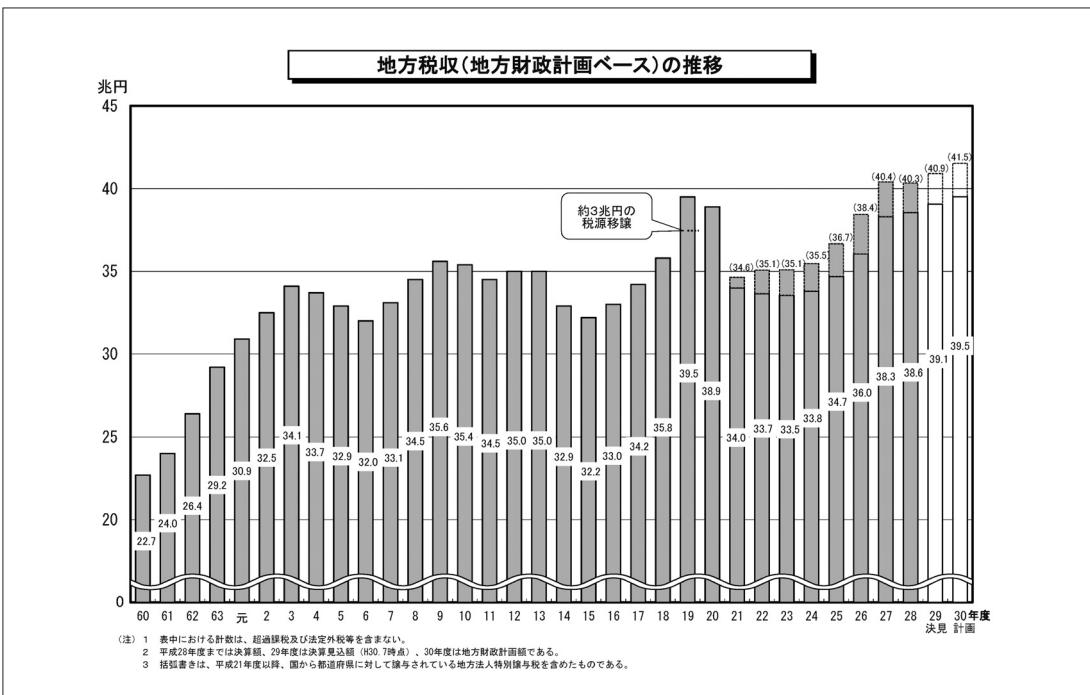
(資料⑥)



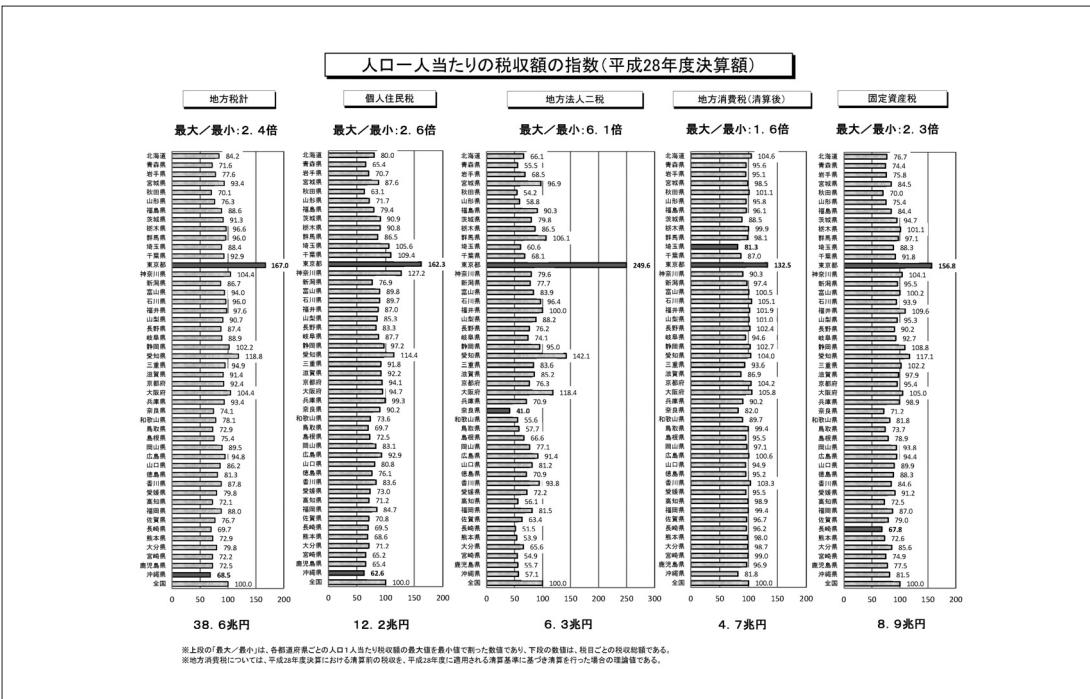
(資料⑦)



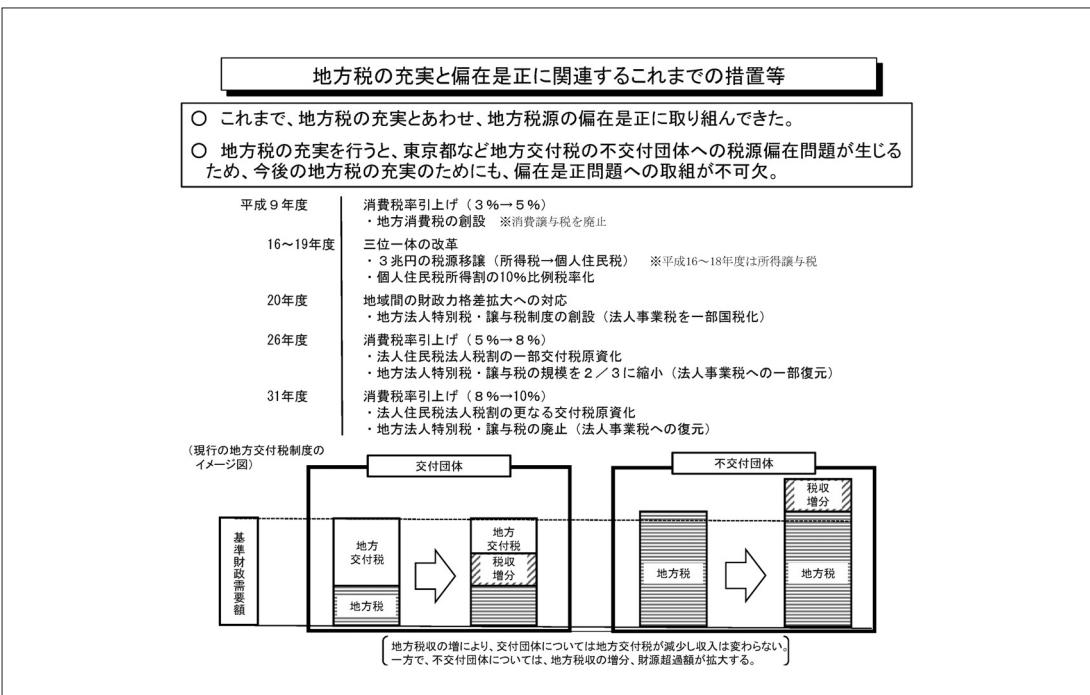
(資料⑧)



(資料⑨)



(資料⑩)



(資料⑪)

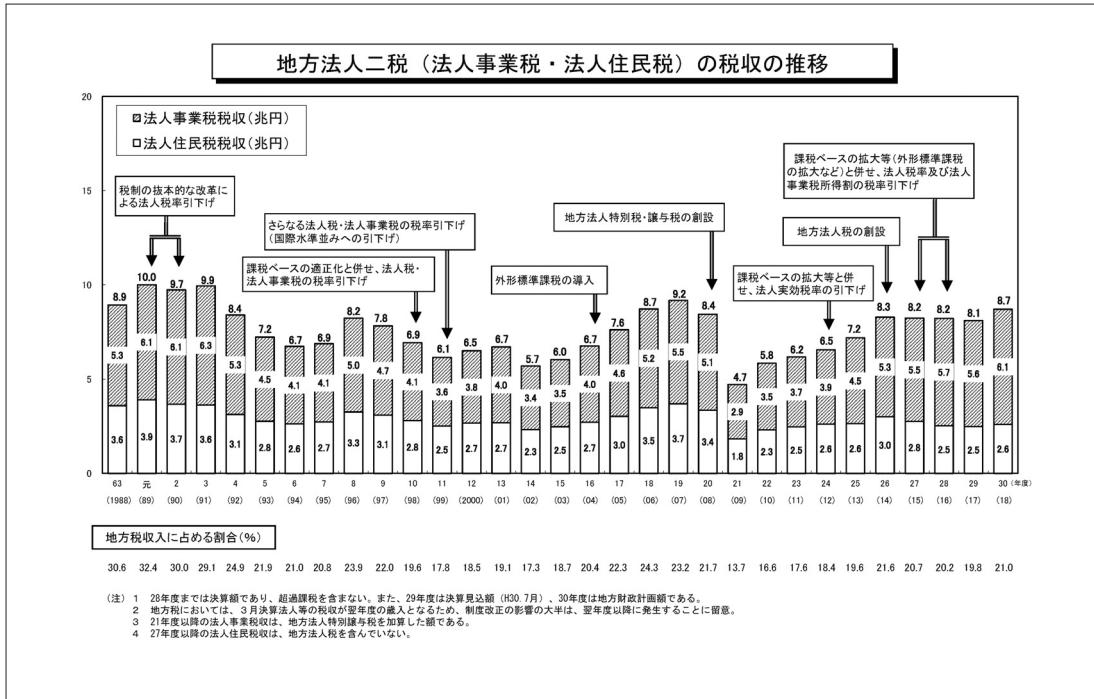


各論：個別地方税制の現状と課題

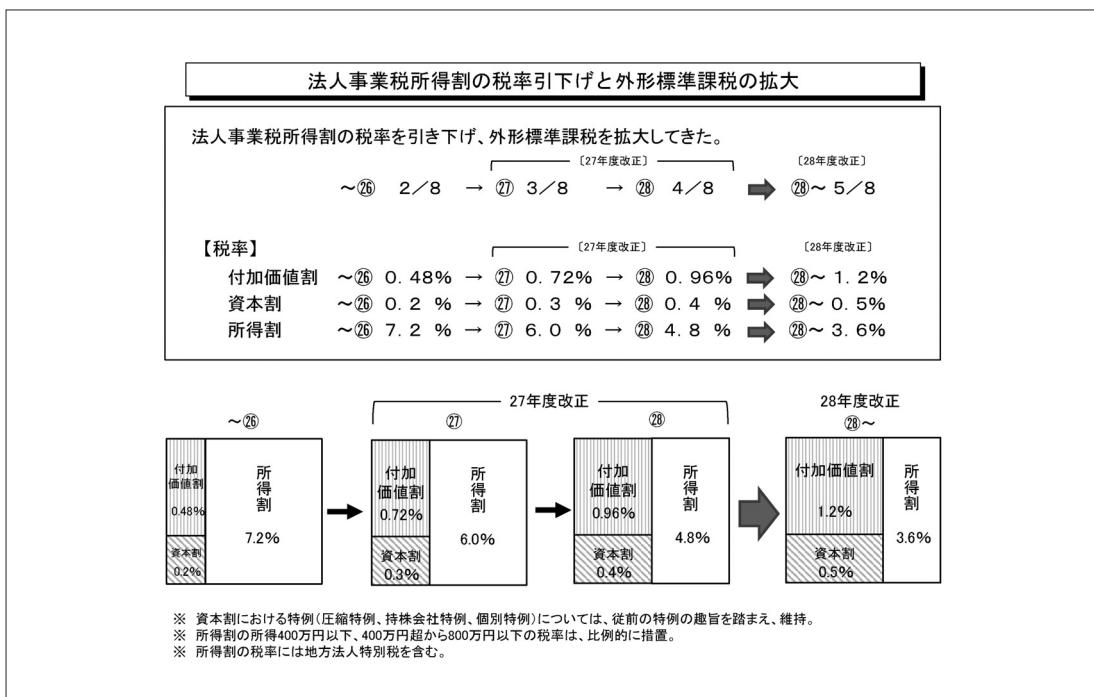
(資料⑫)

1. 地方法人課税

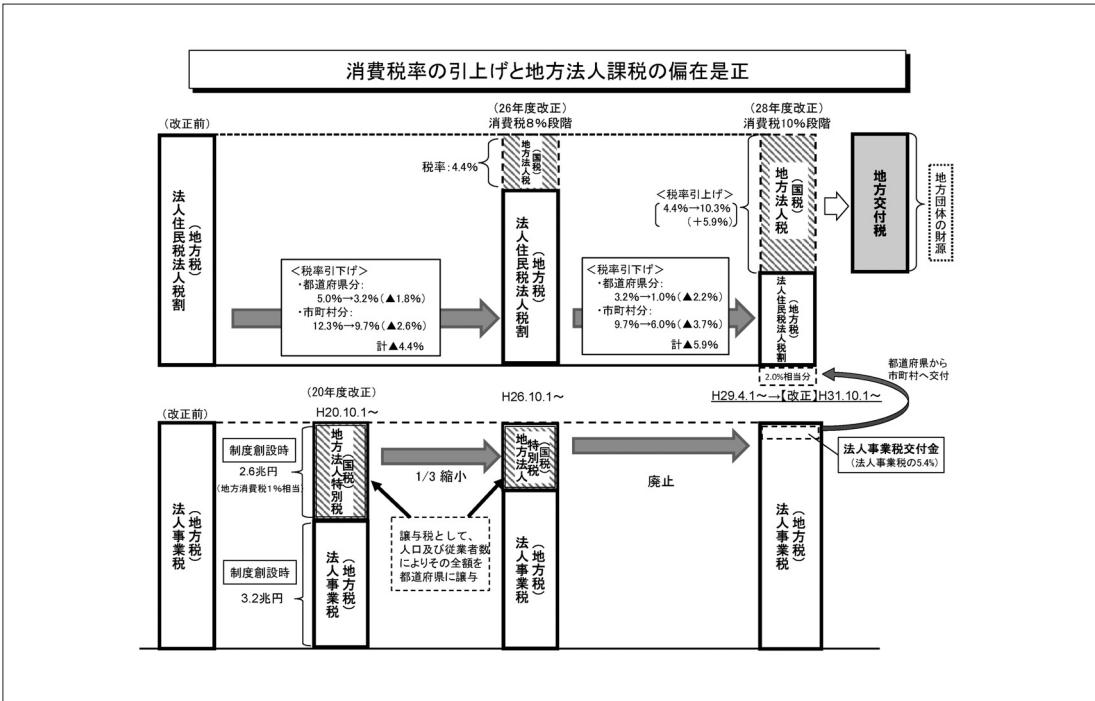
(資料⑬)



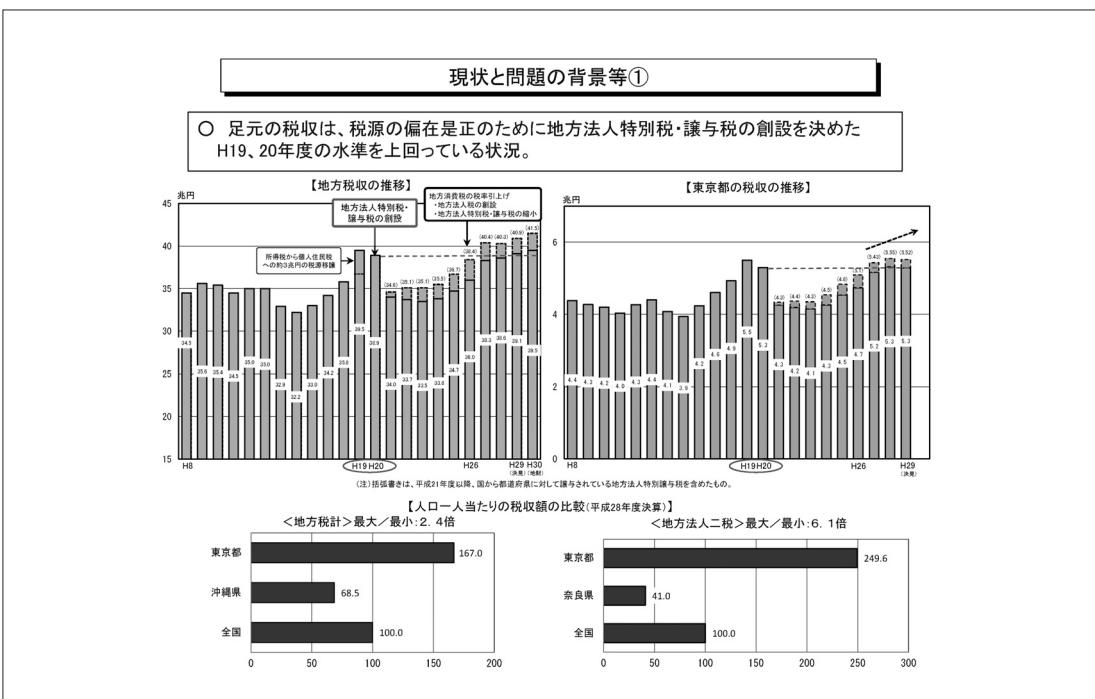
(資料⑭)



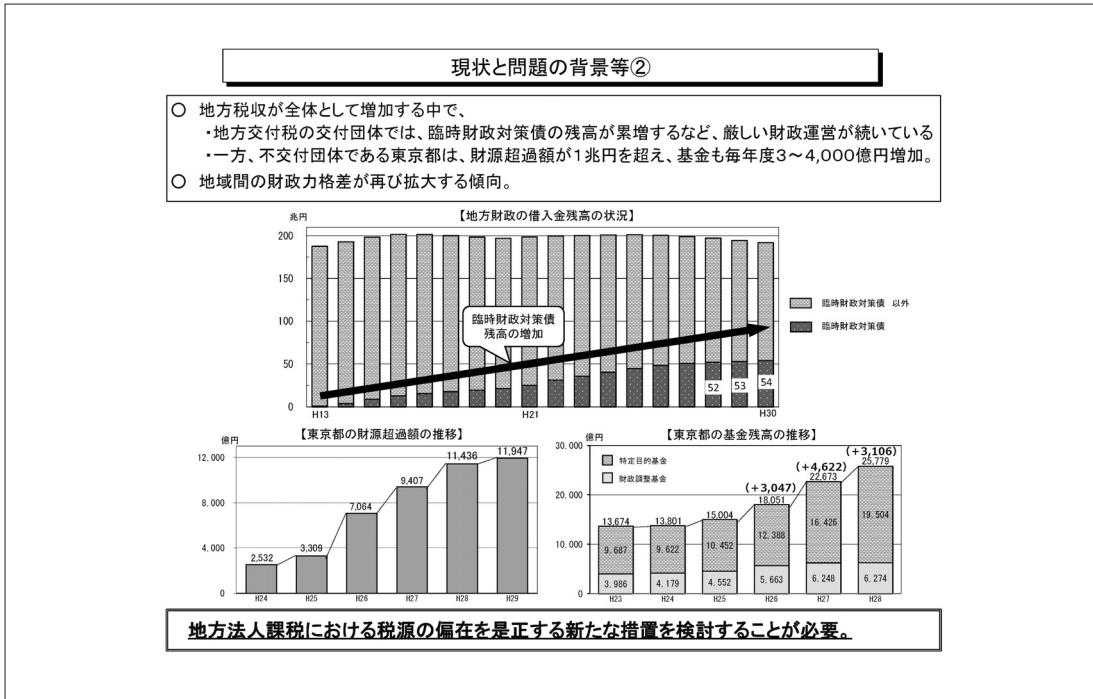
(資料⑯)



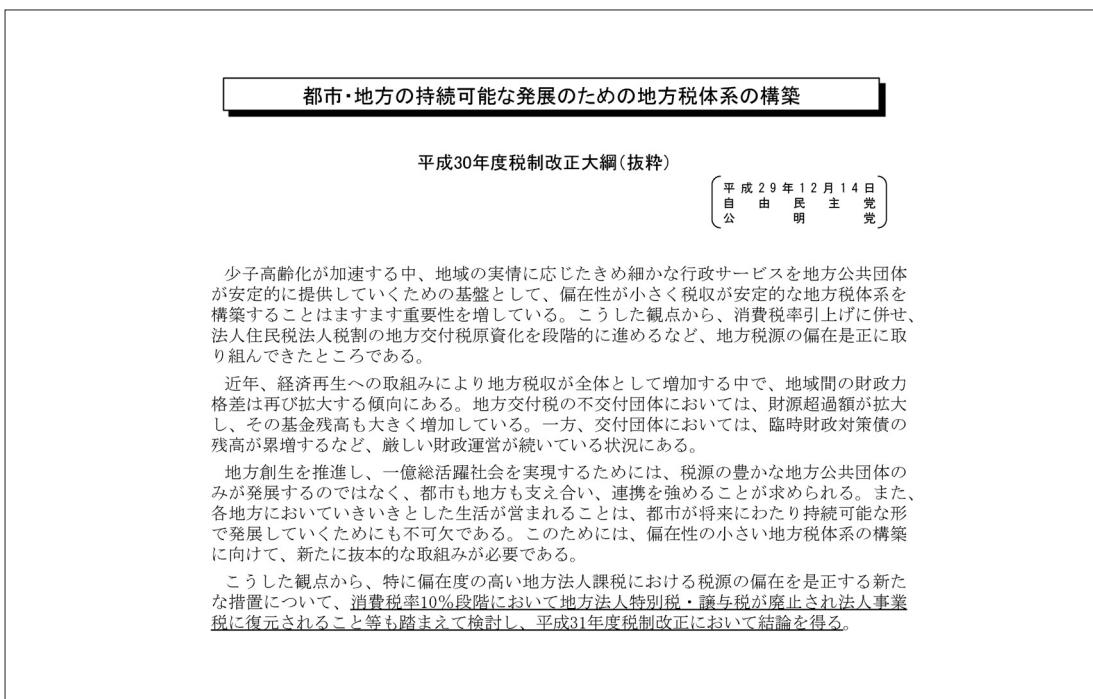
(資料⑯)



(資料⑰)



(資料⑱)



(資料⑯)

経済財政運営と改革の基本方針2018(抜粋) (平成30年6月15日閣議決定)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(基本的な考え方) (抄)
今後の社会保障関係費の増加圧力の拡大、地域コミュニティや社会ネットワーク、福祉・教育・人づくり等に係る新たなサービス需要の増加、地域間の税源偏在といった課題に対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう、地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。

(持続的な地方行財政制度の構築) (抄)
地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、収支が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

まち・ひと・しごと創生基本方針2018(抜粋) (平成30年6月15日閣議決定)

IV. 地方創生に向けた多様な支援(地方創生版・三本の矢)
「わくわく地方生活実現政策パッケージ」をはじめ、地方創生の取組を推進するに当たっては、以下のとおり、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で地方公共団体を強力に支援する。

3. 財政支援(抄)
都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地域において、いきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

「地方法人課税に関する検討会」の設置

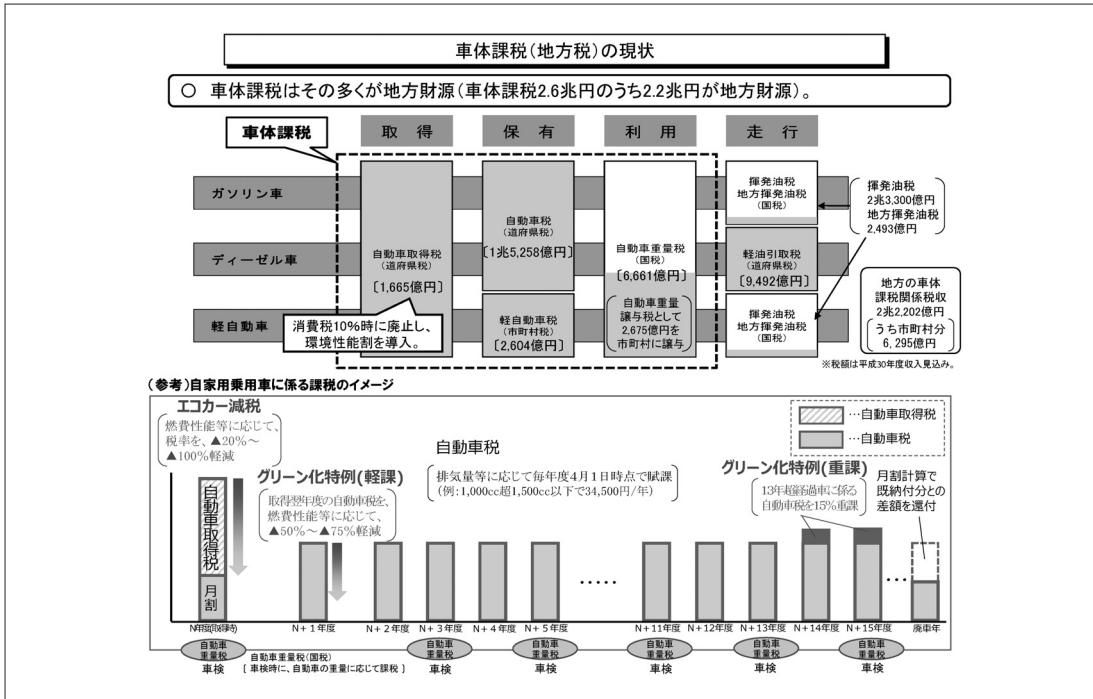
- 検討会の趣旨等
地方財政審議会に、有識者や地方団体の代表者で構成される検討会を設置し、与党税制改正大綱等を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討を行う。
- 検討会スケジュール
 - ・第1回 5月23日(水) [地方税財政の現状等]
 - ・第2回 7月31日(火) [地方3団体ヒアリング等]
 - ・第3回 8月29日(水) [個別地方団体ヒアリング]

⇒ 平成31年度税制改正に向け、税制改正議論が始まる前に検討会として取りまとめ

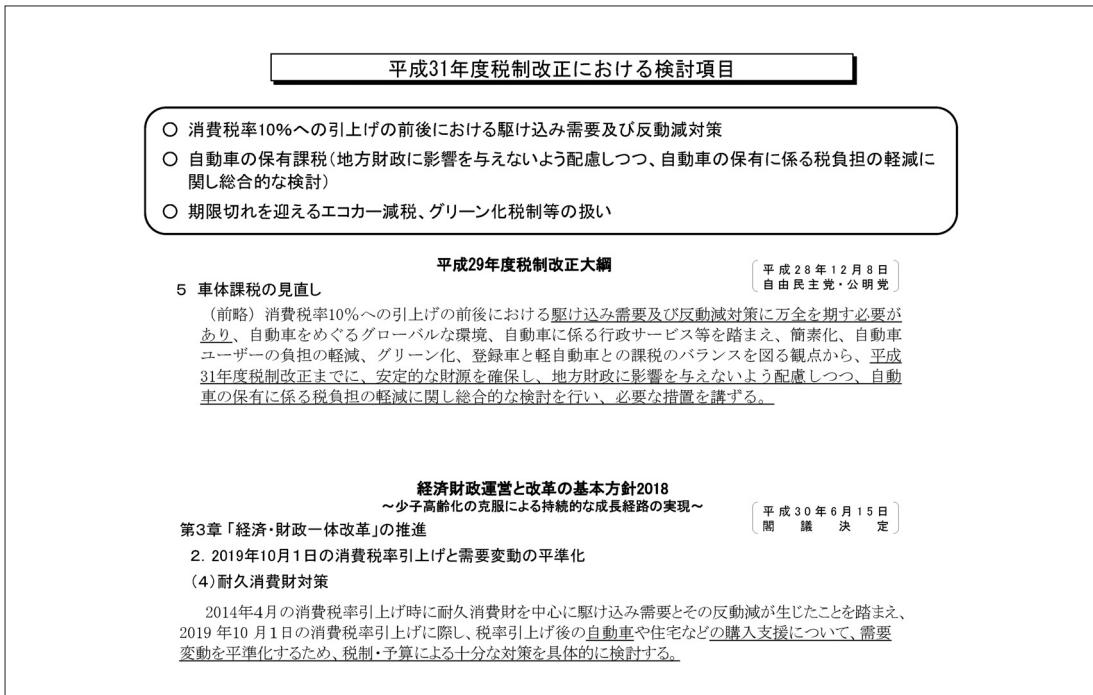
(資料⑰)

2. 車体課税

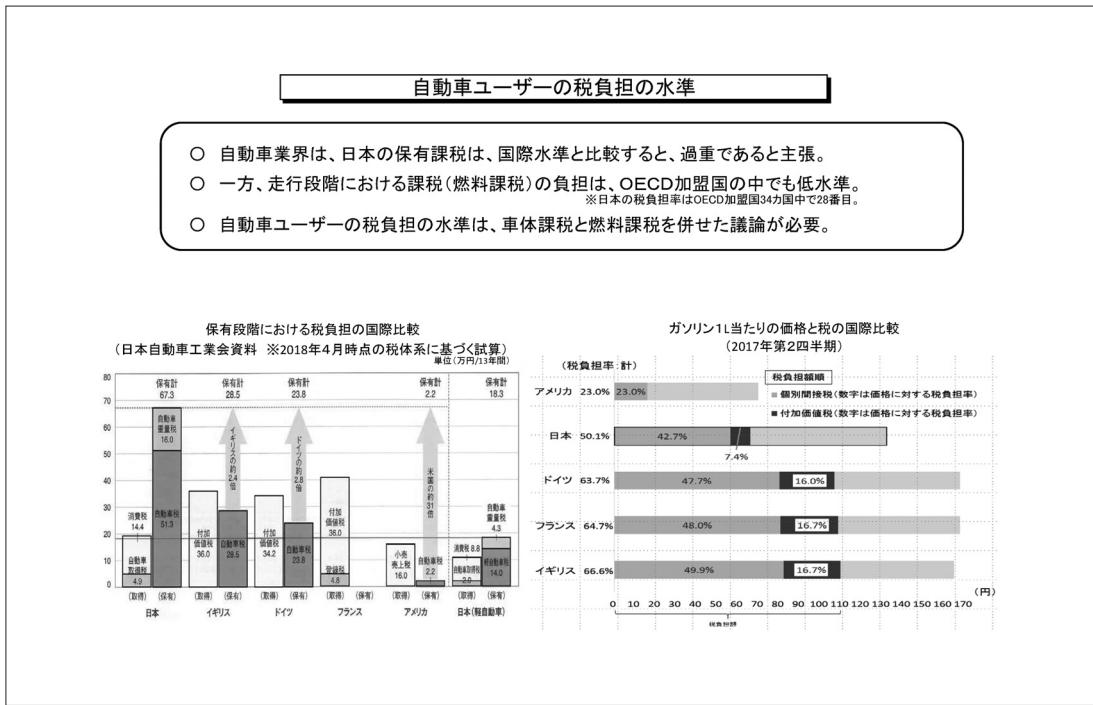
(資料②)



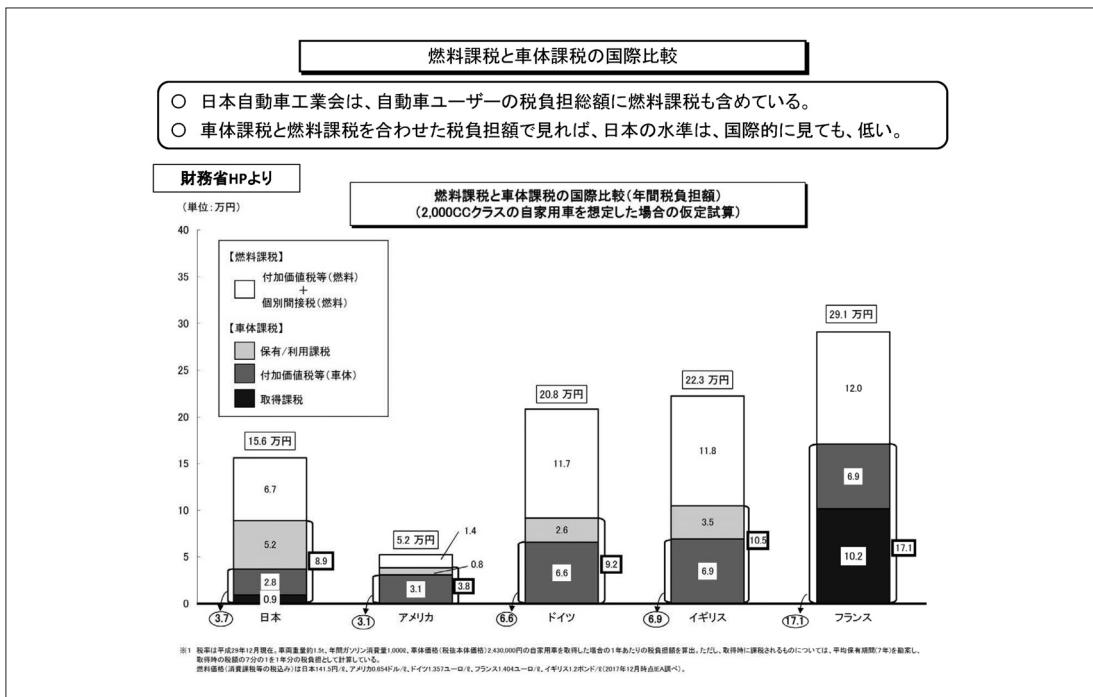
(資料②)



(資料②3)



(資料②4)



(資料②5)

自動車に関する行政サービスと車体課税の状況

- 応益課税は、地方税の原則の一つ。
- 地方団体における道路等の自動車に関する行政サービスに要する費用は、車体課税の税収を上回っている。
- 今後、ますます道路・橋りょう等の老朽化が進むことが見込まれる。

地方団体における車体課税の税収と自動車に関する行政サービスに要する費用

項目	額 (約)
自動車重量課税と税	0.3兆円
軽自動車税	0.2兆円
自動車税	1.6兆円
自動車取扱税	0.1兆円
その他「自然災害対策等」	0.2兆円
救急	0.1兆円
道路交通安全対策	1.1兆円
道路関係(農林道舗含む)	4.1兆円
合計	約5.4兆円

歳入 約2.2兆円
歳出 約5.4兆円+α

※収入及び歳出について「平成28年度決算額」
※歳入については、施設整備費の内訳で合計が記載しない。
※燃料開催税(軽油引取料)を車体課税の税収に加えても、約5.4兆円(平成28年決算額)であり、自動車に関する行政サービスに要する費用が大きく上回る。

地方公共団体管理橋梁(2m以上)の通行規制等の推移

期間	数
H20.4	862
H21.4	117
H22.4	172
H23.4	1,592
H24.4	1,680
H25.4	1,821
H26.4	1,917
H27.4	1,981
H28.4	2,133
合計	2,328

※国土交通省道路局調べ (H28.4)
※東日本大震災の被災地域は一部含まず

建設後50年以上経過する社会資本の割合

年	道 路 橋	ト ネ ノ ル
H25.3月	18%	20%
H35.3月	43%	34%
H45.3月	67%	50%

※国土交通省HP「インフラメンテナンス情報」より作成

(資料②6)

地方の意見

地方六団体の意見(平成30年8月28日 自由民主党総務部会関係合同会議 主要要望項目(抄))

□地方税財源の確保

- 自動車取得税の廃止までの間のエコカー減税及び自動車税におけるグリーン化特例の延長並びに環境性能割の導入に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないようにするとともに、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うこと。
- 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、自動車税は都道府県の基幹税であり、車体課税に係る地方税はエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、地方財政に影響を与えるような見直しとならないよう留意すること。

○全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言(抄)」(平成30年7月27日)

…自動車税は道路損傷負担金の性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税は平成21年度の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少していることなどを考慮し、地方財政に影響を与えるような見直しとならないよう留意すべきである。

○全国長会「平成31年度都市税制改正に関する意見(抄)」(平成30年8月31日)

…車体課税の税収は、都市自治体において道路・橋梁の老朽化等への対応財源として不可欠であることを踏まえ、車体課税に減収を及ぼさず、都市自治体の財政運営に支障が生じる見直しとならないよう特に留意すべきである。

○全国町村会「平成31年度政府予算編成及び施策に関する要望(抄)」(平成30年7月5日)

今後、自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行なうにしても、安定的な財源の確保等に配慮し、車体課税に減収を及ぼさず、町村財政に影響を及ぼさないことを前提とすること。

(資料②7)

3. 森林環境税(仮称)

(資料②8)

森林環境税(仮称)等の創設について(案) ～平成30年度与党税制改正大綱より～

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

1. 森林環境税(仮称)の創設【平成36年度から課税】 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設【平成31年度から譲与】

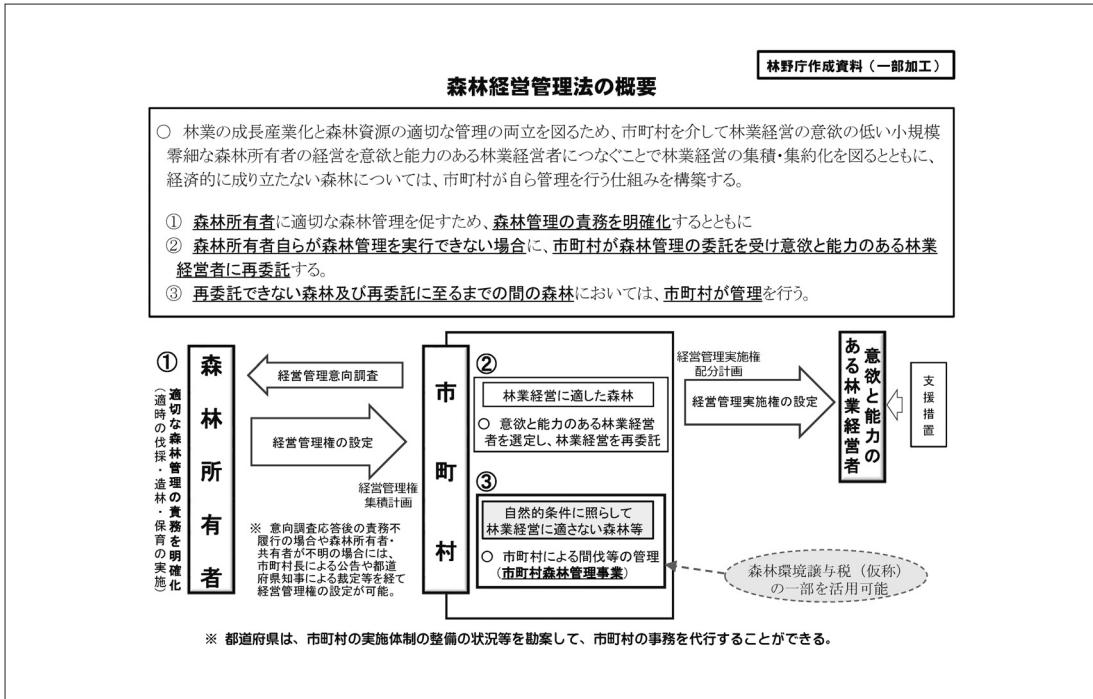
納稅義務者等:国内に住所を有する個人に対して 課する国税 <u>稅率</u> :1,000円(年額)
<u>賦課徵收</u> :市町村が個人住民税と併せて 賦課徵收
<u>國への払込み</u> :都道府県を経由して全額を國の 譲与税特別会計に払込み
<u>その他の</u> :個人住民税に準じて非課税の範囲、 減免、納付、納入、罰則等に関して 所要の措置

<u>譲与總額</u> :森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額 <u>譲与團体</u> :市町村 及び 都道府県 <u>使用途</u> : (市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や 普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用 (都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用 <u>譲与基準</u> : (市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、 林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※私有林人工林面積については、林野率により補正 (都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分 <u>使途の公表</u> :インターネットの利用等の方法により公表

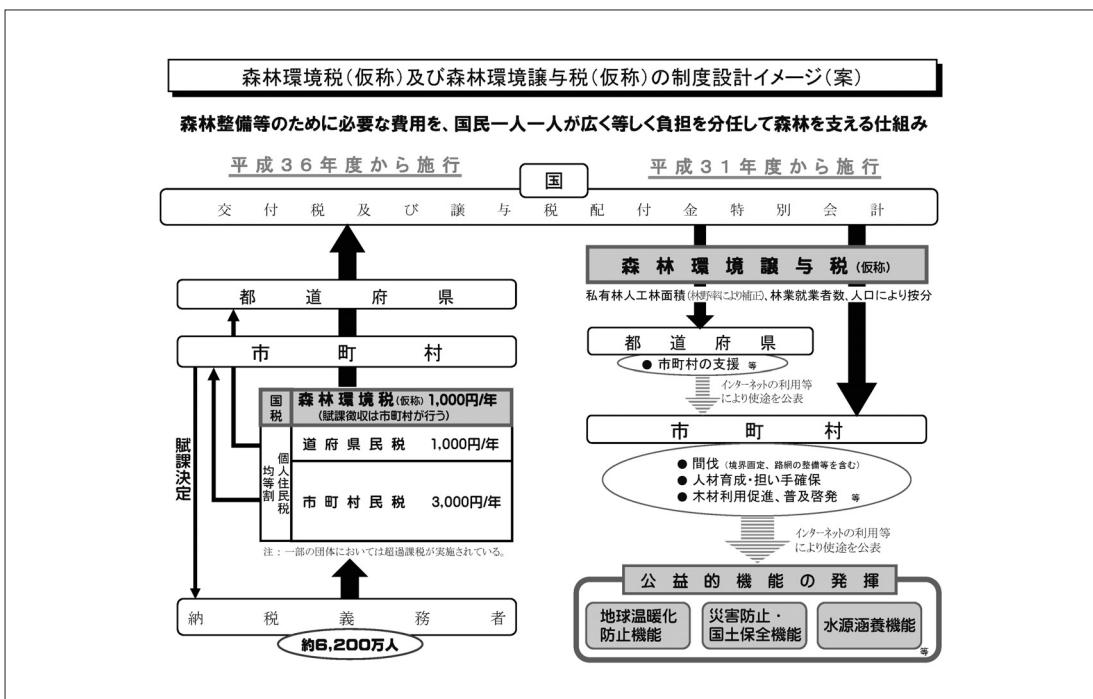
3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の収税の一部をもって確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

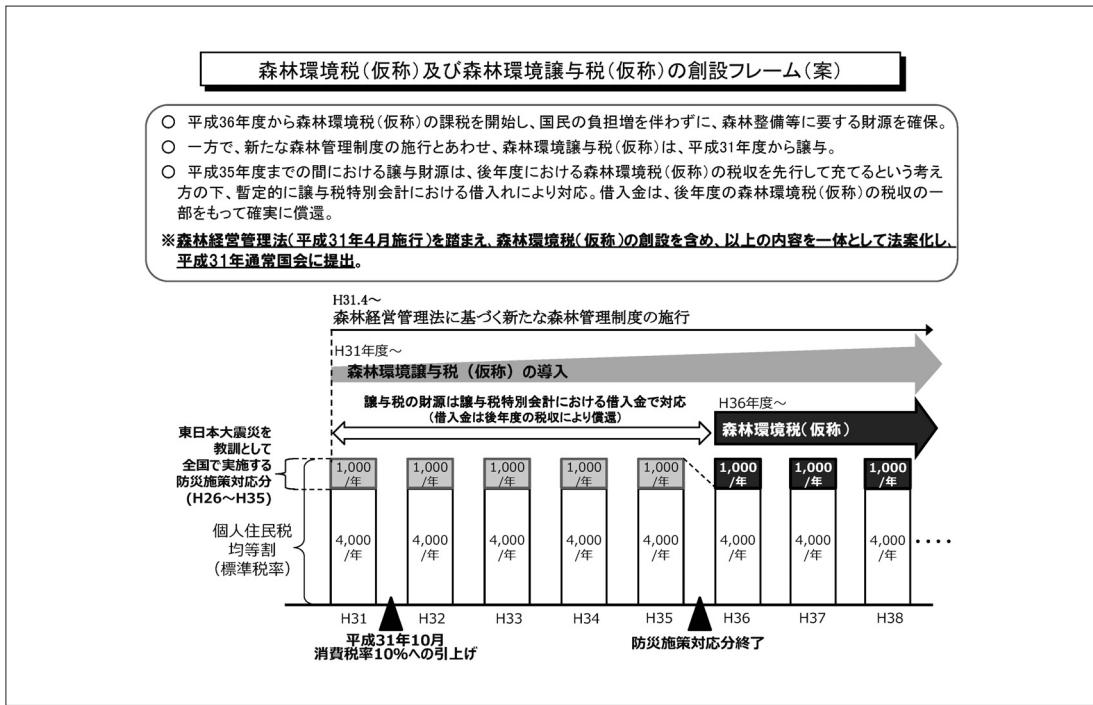
(資料②)



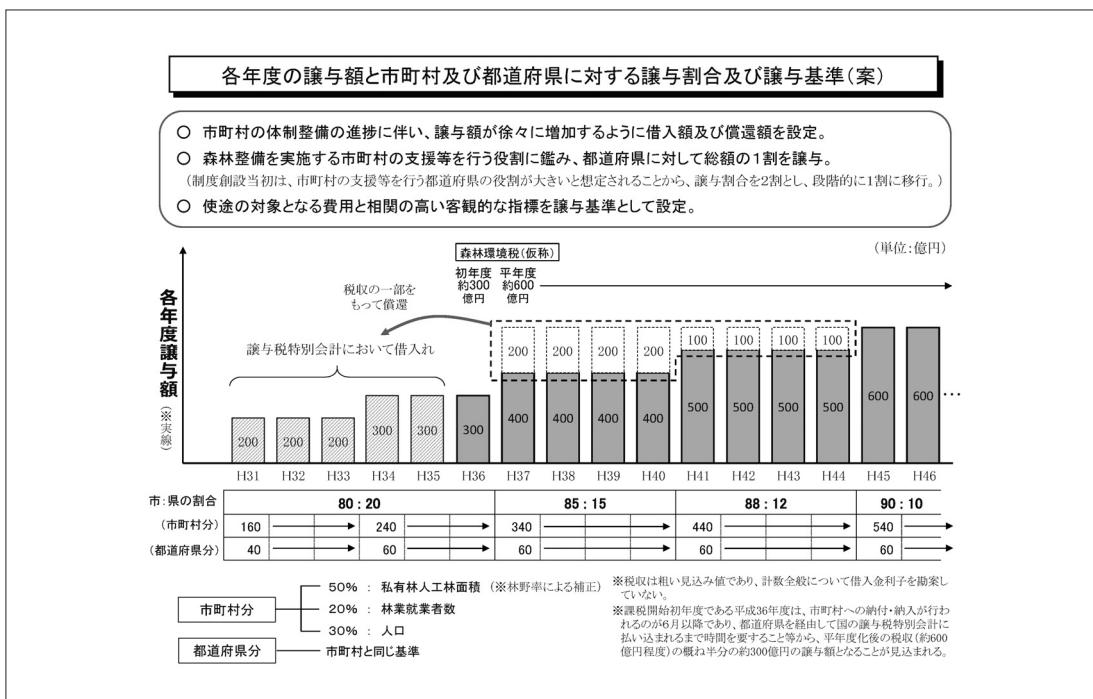
(資料⑩)



(資料①)



(資料②)



(資料③3)

4. 地方消費税

(資料③4)

地方消費税の概要

1 課税主体	都道府県（消費税とあわせて、国に申告納付）
2 税 収	4兆7,028億円（平成28年度決算額） ※平成30年度地方財政計画額：4兆7,068億円 ※税収（清算後）の2分の1を市町村に交付
3 沿革	平成9年4月 創設 税率1%（国の4%と合わせて5%） 平成26年4月 税率1.7%へ引き上げ

○ 消費税・地方消費税の税率等

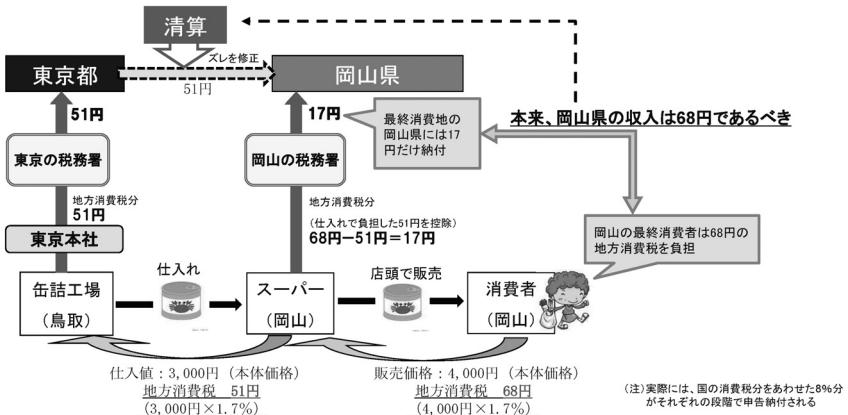
	～平成26年 3月31日	平成26年 4月1日～	平成31年		平成32年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税+地方消費税	5%	8%			10% (軽減税率時 8%)
消費税	4%	6.3%			7.8% (軽減税率時 6.24%)
うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)		1.52% (法定率19.5%)
地方消費税	1%	1.7% <うち0.7%分は社会保障財源>			2.2% (軽減税率時1.76%) <うち1.2%分は社会保障財源>
地方分合計	2.18%	3.10%			3.72%

(注)地方消費税は消費税額を課税標準とするため、実際の税率は、1%時：100分の25、1.7%時：63分の17、2.2%時：78分の22である

(資料③5)

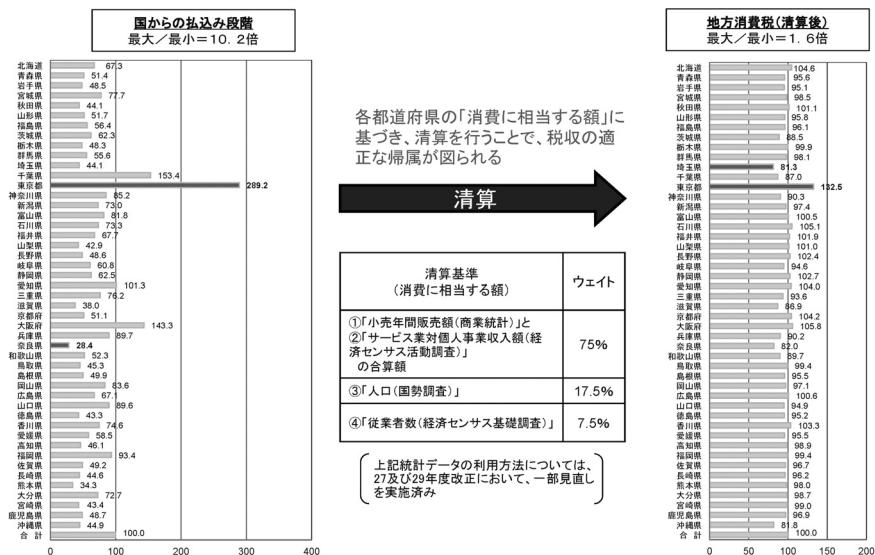
消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の考え方

- 地方消費税の税負担は、「最終消費者」に求めるものなので、税収も最終消費地の都道府県に入るべきもの
- 一方、地方消費税の納付は各流通段階で事業者が行うため、納付地の都道府県と最終消費地の都道府県にはズレが生じる
- このズレを修正するため、消費に相当する額に応じて税収を調整する「清算制度」を導入
地方税法第72条の114 「……各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、……」



(資料③6)

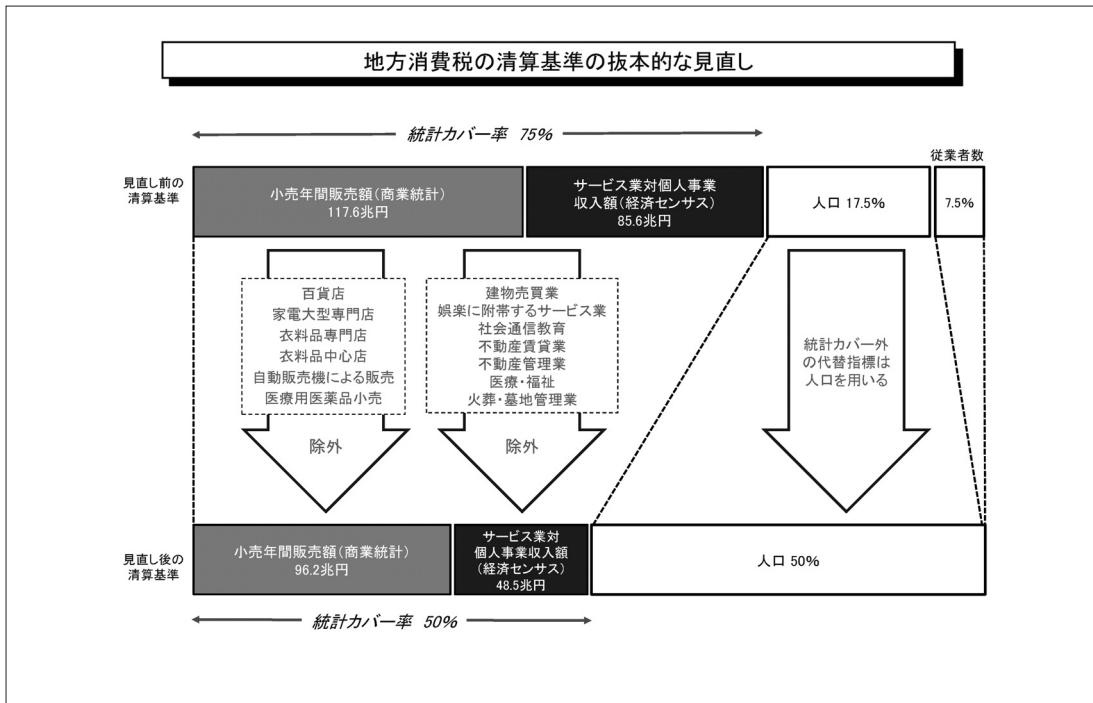
地方消費税の清算制度について



※各都道府県における棒グラフ上の数値は、人口一人当たりの金額(全国平均を100とした場合)の指標を示す。
(平成28年度決算額)

※右表は平成29年3月31日現在の清算基準に基づき清算を行った場合の理論値。

(資料⑦)



(資料⑧)

5. ふるさと納税

(資料③⁹)

ふるさと納税の概要について

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除。

※ 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、ワンストップ特例制度(給与所得者等の寄附者が、確定申告をせずして寄附金税額控除を受けられる仕組み)を創設

【控除イメージ】(※1)

ふるさと納税額 30,000円	所得税と合わせた控除額 28,000円	所得割額の2割を限度
←	→	
適用下限額 2,000円	【所得税】 所得控除による軽減(※3) (30,000円 - 2,000円) × 20%(※2) = 5,600円	【個人住民税】 税額控除(基本分)(※3) (30,000円 - 2,000円) × 10% = 2,800円
		【個人住民税】 税額控除(特例分) (30,000円 - 2,000円) × (100% - 10% - 20%)(※2) = 19,600円

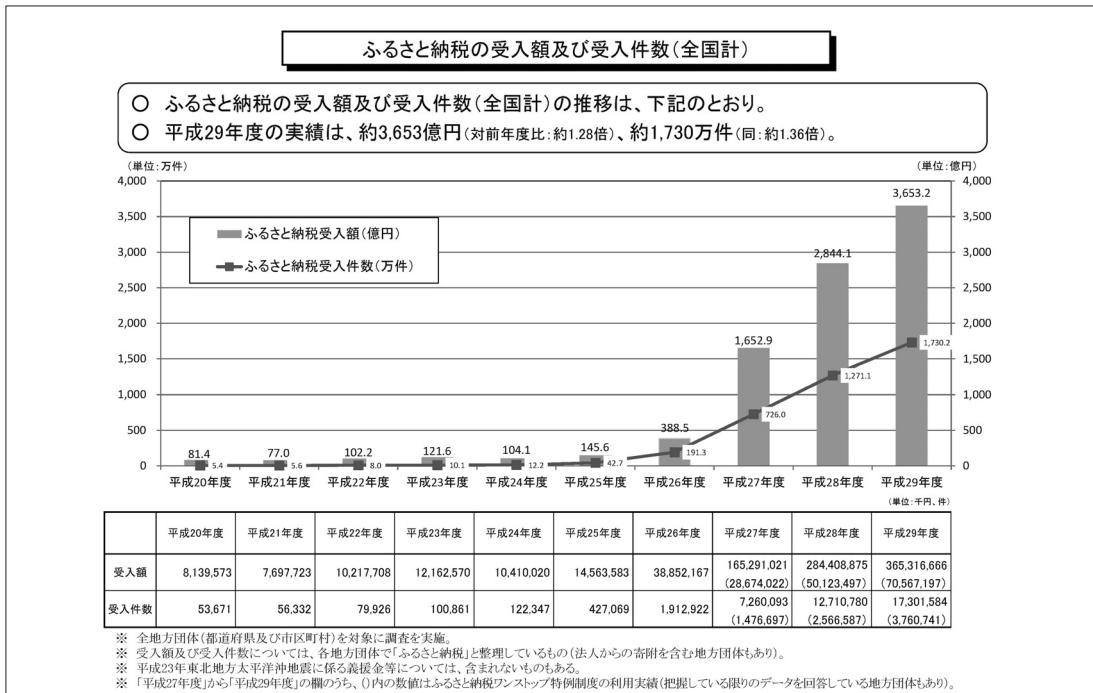
※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の累税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
※2 所得税の累税率であり、年収により~5%の値で変動する。
※3 対象となる寄附金額は、所得税は贈与所得金額の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は既所得金額等の30%が限度である。

手続(原則)

ワンストップ特例が適用される場合

※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が団体内に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

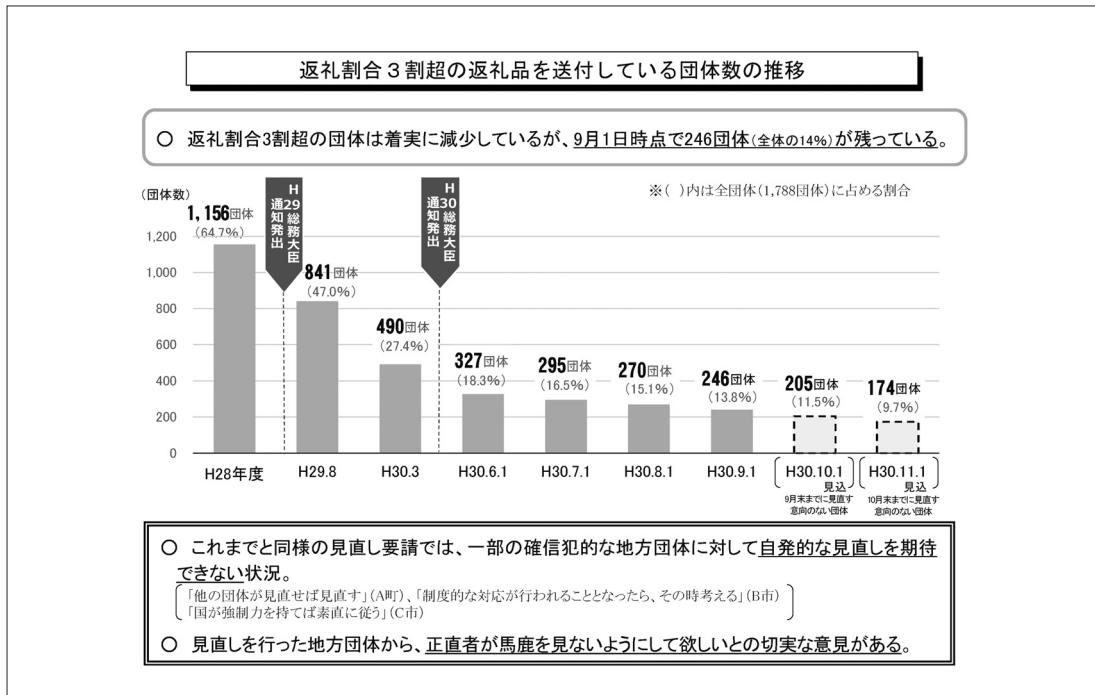
(資料⑩)



(資料①)

ふるさと納税制度の健全な発展に向けたこれまでの取組	
平成29年 4月	総務大臣通知を発出 ・寄附額に対し返礼割合の高い返礼品について、速やかに返礼割合を3割以下とするよう要請 ・金銭類似性の高いもの、「資産性の高いもの」、「価格が高額なもの」を送付しないよう要請
平成30年 4月	総務大臣通知を発出 ・返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体に対して、責任と良識のある対応を徹底するよう要請 ・地域資源の活用が図られるよう、「 <u>地場産品以外の送付</u> 」について良識のある対応を要請
(通知発出以降継続的に)	首長向けの講演やブロック毎の会議等あらゆる機会を通じて総務省から見直しを要請 通知に沿わない返礼品を送付している市町村に対して都道府県を通じて見直しを要請 総務省からポータルサイト運営事業者に対して協力を要請
7月	現況調査結果の公表に併せ、通知に沿わない返礼品を送付している12団体を公表 〔茨城県境町、岐阜県関市、静岡県小山町、滋賀県近江八幡市、大阪府泉佐野市、福岡県宗像市、上毛町、佐賀県唐津市、嬉野市、基山町、みやき町、大分県佐伯市〕
8月	8月1日時点の見直し状況を調査
9月	9月1日時点の見直し状況を調査

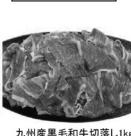
(資料②)



(資料④)

返礼割合3割超の返礼品を送付している246団体(9月1日時点)			
	9月中に見直し	10月中に見直し	その他(見直し時期未定・見直し意向なし等)
北海道	江差町、上川町	芦別市、赤平市、松前町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、大刀内町、稚内市、仁木町、由仁町、浦河町、新得町、留萌市、中頓別町、中標津町、佐呂内町、白糠町、厚岸町、幌加内町、津轻町、白老町、茅室町、大馆町、轟别町、池田町、浦幌町、釧路町、羅臼町	愛知県 碧南市
岩手県	帶広町、普代村	矢巾町	滋賀県 愛荘町 近江八幡市、日野町
宮城県		丸森町、豆美町	京都府 久御山町 宇治市、和束町
秋田県	にかほ市	秋田市	大阪府 岸和田市、泉佐野市※、箕面市、阪南市、豊能町、熊取町
福島県	猪苗代町、玉川町	伊達市	兵庫県 尼崎市
茨城県	利根町	水戸市、常総市、北茨城市、鹿嶼市、潮来市、守谷市、大子町、美浦村、河内町	奈良県 三郷町、曾爾村 明日香村
栃木県		壬生町	和歌山县 九度山町 高野町、湯浅町、美浜町、白浜町
群馬県	草津町	渋川市、上野町、長野原町、片品村	鳥取県 大山町
埼玉県		新座市、鳩山町	岡山县 笠岡市、総社市、吉備中央町
千葉県	大多喜町	一宮町	広島県 安芸高田市、海田町 和木町
東京都	日野市		香川県 宇多津町 直島町
神奈川県			福岡県 宗像市、若宮市、筑前町 糸島市、糸河原川町 佐賀市 唐津市、伊万里市、小城市、嬉野市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、玄海町、大町町、江北町、太良町
新潟県			長崎県 島原市 長崎市、諫早市、対馬市、雲仙市、長与町、時津町
石川県			熊本県 南関町、湯前町 山鹿市、南小国町、御船町、山都町、多良木町
長野県	野沢温泉村	能美市	大分県 佐伯市、豊後大野市 小林市、新富町、川南町、猪塚村、妻籠町 宮崎県 伊佐市、中種子町 日置市、湧水町
岐阜県	羽島市、揖斐川町、大野町	小海町、高森町	鹿児島県 宮古島市、与那原町 多良間村
静岡県	富士宮市	能美市	合計 41団体 31団体 174団体
			※大阪府泉佐野市は9月7日時点未回答 ※宮崎県都城市は別途、返礼品事業者に対してサービス向上費を支出しており、実質的には返礼割合3割超

(資料⑤)

依然として地場産品以外の返礼品を送付している例			
外国企業の製品		ポイント、商品券等	
佐賀県みやき町		大阪府泉佐野市	
			
Dyson Pure Hot + Cool Link ファンヒーター30万台		「みやき探索」 アプリ利用券 13.5インチiPad Pro Wi-Fi Cellular 256GB ゴールド MPN2ZA アプリ利用券(iPad付き) 36万円	
ポイント1~10万円 ※航空券に引換可		全国共通お食事券 1~200万円 ※返礼割合4割	
全国流通のビール		他地域産の肉・海産物等	
大阪府泉佐野市		大阪府泉佐野市	
			
ビール1ケース 1万円		カナダ産豚肉2.5kg 1万円 国産いくら500g 1万円 豪州3種グレード国産いくら500g 1万円	
福岡県上毛町		九州産黒毛和牛切落し1kg 1万円	
佐賀県みやき町		HISギフトカード 2~200万円 ※返礼割合5割	
※ 金額は返礼品受取に必要なると納税額。			

(資料④)

ふるさと納税に係る制度見直しの検討

～ 平成30年9月11日(火)閣議後記者会見における総務大臣発言（抜粋）～

9月1日現在のふるさと納税の返礼品の見直し状況を取りまとめました。

全国的な見直しが進んでいる一方で、一部の地方団体では依然として必要な見直しが行われていないことが判明いたしました。

これまで、制度の趣旨に沿わない返礼品を送付する地方団体については、昨年4月と本年4月の2度にわたって、総務大臣名での通知を発出するとともに、あらゆる機会を通して必要な見直しを要請し、市町村長お一人お一人の責任と良識ある対応をお願いしてまいりました。

しかしながら、依然として一部の地方団体において通知に沿った対応が行われていない実態があります。大変残念なことはあります、これまでと同様に見直しを要請を行うだけでは自発的な見直しが期待できない状況です。

その一方で、通知に従て返礼品の見直しを行った団体からは、「正直者が馬鹿を見ないようにしてほしい」との切実な声をいただいております。

また、先日の山形県への出張においては、ふるさと納税を有効に活用し、具体的な成果を上げている団体の取組を視察させていただきました。この制度を健全に発展させていくために、良い取組を伸ばしつつ、問題のある事例については、しっかりと正していく必要があるとの想いを強くしたところです。

そこで、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することとしたしました。

総務省において、見直し案を取りまとめ、与党の税制調査会においてご議論いただきたいと思います。

このような制度見直しにより、制度本来の趣旨を取り戻せると考えています。

また、一定のルールの中で地方団体同士が切磋琢磨することにより、全国各地の地域活性化に繋がるとともに、優れた地域資源が発掘されることも期待されます。

現在、ふるさと納税制度は存続の危機にあります。

このまま一部の地方団体による突出した対応が続けば、ふるさと納税に対するイメージが傷ついて、制度そのものが否定されるという不幸な結果を招くことになりかねません。

制度の趣旨に沿わない返礼品を送付している地方団体の首長におかれましては、今回、制度の見直しの検討をせざるを得なくなつたという現状を真摯に受け止めていただき、1日も早く必要な見直しを行っていただきたいと思います。

(資料⑥)

ふるさと納税の使い途を明確化する取組や寄附者とのつながりを重視した取組の例

※()内は当該団体の平成29年度受入額



- 「夕張高校魅力化プロジェクト」として、財政破綻を経験した夕張市ならではの地域課題を教材とした教育プログラムの実施や公演席の開設に必要な費用を募集。
- 寄附者に対して、高校生の取組を伝えるとともに、公演席の企画に寄附者を招待。



- 熊本地震で被害を受けた作品の陶片と輪島塗器を組み合わせ、新しい器へと生まれ変わらせる「被災陶器再生プロジェクト」の費用を募集。
- 寄附者に対して、陶器の修復作業に用いる「金錐ぎ」技術の体験イベントを実施。



- 小中学校にプロジェクターやタブレット等を設置。ICTを活用した遠隔授業を通じて、他校、他県、外国と交流。
- 寄附者に対して、子ども達が授業を受けれる様子をお礼の動画として制作し公開。



- 遠別農業高校の存続、活性化に向けて農業分野にローンを活用するための調査研究を新たに実施。ローン・実習やタブレット端末購入に必要な費用を募集。
- 寄附者に対して、事業報告とともに高校生のお礼のメッセージを送付。



- 地域おこし協力隊が中心となって、地域資源の発掘や世界への発信の場となるインターネット・ナショナルシェアハウスの開設費用を募集。
- 寄附者をシェアハウスのオープニングセレモニーに招待。



- 熊本地震からの復旧・復興に向けて、被災者の暮らしの再建や復興事業の推進などに活用するための費用を募集。
- 寄附者に対して、「城主証・城主手形」を送付とともに、デジタル芳名板に氏名を登録。

(資料④7)

地域資源を活用するなど地域活性化に取り組む市区町村の例

※()内は当該団体の平成29年度受入額

<div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> 北海道上士幌町 (16.7億円) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▶これまで全国的には知られていなかった地域の特産品のジエラードをふるさと納税を通じてPR。 ▶販路が拡大され、工場が新設されるなど地域経渓に好循環が生まれている。 </div>	<div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> 宮城県石巻市 (2.4億円) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▶地域の豊富な水産資源を活用した缶詰を寄附者に送付。 ▶東日本大震災による被害を受けた後、再建された工場で製造された品を取り扱うことで、復興に向けた取組を知り合ったとともに、市内の水産業の振興に寄与している。 </div>	<div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> 岐阜県高山市 (2.8億円) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▶市の特産である木材を使い、特別支援学校の生徒が手作業で作り上げる「木のぬくもりセッソ」を寄附者に贈る取組を企画。 ▶パリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する市の取組のPRに一役買っている。 </div>
<div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> 青森県むつ市 (2.0億円) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▶郵便局社員が、市内で暮らす高齢者を訪問して、寄附者に状況をお知らせする「みまもり訪問サービス」を提供。 ▶ふるさと納税をきっかけとして、離れて暮らす家族とふるさとの高齢者をつなげていく。 </div>	<div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> 秋田県湯沢市 (3.3億円) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▶市内の高齢者世帯の家や空き家における「雪下ろし代行サービス」を寄附者に提供。 ▶ふるさと納税を通じて、地元を離れた方々の地域を想う気持ちは受け止めつつ、屋根の雪下ろしという地域課題の解決を図っている。 </div>	<div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> 大阪府枚方市 (2.8億円) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▶市長自らがエスコートする市内の文化見学ツアーを実施。 ▶市を訪問していただき、文化財への理解や愛着をもつてもらうことで、移住促進や関係人口の増加につなげる。 </div>

(資料④8)

企業版ふるさと納税の活用（地方創生応援税制）

○ 地方公共団体と企業がWIN-WIN の関係を構築

[企業にとってのメリット]

- ・地域への寄附を通じ、社会貢献に取り組む企業としてのPR効果
- ・パートナーシップが生まれた地方公共団体の地域資源を活用した、新たな事業展開 など

[税制措置]

- ・プロジェクトに寄附をした企業には、通常の2倍の税負担軽減（法人住民税等の税額控除）
- 例) 100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減

制度適用で2倍に拡大	
通常の軽減効果	→
捐金算入 (約3割)	税額控除 (3割)

[寄附を活用した地方創生プロジェクトの例]

- ・地域産業を支える人材の育成のため、企業と連携して地元高校に工業系学科を新設（岡山県玉野市）
- ・元Jリーグチームのホームスタジアムを、スポンサー企業の寄附を活用して改修し、市の魅力向上（佐賀県鳥栖市）

○ 企業版ふるさと納税の活用の力は、知事・市町村長のリーダーシップ

- ・企業の賛同を得るには、プロジェクトの趣旨を知事、市町村長が自ら説明するトップセールス等が重要

[企業版ふるさと納税の活用の流れ]

- ①都道府県・市町村が、総合戦略に位置付けられていて、かつ、地方創生を推進する上で効果の高い事業について、「地域再生計画」を策定
- ②都道府県・市町村が内閣府に申請し、内閣府が認定
- ③企業が、その事業に対し、寄附
- ④企業が行った寄附について、法人住民税等の税額控除

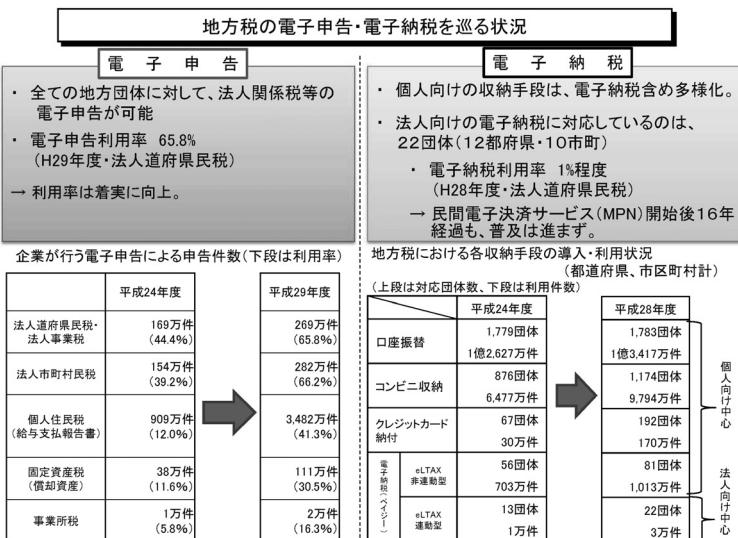
(留意点)

- ・不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外となります。
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となります。
- ・寄附企業への経済的な見返りは禁止されています。

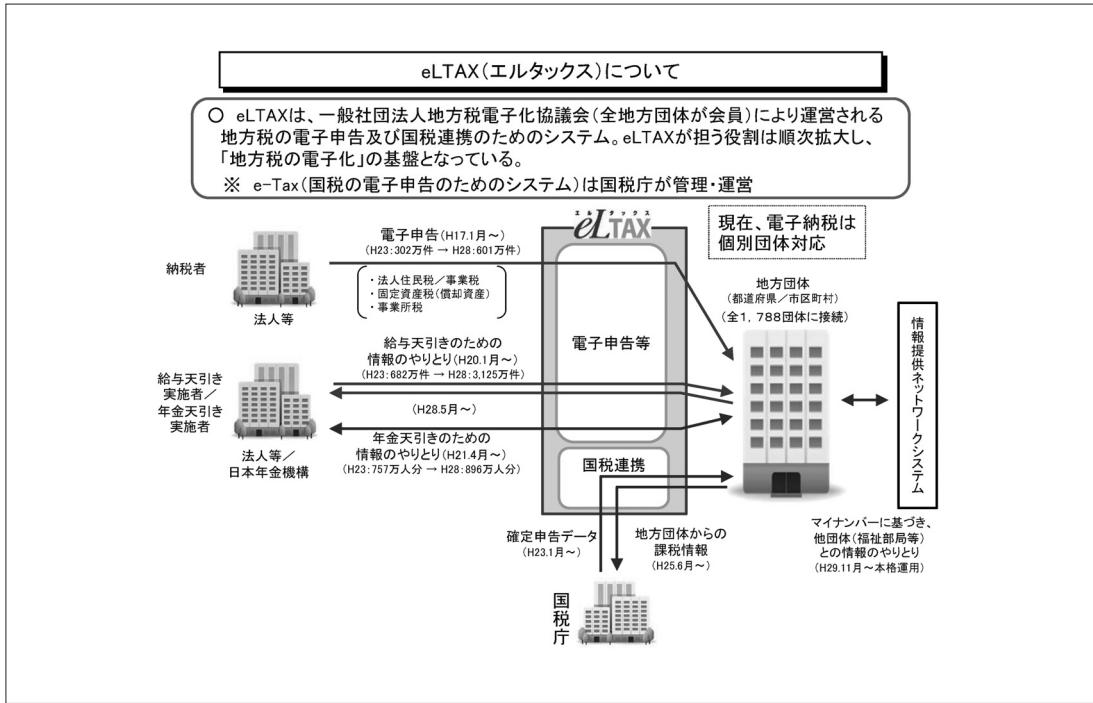
(資料④9)

6. 地方税の電子化

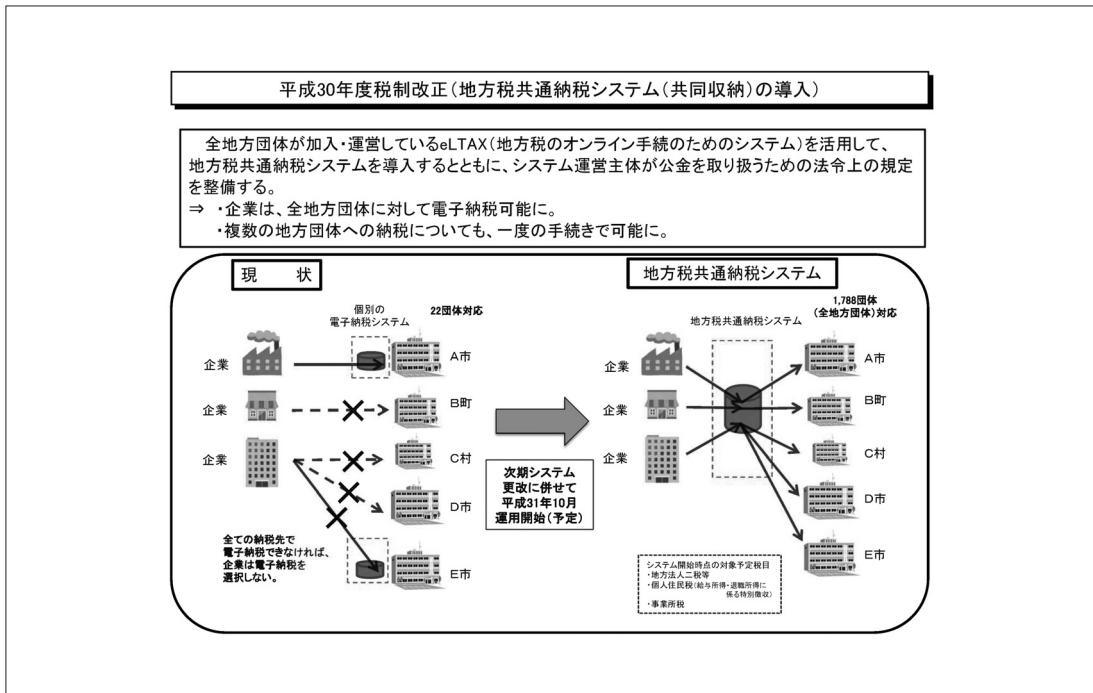
(資料⑤0)



(資料①)



(資料②)



(資料③)

eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置(平成30年度税制改正)

これまでの経緯

H15.8 地方税電子化協議会の設立
H17.1 eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)開始<当初は6府県が利用。順次、利用団体が増加。>
H18.4 社団法人化<構成団体:47都道府県+15政令市+2市>
H22.4 全地方団体がeLTAXに接続するとともに、社団法人の構成員として加入<構成団体:47都道府県+1,750市区町村>
H29.11 地方三団体からeLTAX運営主体の地方共同法人化等の要望
H30.3 改正地方税法成立
(→H30.4現在
1,741市区町村)

【主な内容】

- eLTAXの役割拡大(共通電子納税システム※の導入等)
※対象予定税目: 地方法人二税等、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税
- eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置(運営主体の地方共同法人化)

今後の予定

H30年度 地方3団体が選任する設立委員が、定款、初年度の事業計画・予算を作成し、総務大臣に認可申請
H31.4 地方税共同機構設立
H31.10 共通電子納税システムの運用開始 ⇒将来は対象税目の拡大を検討

<地方税共同機構の組織運営>

○代表者会議【意思決定機関】: 地方三団体が選任する首長・学識経験者により構成され、定款変更、予算・決算、事業計画等を議決するとともに、役員の任免、違法行為等の是正要求等により執行機関を監督。

○役員【執行機関】: 理事長、理事(又は副理事長)、監事により構成され、業務執行、職員の任命、業務監査等を実施。

○業務: 電子申告システム等の運営、共同収納関係事務、地方税に関する調査研究・広報・地方団体職員向け研修等を実施。

(資料④)

地方税の申告手続の電子化促進措置

経済社会のICT化等を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、
国税と同様に、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、
電子申告の義務化を図ることとする(平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用)。

○ 次の内国法人は、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の納税申告書(確定申告書、中間申告書及び修正申告書をいう。)の提出を電子的に行わなければならないこととする。

(注1) 電子的に提出を行わなければならない範囲には、申告書の添付書類も含むこととする。

人 格	基 準
普通法人(相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除く。)、 公共法人、公益法人等及び協同組合等	各事業年度の開始の日における資本金の額 又は出資金の額が1億円超が対象

(注2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社、並びに国・地方公共団体(地方消費税のみ)は上記の基準にかかわらず対象。

○ 申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、以下の見直しを行う。

① 提出情報等のスリム化・提出先のワンスオンリー化 ② 認証手続の簡便化

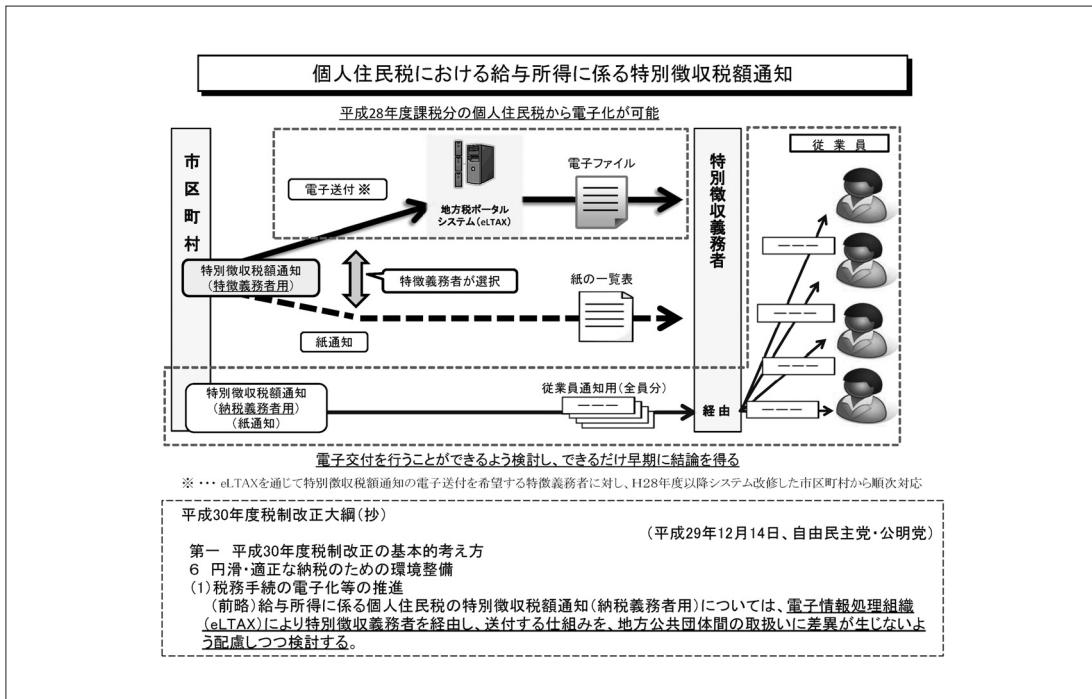
○ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化
法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携を行い、それにより法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とする。
※ その他の法人税関係書類(法人税申告書等)についても、国税・地方税当局間の情報連携を推進する。

○ 法人の認証手続の簡便化
(1) 法人事業税の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印のみで足りることとする(書面申告も同様)。
(2) 法人が行う電子申告に付すべき電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とする。

* (1)については鉱業税についても同様。

上記のほか、電子的提出が困難な場合に例外的に書面申告を可能とする措置や、提出方法の拡充等について、企業の意見や地方団体の課税実務を十分に伺ながら、国税における措置等を踏まえ、引き続き検討。

(資料55)



國際課稅關係資料

財務省主税局参事官室

目 次

(国際課税資料1) 1. BEPS プロジェクトとこれまでの進展	97
(国際課税資料2) 「BEPS プロジェクト」について	97
(国際課税資料3) 「BEPS プロジェクト」について	98
(国際課税資料4) BEPS 実施フェーズ (Inclusive framework on BEPS) 参加国・地域 (2016. 7 ~)	98
(国際課税資料5) BEPS プロジェクトの包括的 (holistic) アプローチ -Cash box の例	99
(国際課税資料6) 「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要	99
(国際課税資料7) BEPS プロジェクトの概要と進捗状況	100
(国際課税資料8) 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し (27改正)	100
(国際課税資料9) 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し (課税方式)	101
(国際課税資料10) 行動13 移転価格税制に係る文書化制度の整備： 平成28年度税制改正	101
(国際課税資料11) (参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化	102
(国際課税資料12) 外国子会社合算税制：平成29年度税制改正	102
(国際課税資料13) 外国子会社合算税制：見直しの主なポイント① (平成29年度税制改正)	103
(国際課税資料14) 外国子会社合算税制：見直しの主なポイント② (平成29年度税制改正)	103
(国際課税資料15) 外国子会社合算税制：見直しの主なポイント③ (平成29年度税制改正)	104
(国際課税資料16) 外国子会社合算税制：見直しの主なポイント④ (平成29年度税制改正)	104
(国際課税資料17) 外国子会社合算税制：見直しの主なポイント⑤ (平成29年度税制改正)	105
(国際課税資料18) 製造業に係る所在地国基準の整備	105
(国際課税資料19) ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の 免除特例	106
(国際課税資料20) 【行動7】恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止： 平成30年度税制改正	106
(国際課税資料21) 国内法上の恒久的施設(PE)の範囲(イメージ)	107
(国際課税資料22) 行動15 BEPS 防止措置実施条約の概要及び経緯	107
(国際課税資料23) BEPS 防止措置実施条約と各行動の関係	108
(国際課税資料24) BEPS 防止措置実施条約の署名国	108
(国際課税資料25) BEPS 防止措置実施条約(MLI)の対象国・地域等	

(批准時の見込み)	109
(国際課税資料26) BEPS 防止措置実施条約（MLI）の適用に関する 我が国の選択（暫定版）	109
(国際課税資料27) 租税条約の概要	110
(国際課税資料28) 我が国の租税条約ネットワーク	110
(国際課税資料29) (参考) 対外直接投資と租税条約ネットワーク	111
(国際課税資料30) 租税条約等交渉の現状	111
(国際課税資料31) OECD 有害税制フォーラムにおける優遇税制の審査について	112
(国際課税資料32) 2. 国際的な議論の動向と日本における課題	112
(国際課税資料33) G20財務大臣・中央銀行総裁会議 共同声明（仮訳抜粋） (2018年7月21-22日於：ブエノスアイレス)	113
(国際課税資料34) 国際的課税逃れ対策（BEPS・税の情報交換）について	113
(国際課税資料35) 税務当局間の情報交換	114
(国際課税資料36) グローバル・フォーラムについて	114
(国際課税資料37) 自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯	115
(国際課税資料38) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度 (CRS)	115
(国際課税資料39) CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関する 国際的な状況	116
(国際課税資料40) 税務行政執行共助条約の概要	116
(国際課税資料41) G20の「国際的に合意された税の透明性基準を 満足に実施していない法域のリスト」について	117
(国際課税資料42) 行動1 電子経済の課税上の課題への対処	117
(国際課税資料43) (参考) 検討されたオプション	118
(国際課税資料44) 電子経済の課税上の課題への対応	118
(国際課税資料45) OECD「電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」 の概要	119
(国際課税資料46) 「平成29年度与党税制改正大綱補論： 今後の国際課税のあり方についての基本的考え方（骨子）」	119
(国際課税資料47) 「平成29年度与党税制改正大綱補論： 今後の国際課税のあり方についての基本的考え方（骨子）」	120
(国際課税資料48) 「平成30年度与党税制改正大綱（抄）」	120
(国際課税資料49) 行動8 無形資産取引に係る移転価格ルール	121
(国際課税資料50) 評価困難な無形資産に係る移転価格ルールの策定	121
(国際課税資料51) 行動4 利子控除制限ルール	122
(国際課税資料52) 【行動4】利子控除制限：「BEPSプロジェクト」の結論	122
(国際課税資料53) 行動12 義務的開示制度	123
(国際課税資料54) (参考) 報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告(1)	123
(国際課税資料55) (参考) 報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告(2)	124

1. BEPSプロジェクトとこれまでの進展

1

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)

- ・ BEPSプロジェクトは、公正な競争条件 (Level Playing Field) の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとともに、各國政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- ・ グローバルな経済活動、ローカルな課税： 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- ・ 負担の公平性： 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

○ 経緯

- ・ 2012年6月、OECD租税委員会(議長: 浅川財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。
- ・ G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8か国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。
- ・ 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- ・ 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在117カ国)

2

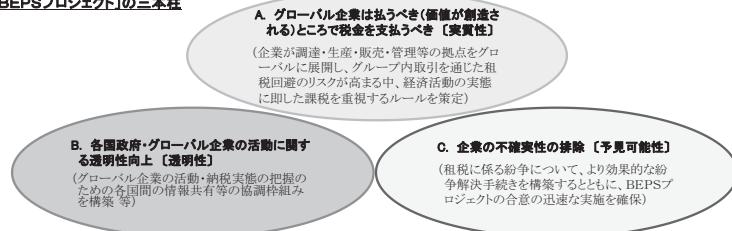
(国際課税資料3)

「BEPSプロジェクト」について

○ 現在の取組(BEPS実施フェーズ)

- BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリング方法等について議論。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築
⇒ IMF、OECD、世銀、国連等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- 2016年は、日本がG7議長国(中国がG20議長国)として、上記の取組を重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各国との協調をリード(仙台G7財務大臣会合、伊勢志摩サミット等)。

「BEPSプロジェクト」の三本柱



3

(国際課税資料4)

BEPS実施フェーズ(Inclusive framework on BEPS) 参加国・地域 (2016.7~)

(2018年8月23日現在)

正式メンバー国・地域 117カ国・地域

OECD加盟国	OECD非加盟国 = BEPS Associate		
	従来から参加していた国	京都会合および会合後に参加した国・地域	
オーストラリア	カナダ	アルゼンチン	【京都会合で参加】
フランス	◎ドイツ	ブラジル	ペナン ブルネイ ブルガリア
イタリア	日本	インド	カメルーン コンゴ クロアチア
●英国	米国	●中国	D.R.コンゴ エジプト ガボン ジョージア
韓国	メキシコ	インドネシア	ガーナー ハイチ 香港 マン島
トルコ		ロシア	ジャージー ケニア リベリア リテンシュaign
		サウジアラビア	マルタ モナコ ナイジェリア パキスタン
		南アフリカ	バハマニューガニア ハラグアイ ルーマニア サンマリノ
G20メンバー		●セネガル	●セネガル シエラレオネ シンガポール スリランカ
ニュージーランド	チリ	ウルグアイ	
ノルウェー	アイスランド		
イスラエル	オランダ	コロンビア	【京都会合後に参加】
ベルギー	ルクセンブルク	コスタリカ	アンドラー アンゴラ ベリーズ バミューダ諸島
フィンランド	スウェーデン		ボツワナ BVI ケイマン諸島 バルバドス
オーストリア	デンマーク	OECD加盟申請中	コーシックボーラー ジブチ マカオ ジャマイカ
スペイン	ボルトガル		ターカス・カイコス カザフスタン マレーシア モーリシャス
ギリシャ	アイルランド		モンセラト パナマ ペルー セーシェル
チェコ	ハンガリー		タイ ウクライナ ベトナム オマーン
ポーランド	スロ伐キア		モルディブ セントクリストファー・ネイビス カタール
エストニア	スロベニア		チュニジア トリニダード・トバコ バハマ諸島
スイス	ラトビア		サンビア モンゴル セルビア アンギラ
リトアニア		計 36カ国	セントルシア バーレーン アラブ首長国連邦 マケドニア
			計 71カ国・地域

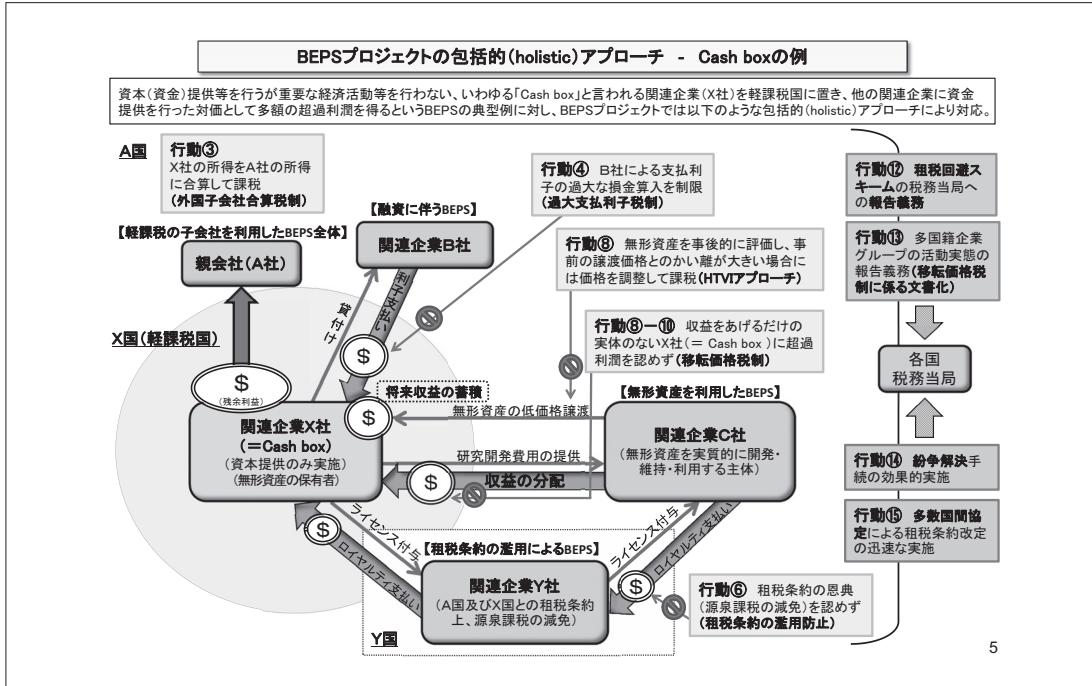
注1: BEPS正式メンバー国・地域は、対等な立場(equal footing)で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。

ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。

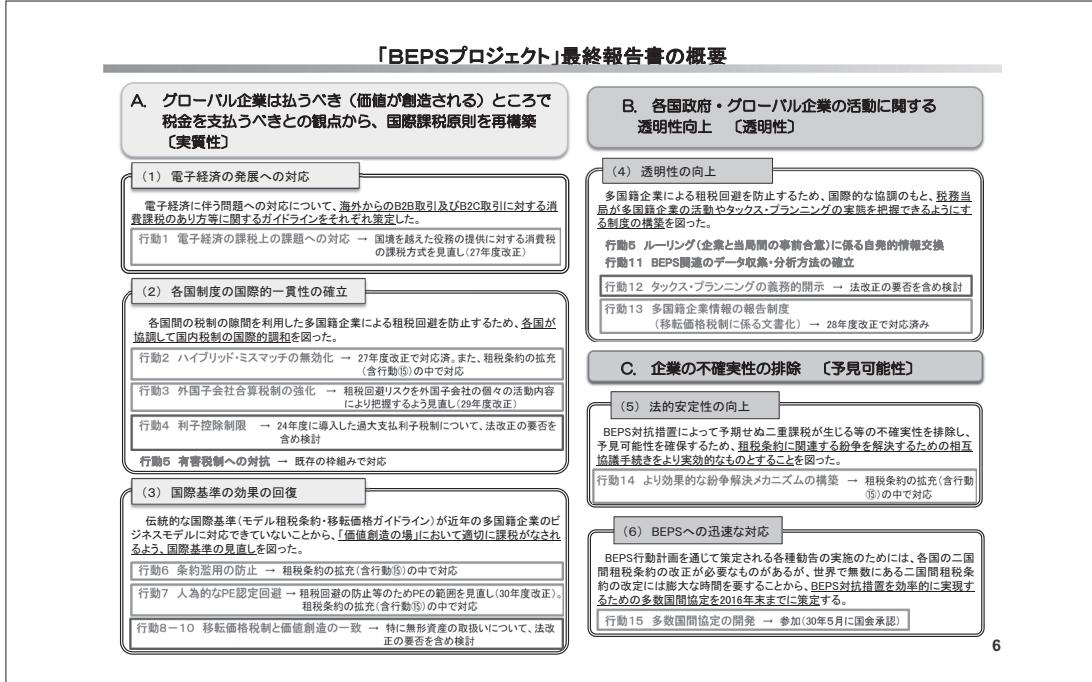
注2: 下線はBEPS包摂的枠組運営会合メンバーの出身国を、◎は議長出身国を、●は議長代理出身国をそれぞれ指す。

4

(国際課税資料 5)



(国際課税資料 6)



(国際課税資料7)

B E P S プロジェクトの概要と進捗状況		
行動	各行動の概要	主な作業の進捗状況(※OECDの作業、○我が国への対応)
行動1	電子経済の課税上の課題への対処を検討。	●電子経済の進展が国際課税に与える影響をモニタリングし、2020年にモニタリング結果を踏まえた報告書を作成(2018年中に開報告書を公表)。 ○国境を越える役務提供者の消費課税の見直しを実施(27年度改正)。
行動2	国家間の税務上の取扱いの差異を利用した租税回避(ハイブリッド・ミスマッチ)への対抗策を勧告。	○子会社所在国で損金算入が認められる配当について、外国子会社配当益金不算入制度の対象外に改正(27年度改正)。
行動3	・BEPS1Cに対処しきる有効な外国子会社合算税制の設計について勧告。 ・会社単位ではなく、所得の性質ごとに合算対象となるかを判定することを勧告。	○租税回避スキームで外国子会社の租税負担割合により把握する制度から、所得や事業の内容によって把握する制度に改正(28年度改正)。
行動4	企業の支払利子について、純支払利子／EBITDA比率が10～30%を超す場合には、超過部分の利子の損金算入を制限することを勧告。	○勧告の内容等を踏まえ、過大支払利子税制の改正の要否について検討。
行動5	知財優遇税制等の有害性を審査する新基準を開発。他の税源に影響するルーリングを提供した当局に、当該他国の税務当局への自発的情報交換の義務付けを勧告。	●優遇税制の審査対象をOECD非加盟国に拡大。優遇税制の審査基準の強化・拡張の検討。 ○既存の情報交換の枠組みを用いてルーリングの自発的情報交換を実施。
行動6	第三国居住者の不当な特典享受を阻止する措置を勧告。	●今後措置の実施状況に関するモニタリングを開始予定。 ○租税条約(行動15を含む)の拡充を図る。
行動7	人為的な恒久的施設(PE)認定回避に対する措置を勧告。	●OECDモデル租税条約を改訂(2017年)。PE帰属利得の計算に関するガイドラインの策定(2018年3月)。 ○租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正)。租税条約(行動15を含む)の拡充を図る。
行動8～10	・無形資産取引に係るBEPS1Cに対応するため、①「DCF法」に関するガイドラインを拡充するとともに、②「評価困難な無形資産に関するアプローチ」(HTVIアプローチ)を導入。 ・事業のリスクを引き受けている者が、当該事業から生ずる所得を得るべきという考え方に基づき、移転価格ガイドラインを改訂。 ・グループ内債務提供によって生ずるBEPSへの対応及び取引単位利益分割法(P5法)の適用明確化のため、移転価格ガイドラインを改訂。	●移転価格ガイドラインの改訂(2017年7月)。HTVIアプローチの適用に関する補足ガイドライン及びP5法の適用に関するガイドラインの策定(2018年6月)。 ○HTVIアプローチの導入を含め、移転価格税制の改正の要否について検討。
行動11	BEPSの規模に関する分析を実施。	●租税データの充実、行動5・12・13との連携、BEPS指標の継続的な精査・開発等。
行動12	租税回避スキームの義務的開示制度の設計について勧告。	○勧告の内容等を踏まえ、義務的開示制度の導入の要否について検討。
行動13	多国籍企業グループの取引の全体像を把握するため、多国籍企業情報の文書化を勧告。	○勧告に基づき、文書化制度を整備(28年度改正)。
行動14	相互協議を通じた適時・効果的な紛争解決のための措置を勧告。	●措置の実施状況に関するモニタリングの作業中。 ○基本的に措置を実施済み。租税条約(行動15を含む)の拡充を図る。
行動15	各勧告を既存条約に一挙に反映させる多数国間協定を検討。	●多数国間協定を策定。参加国の拡大を呼びかけ。 ○2018年5月に国会承認。

7

(国際課税資料8)

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(27改正)		
○国内外の事業者間で競争条件を揃える観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に、消費税を課税することとし、平成27年10月1日から施行。		
○電子商取引以外の国境を越えた役務の提供に対する課税の在り方についても、OECDにおける議論も踏まえつつ、今後検討を進める。		
(注) 電子商取引:電気通信回線を介して提供されるサービスで、他の取引に付随して行われるもの以外のもの。		

The diagram illustrates the shift in consumption tax treatment for cross-border service provision. It shows a flow from a consumer/business in Japan to domestic and foreign service providers, then through borders to foreign service providers, with a callout indicating that consumption tax is levied at the point of supply to the consumer/business.

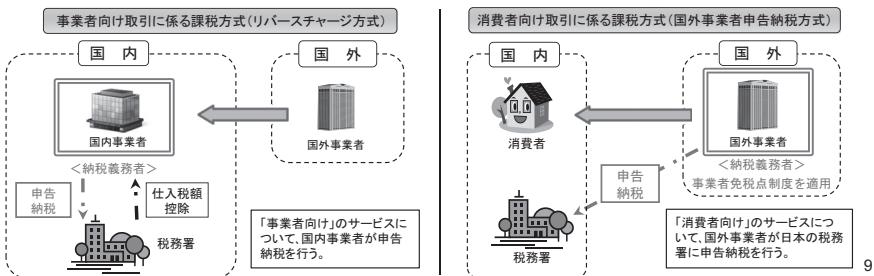
8

— 100 —

(国際課税資料9)

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(課税方式)

- サービス提供者が国外事業者である場合の課税方式について、
 - ① 事業者向け取引⁽¹⁾については、「リバースチャージ方式」⁽²⁾を導入し、
 - ② 消費者向け取引⁽¹⁾については、国外事業者が申告納稅を行う方式とする。
- (1)「事業者向け取引」はサービスの性質や取引条件等から、事業者向けであることが明らかな取引(広告配信等)。「消費者向け取引」は、それ以外の取引(電子書籍・音楽の配信等)。
- (2)通常であればサービスの提供者が納稅義務者となるところ、サービスの受け手に納稅義務を課す方式。
- (3)課税売上割合が95%以上の事業者においては、事業者の事務負担に配慮する観点から、リバースチャージ対象取引を申告対象から除外する。
- (4)日本に事務所等を有しない国外の納稅義務者は、国内に書類送達等の宛先となる居住者(納稅管理人)を置くこととなる。
- 「納稅なき仕入税額控除」を防止する観点から、国外事業者の登録制度(国内に税務代理人を置くこと等が条件)を設け、国外事業者から提供を受けた消費者向けサービスについては、当該国外事業者が登録を行っている場合のみ、仕入税額控除を認める。



9

(国際課税資料10)

行動13 移転価格税制に係る文書化制度の整備: 平成28年度税制改正

【課題】 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、適正な課税(移転価格課税^(注))を実現するためには自国企業の国外関連者との取引(関連者間取引)に関する情報を求めるのはもちろんのこと、多国籍企業グループがグローバルに行う取引の全体像を把握する必要。

(注) 移転価格課税とは、国外関連者との取引価格(移転価格)を操作することによる所得の海外移転に対し、その取引が本来の取引価格(独立企業間価格)で行われたものとみなして所得を計算し直し、課税する制度。

【BEPSプロジェクトにおける対応】

経済界のコンプライアンス・コストに配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告等(移転価格に係る文書化)に関するルールを整備。具体的には、多国籍企業グループに対して、①ローカルファイル、②国別報告書(CbCレポート)、③マスターファイルの三種類の文書を共通様式に従って税務当局に提供(または作成・保存)することを義務付けるよう勧告。

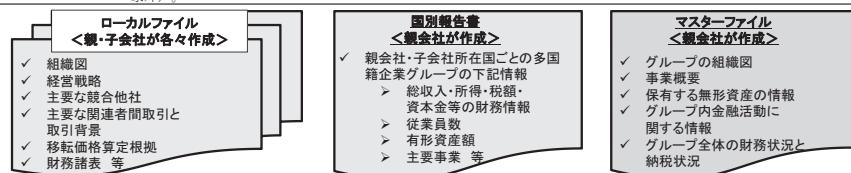
【日本の対応】 28年度税制改正において、BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度を整備。

- **ローカルファイル**: 関連者間取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報。独立企業原則の遵守状況を確認し、移転価格課税を行うために使用。

- **国別報告書**: 多国籍企業グループの国別の所得・納稅額の配分等。多国籍企業グループの国別の活動状況に関する情報。多国籍企業グループ内の移転価格リスクの存在の有無を評価するために使用(連結総収入金額1,000億円未満のグループは対象外)。

※原則、2016年1月以後(日本は2016年4月以後)開始の会計年度分から適用が開始され、会計年度終了後1年以内(日本)の初回の提出期限は2018年3月末(2016年4月1日開始会計年度分)に親会社が親会社所在地の税務当局へ提出し、当該税務当局は会計年度終了後18か月以内(翌年度以降は15か月以内)に子会社所在地の税務当局へ自動的情報交換で共有(一切回交換は2018年6月末まで(日本は2018年9月末まで)に実施)。

- **マスターファイル**: 多国籍企業グループの組織・財務・事業の概要等。多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報。多国籍企業グループ内の重大な移転価格リスクの存在の有無を評価するするために使用(連結総収入金額1,000億円未満のグループは対象外)。



10

(国際課税資料11)

(参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

~「国別報告書ガイドライン」(2015年2月公表)の概要~

1. 実施時期

- 2016年1月1日以後開始事業年度分の報告書から実施（実際の提出は2018年中）
- 但し、国内法制化に一定の期間を要する可能性があることを認識

2. 対象企業グループ

- 連結ベースで年間総収入金額が750百万ユーロ以上の企業グループ

3. 文書提供の条件

- ① 提供文書に係る守秘：租税条約等で担保される程度の高いレベルの守秘を確保
- ② 制度の整合性：国際的合意に対する国内法や執行の整合性の確保
- ③ 提供文書の適切な使用：入手文書はあくまでリスク評価の参考として利用

4. 報告書の提供方法の枠組み

- ① 「条約方式」が基本
 - 対象企業グループの親会社が所在する国の当局が当該親会社に国別報告書の提出を義務付け
 - 当局は当該企業グループが事業を行っており、かつ、3. に掲げる条件を満たした国（親会社）の当局に対し、自動的情報交換により国別報告書を提供（「条約方式」）
- ② 棚完的メカニズムとして「子会社方式」等を容認
 - 仮に3. の条件を満たした国に適切に国別報告書が提供されない場合、当該国が自国の子会社に国別報告書を求める「子会社方式」等の補完的メカニズムを容認
 - ※ 補完的メカニズムが容認される具体的なケース
 - (a) 親会社所在地国が当該親会社に国別報告書の提出を義務付けていない場合
 - (b) 国別報告書の共有に関する権限ある当局間の合意が結ばれていない場合
 - (c) 当局間の合意にも関わらず実際には国別報告書が提供されないことが確立した場合
- ③ 実施パッケージの策定
- ④ 各国の実施状況についてのモニタリング・メカニズムの策定
- ⑤ 紛争解決手続きの必要性の認識

11

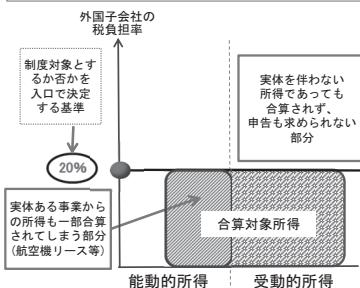
(国際課税資料12)

外国子会社合算税制：平成29年度税制改正

- 「外国子会社合算税制」とは、外国子会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度。
- 改正前の制度では、外国子会社の税負担水準が20%（トリガー税率）以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算されず、申告も求められない一方で、実体ある事業から得た所得であっても合算されてしまう場合がある、という問題あり。
- 平成29年度税制改正においては、「B E P Sプロジェクト（行動3）」の合意や「平成28年度与党税制改正大綱」で示された方向性を踏まえ、租税回避をより的確に抑制するとともに、日本企業の海外展開を阻害しないような制度とすべく、以下のとおり制度を見直し。

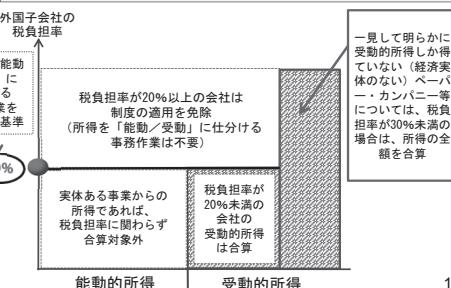
改正前の制度のイメージ

- 租税回避リスクを、外国子会社の外形（会社全体の税負担率（20%未満）や会社としての実体の有無等）により把握



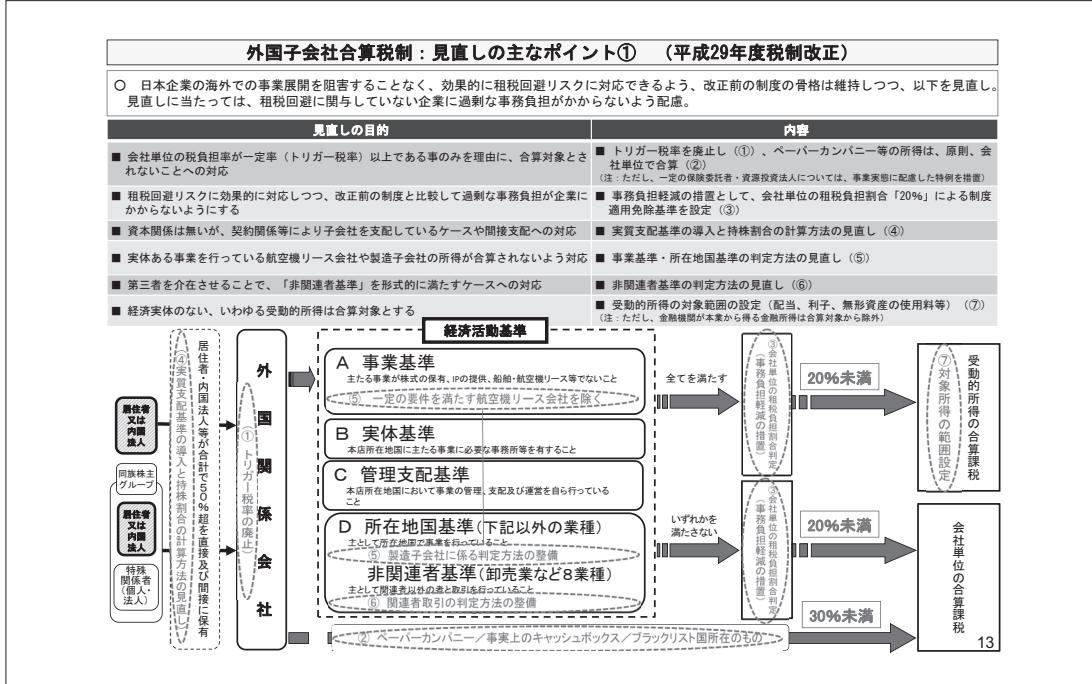
見直し後のイメージ

- 租税回避リスクを、外国子会社の個々の活動内容（所得の種類等）により把握
- 租税回避リスクの低い外国子会社に、所得を「能動／受動」に分類する事務作業が発生しないよう、一定の税負担をしていく外国子会社は適用を免除

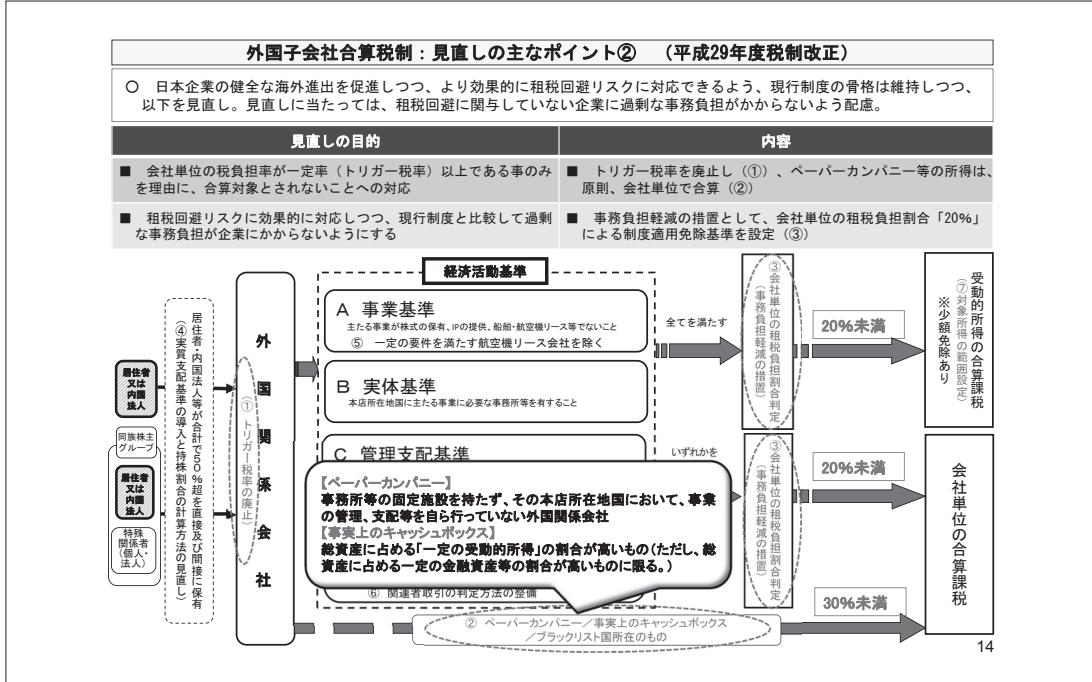


12

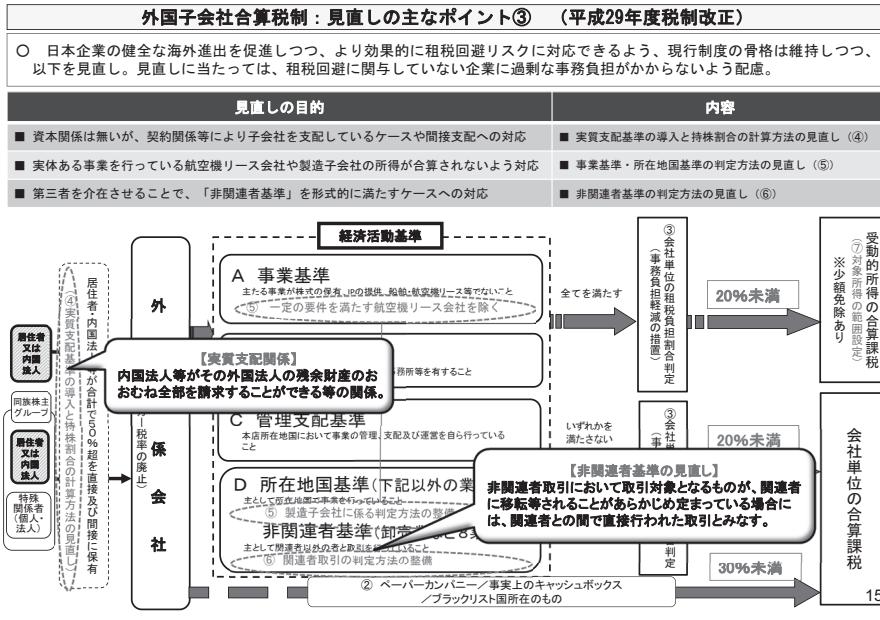
(国際課税資料13)



(国際課税資料14)



(国際課税資料15)



(国際課税資料16)

外国子会社合算税制：見直しの主なポイント④（平成29年度税制改正）	
内容	
<p>「一定の受動的所得」の範囲の設定 ※ 少額免除基準額の拡充（1,000万円以下→2,000万円以下）</p>	
対象所得の範囲	対象所得から除かれるもの
1 配当 ◎	保有割合25%以上（注）の株式等に係る配当を除く。 (注) 一定の資源投資法人から受ける配当にあっては、10%以上。
2 利子 ◎	業務の通常の過程で得る預金利子、一定のグループファイナンスに係る貸付金利子を除く。
3 有価証券の譲渡損益 ◎	保有割合25%以上の株式等に係る譲渡を除く。
4 有価証券の貸付けの対価 ◎	—
5 デリバティブ取引に係る損益 ◎	ヘッジ目的のもの、一定の商品先物取引業者等が行う一定のデリバティブ取引に係る損益を除く。
6 外国為替差損益 ◎	事業(外国為替差損益を得ることを目的とする事業を除く。)に係る業務の通常の過程で生ずるもの除く。
7 金融資産から生じる上記各種所得以外の所得 ◎	ヘッジ目的のものを除く。
8 無形資産の使用料	自己開発等一定のものに係る使用料を除く。 (注) 無形資産の範囲は、現行の事業基準における無形資産の範囲と同様。
9 無形資産の譲渡損益	自己開発等一定のものに係る譲渡損益を除く。（注）同上
10 有形資産の貸付けの対価	一定のリース事業に係る対価、本店所在地使用資産等に係る対価を除く。
11 外国子会社に発生する根拠のない異常な利益 (注) 資産、人件費、減価償却費の裏付けの無い所得	—

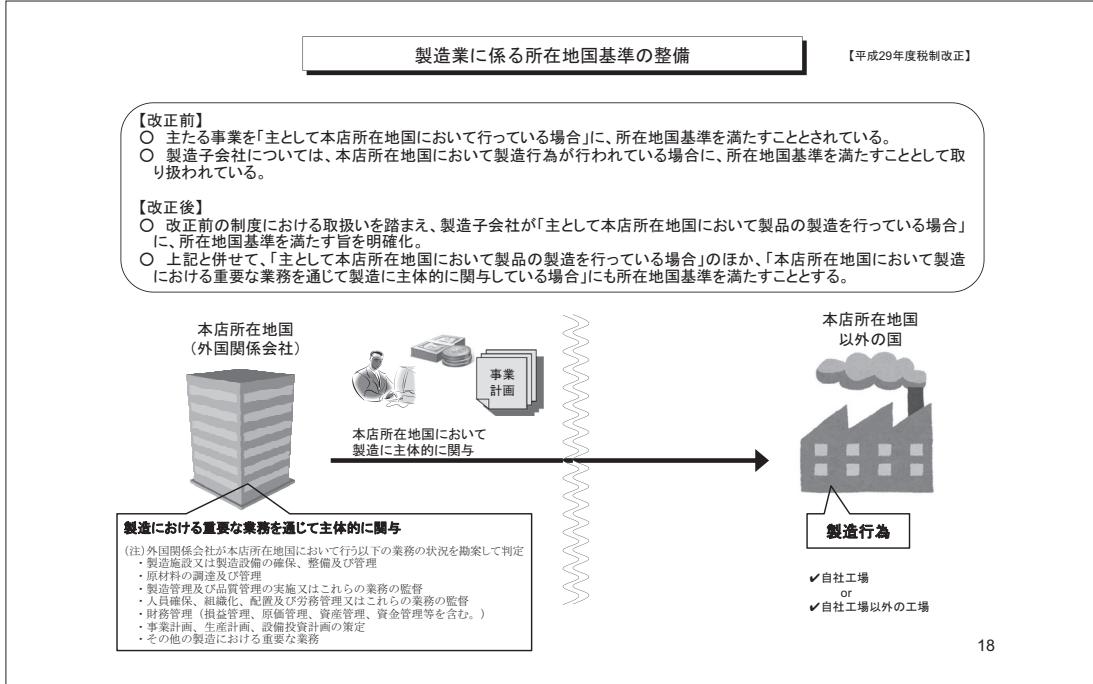
[・上記◎の所得については、現地法令に準拠して事業活動を行う一定の金融機関は、合算対象から除外。]

(国際課税資料17)

外国子会社合算税制：見直しの主なポイント⑤（平成29年度税制改正）	
目的	内容
実体ある金融子会社への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 金融子会社特例の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・外国（本店所在地国）の法令に準拠して、銀行業、金融商品取引業、保険業を営む外国関係会社で、事務所等を有するなど、一定の要件を満たす金融機関が得る一定の金融所得（前回）を合算対象外とする。
合理性のあるペーパーカンパニー（SPC）への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保険委託者特例の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・免許を受けて保険業を営む一定の外国関係会社（保険委託者）が、実体基準及び管理支配基準を満たす一定の保険受託者に保険業務を委託をしている場合、当該外国関係会社（保険委託者）もこれらの基準を満たすこととする。 ◆ 資源投資法人特例の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・外国関係会社が、租税条約締結国において一定の化石燃料の採取をしている持株割合10%以上の外国法人（資源投資法人）から受け取る配当は、合算対象外とする。 ◆ 無税国（SPC）への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・無税国（SPC）（本店）を置き、第三国にある支店で実体ある事業活動を行っている場合の租税負担割合の計算方法を整備する。
企業の事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適用免除基準の導入（前掲） 20%以上 ◆ ペーパーカンパニー等に係る高税率免除基準の導入（前掲） 30%以上 ◆ 少額免除基準額の拡充（前掲） 1,000万円以下 → 2,000万円以下 ◆ 書類の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・受動的所得の合算課税に係る少額免除基準の適用要件の整備（申告書への添付不要等）。
実体ある企業の経済活動を踏まえた措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実体のある航空機リース会社への対応（前掲） <ul style="list-style-type: none"> ・主体的に航空機リース業を行っているものは事業基準を満たしているものとする。 ◆ 製造業に係る所在国基準の緩和（前掲） <ul style="list-style-type: none"> ・本店所在地国以外で製品の製造（委託を含む。）を行っている場合であっても、本店所在国で「製造における重要な業務を通じて製造に主体的に関与している」場合（いわゆる「来料加工」）は、製造業に係る所在国基準を満たすこととする。 ◆ ジョイントベンチャーで少數株主が存在する場合の対応（前掲） <ul style="list-style-type: none"> ・外国関係会社を判定する場合の間接保有割合の計算方法を見直す。

17

(国際課税資料18)



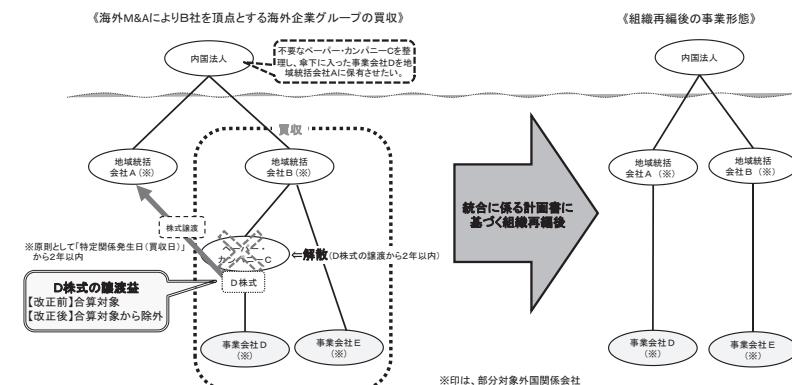
(国際課税資料19)

ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例 【平成30年度税制改正】

【改正の概要】

○ 海外M&A等により新たに傘下に入った特定外国関係会社又は対象外国関係会社(ペーパー・カンパニー等)が、外国関係会社の統合に関する基本方針及び統合に伴う組織再編の実施方法等を記載した計画書に基づいて、一定の期間内(注)に、その有する外国関係会社の株式等を他の外国関係会社等に譲渡をした場合において、その譲渡後に当該ペーパー・カンパニー等の解散が見込まれること等の要件を満たすときは、その株式等の譲渡による利益の額を、外国子会社合算税制による合算対象所得から除外する。

(注) 居住者等株主等による当該ペーパー・カンパニー等に係る直接・間接の株式保有割合等が50%を超えることとなった日(特定関係発生日)から原則として2年を経過するまでの期間内の日を含む事業年度。



19

(国際課税資料20)

【行動7】 恒久的施設(PE)認定の人为的回避の防止: 平成30年度税制改正

恒久的施設(PE: Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」の原則)。

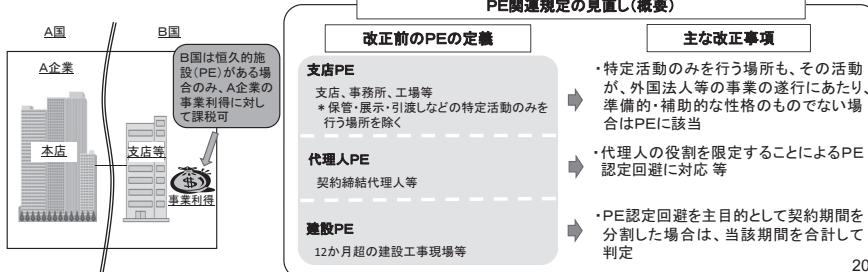
【PEを巡る国際的な動向】

- ✓ 企業がPE認定されない活動のみをあえて行うこと等による、PE認定の人为的回避に対処するため、「BEPSプロジェクト」報告書(平成27年)にPE認定の人为的回避防止措置が盛り込まれた。また、同報告書を踏まえ、OECDモデル租税条約が平成29年11月に改訂された。 * BEPS: Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転)
- ✓ 同措置を盛り込んだ、BEPS防止措置実施条約が合意され、我が国は平成29年6月に署名。また、最近の二国間条約(ロシア、パルト三国等)において、同措置を踏まえた定義を採用している。

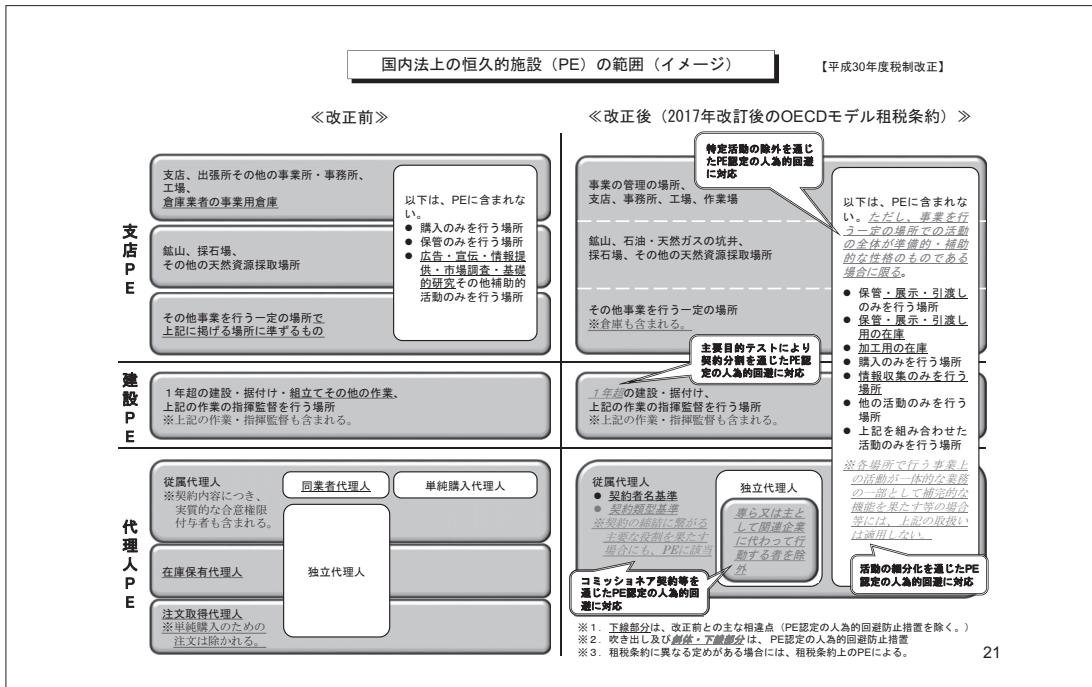
【国内法の改正】

- ✓ 我が国の国内法におけるPEの定義について、人为的回避防止措置に対応する等、上記国際的スタンダードに合わせる見直しを行う。

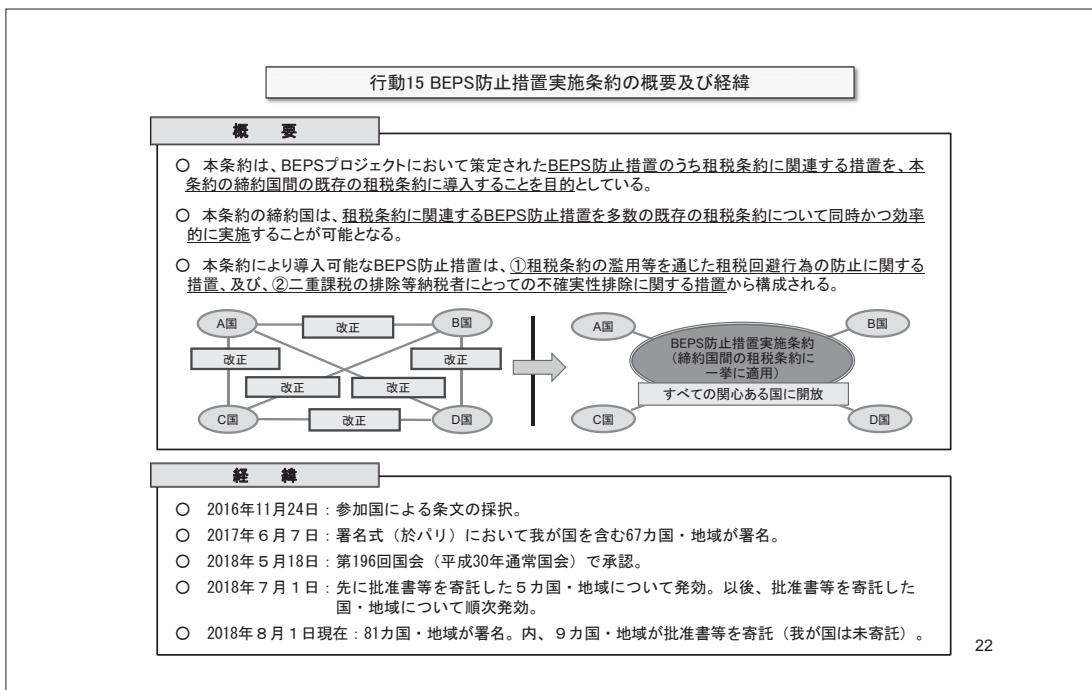
* あわせて、PEに係る租税条約と国内法の規定の適用関係を明確化する等の所要の措置を講ずる。



(国際課税資料21)



(国際課税資料22)



(国際課税資料23)

BEPS防止措置実施条約と各行動の関係

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの觀点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2B取引及びB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインをそれぞれ策定した。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用して多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済。また、租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動3 外部子会社合算製約の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)

行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について、法改正の要否を含め検討

行動5 有形税制への対応 → 既存の枠組みで対応

(3) 國際基準の効果の回復

伝統的な國際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、國際基準の見直しを図った。

行動6 条約適用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑯)の中で対応

行動7 人為的なPTE認定回避 → 租税回避の防止等のためPTEの範囲を見直し(30年度改正)、租税条約の拡充(含行動⑯)の中で対応

行動8-10 移転価格税制と偏重創造の一貫 → 特に無形資産の取扱いについて、法改正の要否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自動的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの職務的顯示 → 法改正の要否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度

(移転価格税制に係る文書化) → 28年度改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとすることを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充(含行動⑯)の中で対応

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のために、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発 → 参加(30年5月に国会承認)

23

(国際課税資料24)

BEPS防止措置実施条約の署名国

BEPS防止措置実施条約に署名した国・地域(2018年8月1日現在、81か国・地域)

アイスランド	アイルランド	アラブ首長国連邦	アルゼンチン	アルメニア
アンドラ	イスラエル	イタリア	インド	インドネシア
ウクライナ	ウルグアイ	英國	エジプト	エストニア
オーストラリア	オーストリア	オランダ(注2)	ガーンジー	カザフスタン
カナダ	ガボン	カメルーン	韓国	キプロス
ギリシャ	クウェート	クロアチア	コートジボワール	コスタリカ
コロンビア	サンマリノ	ジャージー	ジャマイカ	ジョージア
シンガポール	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア
スロベニア	セーシェル	セネガル	セルビア	チェコ
中国(注3)	チュニジア	チリ	デンマーク	ドイツ
トルコ	ナイジェリア	日本	ニュージーランド	ノールウェー
パキスタン	パナマ	パルバドス	ハンガリー	フィジー
フィンランド	フランス	ブルガリア	ブルキナファソ	ペルー
ベルギー	ポーランド	ポルトガル	マルタ	マレーシア
マン島	南アフリカ	メキシコ	モーリシャス	モナコ
ラトビア	リトアニア	リヒテンシュタイン	ルーマニア	ルクセンブルク
ロシア				

(注1) 下線付は、本条約を批准等した国・地域(9か国・地域)。

(注2) オランダはキュラソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

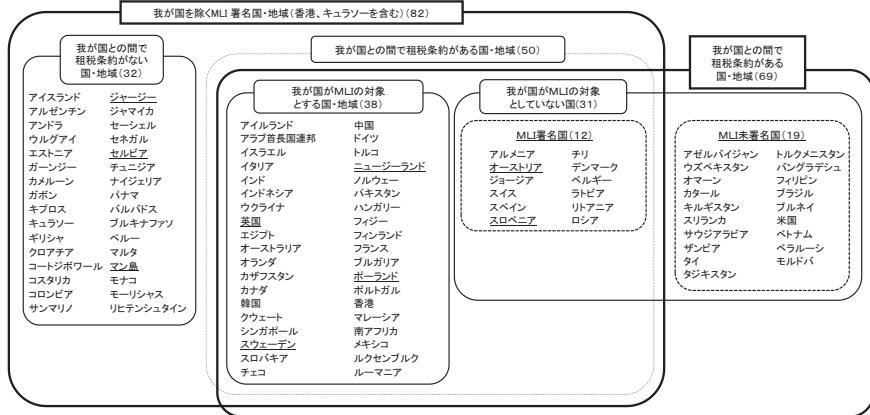
(注3) 中国は香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

24

(国際課税資料25)

BEPS防止措置実施条約(MLI)の対象国・地域等(批准時の見込み)

2018年9月4日



(注)下線付は、本条約を批准等した国・地域(9か国・地域)。

25

(国際課税資料26)

BEPS防止措置実施条約(MLI)の適用に関する我が国の選択(暫定版)

我が国が適用することを選択しているMLIの規定

- ① 課税上存在しない団体を通じて取得される所得に対する条約適用に関する規定(第3条)
- ② 双方居住者に該当する団体の居住地国に関する規定(第4条)
- ③ 租税条約の目的に関する前文の文言に関する規定(第6条)
- ④ 取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定(第7条)
- ⑤ 主に不動産から価値が構成される株式等の譲渡収益に対する課税に関する規定(第9条)
- ⑥ 第三国内にある恒久的施設に帰属する利得に対する特典の制限に関する規定(第10条)
- ⑦ コミッショネア契約を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第12条)
- ⑧ 特定活動の除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第13条)
- ⑨ 相互協議手続の改善に関する規定(第16条)
- ⑩ 移転価格課税への対応的調整に関する規定(第17条)
- ⑪ 義務的かつ拘束力を有する仲裁に関する規定(第6部)

我が国が適用しないことを選択しているMLIの規定

- ① 二重課税除去のための所得免除方式の適用の制限に関する規定(第5条)
- ② 特典を受けることができる者を適格者等に制限する規定(第7条)
- ③ 配当を移転する取引に対する軽減税率の適用の制限に関する規定(第8条)
- ④ 自国の居住者に対する課税権の制限に関する規定(第11条)
- ⑤ 契約の分割による恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第14条)

26

(国際課税資料27)

租税条約の概要

租税条約は、課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のモデルとなっている。OECD加盟国である我が国も、概ねこれに沿った規定を採用している。

【OECDモデル租税条約の主な内容】

○ 課税関係の安定（法的安定性の確保）・二重課税の除去

- ・ 源泉地国（所得が生ずる国）が課税できる所得の範囲の確定
 - 事業利得に対しては、源泉地国に所在する支店等（恒久的施設）の活動により得た利得のみに課税
 - 投資所得（配当、利子、使用料）に対しては、源泉地国での税率の上限（免税を含む）を設定
 - ・ 居住地国における二重課税の除去方法
 - 国外所得免除方式又は外国税額控除方式
 - ・ 税務当局間の相互協議（仲裁を含む）による条約に適合しない課税の解消
- 脱税及び租税回避等への対応
- ・ 税務当局間の納税者情報（銀行口座情報を含む）の交換
 - ・ 滞納租税に関する徵収の相互支援

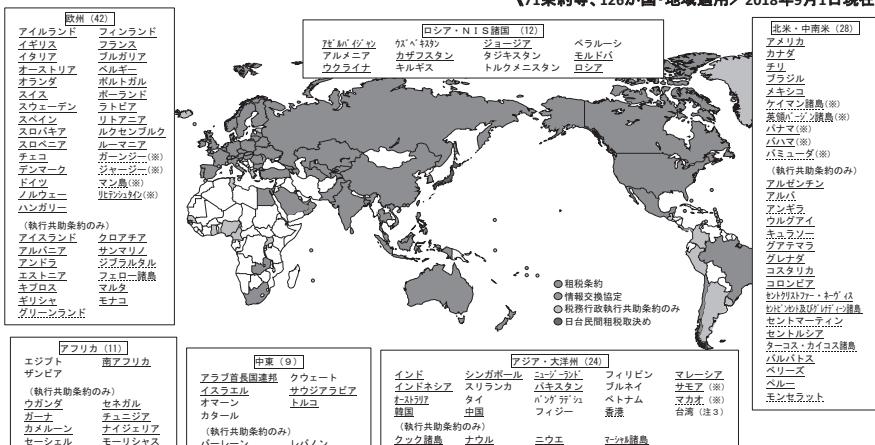
（参考）基本的な租税条約交渉の流れ（外務省主管）

- ① 交渉開始に向けた非公式の意見交換等 → ② 財務当局間の非公式協議 → ③ 政府間の正式交渉 → ④ 実質合意 → ⑤ 法制局審査 → ⑥ 署名 → ⑦ 国会承認手続（衆・外務委、参・外交防衛委で審査） → ⑧ 公文の交換又は内部手続完了の通知 → ⑨ 公布 → ⑩ 発効
- （注）署名、国会提出、公文の交換等及び公布に当たっては、外務省の閣議請議により閣議決定を行う。

(国際課税資料28)

我が国の租税条約ネットワーク

（71条約等、126か国・地域適用／2018年9月1日現在）



（注1）税務行政執行共助条約が複数国間であることに、及び旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

（注2）条件等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

・租税条約（二重課税の除去並びに税権及び租税の回避を主とする内容とする条約）：58ヶ国・地域

・情報交換協定（租税の回避を主とする内容とする条約）：11ヵ国・地域（固有、WTO）

・税務行政執行共助条約（統約国は皆が国を除いて90ヶ国（固有、固有）で、適用範囲により107ヶ国・地域に適用（固有、適用拡張地域名に縛り）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は45ヶ国・地域。

・日本民間租税取決め：1本、1地域

（注3）台湾については、公益財團法人交渉委員会（日本側）と臺東關係協會（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協會は、公益財團法人日本台灣交渉委員会（日本側）及び台灣日本關係協會（台湾側）にそれぞれ改称されている。）

(国際課税資料29)

(参考) 対外直接投資と租税条約ネットワーク

日本の租税条約ネットワークは、既に日本からの対外直接投資残高の約99%をカバー(上位30か国は全てカバー)。

【我が国の直接投資(資産)残高上位30か国・地域】(2017年末残高)

1	アメリカ	32%
2	イギリス	10%
3	オランダ	8%
4	中国	8%
5	オーストラリア	4%
6	タイ	4%
7	シンガポール	4%
8	ケイマン諸島 ^(注2)	2%
9	韓国	2%
10	インドネシア	2%
11	香港	2%
12	ドイツ	2%
13	インド	1%
14	ブラジル	1%
15	ベルギー	1%
16	カナダ	1%
17	フランス	1%
18	ベトナム	1%
19	フィリピン	1%
20	台湾	1%
21	ルクセンブルク	1%
22	マレーシア	1%
23	イスラエル	1%
24	英領バージン諸島 ^(注2)	1%
25	デンマーク	1%
26	バミューダ諸島 ^(注2)	1%
27	メキシコ	1%
28	南アフリカ	1%>
29	スウェーデン	1%>
30	アイルランド	1%>

(注1)日本銀行「国際収支統計」より作成。割合は、我が国の直接投資(資産)残高全体に占める各国の割合(2017年末)。

(注2)ケイマン諸島、英領バージン諸島及びバミューダ諸島については、租税に関する情報交換を主たる内容とする条約(いわゆる情報交換協定)を締結している。

29

(国際課税資料30)

租税条約等交渉の現状

(2018年9月5日現在)

1. 租税条約

◇発効

2004年 3月	アメリカ(全)
2006年 6月	インド(部) 10月 イギリス(全)
2007年 12月	フランス(部)
2008年 11月	バキスタン(全) 12月 オーストラリア(全)
12月 フィリピン(部)	
2009年 12月	ブルネイ(新) 12月 カザフスタン(新)
2010年 7月	シンガポール(部) 8月 ※バミューダ(新)
12月 マレーシア(部)	
2011年 8月	香港(新) 8月 ※ハイマ(新)
9月 サウジアラビア(新)	
9月 ※マン島(新)	
11月 ※ケイマン諸島(新)	
12月 オランダ(全)	
12月 スイス(部)	
12月 ルクセンブルク(部)	
2012年 12月	※リヒテンシュタイン(新)
2013年 6月	クウェート(新) 7月 ※サモア(新)
7月 ボルトガル(新)	
8月 ※ガーンジー(新)	
8月 ※ジャージー(新)	
10月 ★税務行政執行共助条約	
10月 ニュージーランド(全)	
12月 ベルギー(部)	
2014年 5月	※マカオ(新)

◇署名・未発効

2013年 1月	アメリカ(部)
2016年 10月	ベルギー(全)
2017年 1月	オーストリア(全)
2月	※ハイマ(部)
8月	エストニア(新)
9月	ロシア(全)
10月	デンマーク(全)
2018年 1月	アイスランド(新)

◇未調査

2017年 12月	コロンビア(新)
2018年 2月	スペイン(全)
3月	クロアチア(新)
8月	エカドル(新)

◇現在の正式交渉国

・アルゼンチン
・ベル

(注) 1 「※」は、租税に関する情報交換規定

を主体とするもの

2 「★」は、情報交換・徵収共助等のための多国間条約

3 「(全)」は、全面改正

4 「(部)」は、部分改正

5 「(新)」は、新規締結

2. その他

2016年 6月発効	台湾
2017年 6月署名	BEPS防止措置実施条約

(注)「自台民間租税取決め」は、民間機関である公財団法人交流協会(現: 公益財団法人日本台湾交流協会)と亞東關係協會(現: 台湾日本關係協会)との間で作成された取決めであり、日本国が締結した國際約束(条約・協定等)ではない。

30

(国際課税資料31)

OECD有害税制フォーラムにおける優遇税制の審査について

- ✓ OECDにより定義された「有害税制（harmful preferential regime）」とは、
 - ① 金融・サービス業等の経済活動から生じる「足の速い所得（mobile income）」に対して通常より低い実効税率を適用し、
 - ② 外国企業のみを優遇する「囲い込み（ring-fencing）」を行うこと等により、外国の課税ベースを奪う効果を持つ優遇税制のこと。
- ✓ 我が国が共同議長を務める、OECD有害税制フォーラム（FHTP：Forum on Harmful Tax Practices）において、参加国の優遇税制が「有害税制」か判定する審査を行い、改廃を懇意にしている。
- ✓ FHTPから「有害税制」と判定された場合、他国は、優遇税制の効果を打ち消す対抗措置をとることができる。

《FHTPが審査した優遇税制（2018年5月現在）計163件》

改廃済	31件
改廃作業中	81件
「審査対象外（out of scope）」又は「有害でない（not harmful）」	47件
「潜在的に有害（potentially harmful）」（審査中）	1件（ヨルダン）
「実際に有害（actually harmful）」	3件（仏、伊、土）

※ 仏の知的財産優遇税制は、2016年11月に「実際に有害」と判定されたが、2018年5月現在改廃されていない。伊及び土の知的財産優遇税制は、「実際に有害」と判定されたのち改廃されたものの、優遇税制適用新規申請の受け入れ期限がFHTPの基準を超過しているため、当該部分が「実際に有害」とされている。

31

(国際課税資料32)

2. 国際的な議論の動向と日本における課題

32

(国際課税資料33)

G20財務大臣・中央銀行総裁会議 共同声明 (仮訳抜粋)
(2018年7月21-22日 於: ブエノスアイレス)

11. 我々は、世界規模で公正、持続可能、かつ、現代的な国際課税制度を支持する。我々は、「税源浸食と利益移転」パッケージの世界的な実施の重要性を再確認する。我々は、経済の電子化が国際課税制度にもたらす影響に対処するための、合意に基づいた解決策を、2019年に進捗状況を報告の上、2020年までに追求すべく共に取り組むことに引き続きコミットする。我々は、全ての法域に対し多国間税務行政執行共助条約への署名及び批准を求める。2018年中に税に関する金融口座情報の自動的交換を開始する予定の法域は、必要なすべての措置が期限内に講じられるよう確保すべきである。我々は、国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するためのOECDの強化された基準を支持する。リストに載った法域に対しては、防御的措置が検討される。我々は税の安定性、及び「税に関する協働のためのプラットフォーム」の傘下である世界的な「税行政に関する知見共有プラットフォーム」などを通じた税に関する能力構築支援の向上を支持し、ブエノスアイレスにおける「ラテンアメリカ租税犯罪捜査アカデミー」を歓迎する。

33

(国際課税資料34)

国際的課税逃れ対策(BEPS・税の情報交換)について

2016年5月26～27日 G7伊勢志摩サミット
G7仙台会合の結果を踏まえ、G7としてBEPS対策及び税の情報交換を着実に進めしていくことを確認

BEPS

(Base Erosion and Profit Shifting)

2016年6月30日、7月1日 OECD租税委員会(会合時の議長: 浅川雅嗣財務官) (於: 京都)

BEPS合意実施のための「包摂的枠組」がスタート

(参加国が当初の46カ国(G20+OECD)から117カ国・地域(2018年8月23日現在)に拡大)

税の透明性・情報交換

2016年5月23日
日・パナマ租税情報交換協定の実質合意を公表

2016年7月23-24日 G20財務大臣・中央銀行総裁会議(於: 四川省成都)
2016年9月4-5日 G20サミット(於: 杭州)
「非協力的地域を特定する客観的基準」を承認

2017年7月7-8日 G20サミット(於: ハンブルグ)
非協力的地域を特定

2017年9月(～2018年)
税務当局間で「非居住者の金融口座情報の自動的交換」
開始(100カ国超が参加予定)

2018年7月21-22日 G20財務大臣・中央銀行総裁会議(於: ブエノスアイレス)
「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するための基準」(新基準)を支持(「非協力的地域を特定する客観的基準」の改定)

・新基準に基づく非協力的地域の特定
・リスト掲載法域に対する「防御的措置」の検討

多国籍企業による
過度な租税回避への対処

海外への資産隠しを通じた
脱税の防止

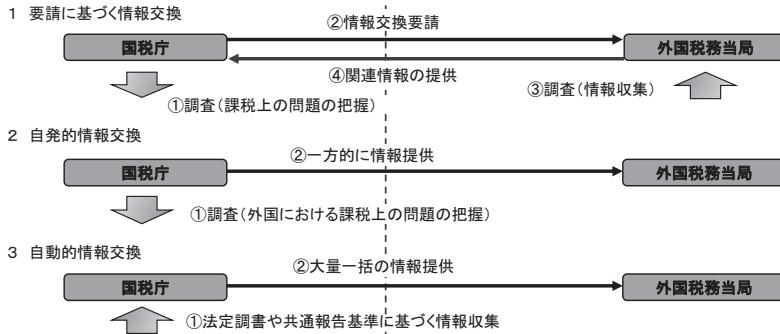
34

(国際課税資料35)

税務当局間の情報交換

- 税務当局間の情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 租税条約に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換の3形態がある。

【税務当局間の情報交換のイメージ】



35

(国際課税資料36)

グローバル・フォーラムについて

(2018年7月16日)

「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」は、税の情報交換に関する法制・執行についてのピア・レビュー等を行うため、OECD加盟国に加え非加盟国を含む153の国・地域が参加するフォーラム。

- 2008年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れが国際社会において問題視され、2009年4月のG20サミットを契機に、国際基準に則り税務当局間で納税者情報(銀行機密情報も含む)の交換を行うことを各国が約する動きが加速。
- 2009年9月にOECDの「グローバル・フォーラム」を拡充し、いわゆるタックスヘイブンを含む各国の「要請に基づく情報交換」につき法制・執行の両面のピア・レビュー(相互審査)の実施に合意し、2010年3月から審査を開始。2016年後半からは新基準による審査を実施中。現在グローバル・フォーラムには153の国・地域が参加。
- ピア・レビューの審査項目は以下の3本柱。
 - ① 情報の記録(所有者情報、銀行取引及び会計記録等が適正に記録・保存されているか等。なお、新基準では所有者情報に実質的支配者情報を含む)
 - ② 税務当局が情報を取得する権限(銀行機密に妨げられないか等)
 - ③ 税務当局間の情報交換(関係する国・地域と、自国の課税上の利益がなくても、情報を交換しているか等)
- 2016年後半から実施されている新基準による審査(第2次ピア・レビュー)は、法制面審査と執行面審査を同時に実行。我が国の審査は、2017年後半から開始し、2018年7月に対日審査報告書がグローバル・フォーラムにおいて承認(全体評価:Largely Compliant)された。
- グローバル・フォーラムの下部組織には、同フォーラムの運営方針を決める「ステアリング・グループ(SG)」、ピア・レビューの具体的な作業を行う「ピア・レビュー・グループ(PRG)」及び金融口座情報の共通報告基準(CRS)に基づく「自動的情報交換」の実施を監視・審査する「自動的情報交換グループ(AEOIG)」があり、我が国はいずれもメンバー国として参画・貢献してきている。

(注)AEOIGは、2013年11月に国際基準(2014年2月にOECDがCRSとして公表)による「自動的情報交換」を実施する組織として設立された。 36

(国際課税資料37)

自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯

- 2008年のスイスUBS事件等を受けて、米国内で批判が高まり、2010年3月、米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」が米国で成立（2013年1月施行）。
- 2012年、各国がFATCAへの対応について米国と合意したことを契機に、OECDは、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手。
- 2013年9月、G20首脳会議は、OECDによる国際基準の策定を支持するとともに、2014年央までに自動的情報交換の技術的様式を完成させることにコミット。
- 2014年1月、OECD租税委員会が「共通報告基準（CRS : Common Reporting Standard）」を策定。同年7月には、共通報告基準の統一的適用を確保するための実施細目（コメントリー）等を含めて完成、公表。
- 2014年9月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年11月のG20首脳会議は、最終決定された共通報告基準を承認。また、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することにコミット。
- 我が国は、平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者に係る口座情報の報告制度を整備。2017年から金融機関による手続を開始し、2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施する。

※ 今後、各国の法制・執行が国際基準に準拠しているか、相互審査が実施される予定。

37

(国際課税資料38)

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（CRS）

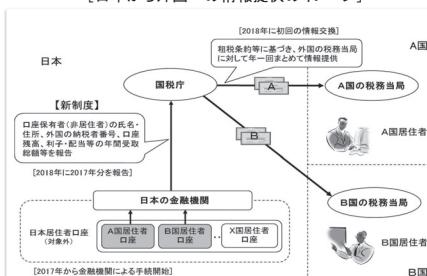
《G20・OECDにおける合意》

- 2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。
- これを受けて、OECDは、各國税務当局が自國の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、外國の納稅者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014年7月に公表。G20は、共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することに合意。共通報告基準に基づく自動的情報交換は2017年9月から開始されている（日本等は2018年に初回交換予定）。

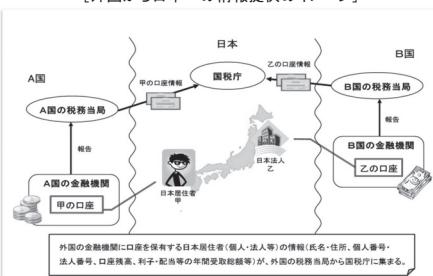
《上記合意を受けた日本の対応》

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。
- 金融機関の準備期間等を考慮し、2017年から金融機関による手続を開始。2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施する。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



[外国から日本への情報提供のイメージ]



38

(国際課税資料39)

CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況		(2018年9月1日現在)	
2017年に初回交換	2018年に初回交換		
アイスランド アイルランド アルゼンチン イギリス (英) アギラ (英) 英領バージン諸島 (英) ガンジー ¹ (英) カイマン諸島 (英) ジブラルタル (英) ジャージー ² (英) ターコイ・カイコス諸島 (英) ミューダ (英) マン島 (英) ミントセラト イタリア インド エストニア オランダ 韓国 キプロス ギリシャ クロアチア コロビア サンマリノ スウェーデン スペイン スロ伐キア	スロベニア セーシェル チェコ デンマーク (丁) フェロー諸島 ドバイ ノルウェー ³ ハガリー ⁴ フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ⁵ ポーランド ボルトガル マルタ 南アフリカ メキシコ ラビア ⁶ リアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク	アゼルバイジャン アラブ首長国連邦 アンティグア・バーブーダ アンドラ イスラエル インドネシア ウルグアイ オーストラリア オーストリア (周) アルバ (周) キュラソー (周) セント・マーティン ガーナ カタール カナダ クウェート クック諸島 グレーダ コスタリカ サウジアラビア サモア シンガポール イスズ セントクリストファー・ネーヴィス セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア 中国	(中) 香港 (中) マカオ テリ (丁) グリーンランド ドミニカ トリニダード・トバゴ トルコ ナウル ニウエ 日本 ニュージーランド バキスタン パナマ バヌアツ バハマ バルバドス バーレーン ブルジル ブルキナ ベーリーズ マーシャル諸島 マレーシア モナコ モーリシャス レバノン ロシア
[49か国・地域]		[53か国・地域]	

(注1)アメリカは、2015年からFATCAに基づく自動的情報交換を実施している。
 (注2)ナイジェリアは2019年に、アルニア、カザフスタン、ペルー、モルディブ及びリベリアは2020年に、初回交換を予定している。
 (注3)CRSの実施には税務行政執行共助条約の発効が必要であり、同条約は表記載国のうち、アンティグア・バーブーダ、カタール、クウェート、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、バヌアツ及びブルネイ以外の95か国・地域につき発効済。

39

(国際課税資料40)

税務行政執行共助条約の概要	
▶ 条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力をを行うための多国間条約(1988年に署名開放)	
① 情報交換: 参加国の税務当局間に租税に関する情報を交換する仕組み	
② 徵収共助: 租税債権の徴収を外国の税務当局に依頼する仕組み	
③ 文書送達共助: 税務文書の送達を外国の税務当局に依頼する仕組み	
▶ 2010年5月の改正議定書により、情報交換規定が国際標準(①銀行機密の否定、②自國に課税の利益がない場合でも情報を収集し提供する)に沿った形に改正された。	
▶ 2011年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、本条約に署名することを奨励する共同声明を採択。	
▶ 2011年11月3日のG20カンヌサミットで、日本、アルゼンチン、インドネシア、オーストラリア、トルコ、ブラジル、南アフリカ、ロシアが新規に署名。我が国については、2013年10月1日に発効。	
▶ 2018年9月1日現在の本条約の参加国・地域は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等125か国・地域(署名ベース)。	
欧州・NIS諸国地域	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、イギリス、(英) ガンジー、(英) ジャージー、(英) ジブラルタル、(英) マン島、イタリア、ウクライナ、エストニア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、イスズ、スウェーデン、スペイン、ロバキア、スロバニア、エコ、デンマーク、(丁) グリーンランド、(丁) フェロー諸島、ドバイ、ノルウェー、ハングリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア、マルタ、モルドバ、トビア・リアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア
中東、アフリカ地域	: アラブ首長国連邦、エストニア、カタール、ガーナ、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、リビア、セーシェル、セネガル、チュニジア、トルコ、ナイジリア、バーレーン、ブルキナファソ、南アフリカ、モーリシャス、モロッコ、リベリア、レバノン
アジア、大洋洲地域	: インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、クック諸島、サモア、シンガポール、中国、(中) 香港、(中) マカオ、ナウル、ニウエ、日本、ニュージーランド、バキスタン、バヌアツ、フィリピン、ブルネイ、マーシャル諸島、マレーシア
北米、中南米地域	: アメリカ、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、(英) アンギラ、(英) 英領バージン諸島、(英) カイマン諸島、(英) ターカー・カイコス諸島、(英) ミューダ、(英) ミントセラト、エルサルバドル、(周) アルバ、(周) キュラソー、(周) セント・マーティン、カナダ、グアテマラ、グリナダ、ヨルダナ、コロナド、ジマイカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、バナマ、バハマ、バラグアイ、バルバドス、ブラジル、ペリーズ、ペルー、メキシコ
(注1)	下線は、発効済の国・地域(108か国・地域)を表す。
(注2)	ガンジー、ジャージー、ジブラルタル、マン島、アラブ、英領バージン諸島、カイマン諸島、タスク・カイコス諸島、バミューダ、モントセラトは、イギリスにより適用拡張。
(注3)	ジブラルタル、フローラ諸島は、テリトリーにより適用拡張。
(注4)	アルバニア、セント・マーティンは、オランダにより適用拡張。
(注5)	香港、マカオは、中国により適用拡張。

40

(国際課税資料41)

G20の「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域のリスト」について	
【経緯】 <ul style="list-style-type: none"> ●2016年4月：パナマ文書の流出の後、課税逃れ等のための税務・金融情報の秘匿に対する批判が高まつたこともあり、G20財務大臣会合（於：ワシントン）において、OECDに対し、G20と協力しつゝ、税の透明性に関する非協力的法域のリストを2017年7月のG20 ハンブルクサミットに提出すること、及びそのための基準を作成することが要請される。 ●2016年7月、9月：G20財務大臣会合（於：成都）、G20サミット（於：杭州）において、基準を承認。 ●2017年7月：G20サミット（於：ハンブルク）に、基準に基づき策定した税の透明性に関する非協力的法域のリストを提出（トリニダード・トバゴ1カ国のみ掲載）。更新版リストを2018年11月のG20ブエノスアイレスサミットに提出することを要請。 ●2018年7月：G20財務大臣会合（於：ブエノスアイレス）において「国際的に合意された税の透明性基準を満足に実施していない法域を特定するための基準」（新基準）を支持。 	
旧基準	新基準
下記いずれかの条件に該当する国・地域をリストに掲載。	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」（以下、グローバル・フォーラム）が実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける総合評価が「不遵守（Non-Compliant）」 ✓ 下記の3つの基準のうち、2つ以上を満たさない法域 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューにおける直近の総合評価が「不遵守（Non-Compliant）」 ✓ 下記の基準2を満たさない法域 ✓ 下記の3つの基準のうち、2つ以上を満たさない法域
基準1 グローバル・フォーラムが実施する「要請に基づく情報交換」に関するピア・レビューによる直近の総合評価が「遵守（Compliant）」あるいは「概ね遵守（Largely Compliant）」 基準2 グローバル・フォーラム水準の税務当局間の金融口座情報の自動的交換を、運営するG20サミット（於：ハンブルク）に、基準に基づき策定した税の透明性に関する非協力的法域のリストを提出（トリニダード・トバゴ1カ国のみ掲載）。更新版リストを2018年11月のG20ブエノスアイレスサミットに提出することを要請。 基準3 「税務行政執行共助条約（多国間条約）」への署名	
「税務行政執行共助条約（多国間条約）」の（当該法域についての）差効 又は 要請に基づく情報交換及び自動的情報交換を可能とする二国間協定の発効 による十分に広範な交換ネットワークの構築	
【今後の見通し】 <ul style="list-style-type: none"> ●新基準に抵触する法域の数を2018年11月のG20サミットに提出し、当該法域に基準クリアに向けた取組みを促す。 ●新基準のうち2019年末までの目標とされている基準（基準2の一部）を除いて策定した暫定的更新版リストを、2019年6月のG20サミットに提出する。2019年末に、全ての新基準を用いた正式な更新版リストを策定する。 ●リストに掲載された法域に対しては、防衛的措置が検討される。 	
41	

(国際課税資料42)

行動1 電子経済の課税上の課題への対処	
背景及び行動計画の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子商取引等の電子経済に対し、現行の国際課税ルールでは直接税・間接税の課税が十分に行えていないおそれがあるため、BEPSを含む課税上の課題について対応を検討。 	
報告書の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子経済の発達に伴いBEPSが助長される一方、電子経済に特有のBEPSは存在せず、行動3（外国子会社合算税制の強化）、行動7（恒久的施設設定の人為的回避の防止）、行動8-10（移転価格税制）等の他の行動計画の勧告内容を実施することで、BEPSに対しては実質的に対応可能な結論に至った。 ○ 付加価値税（VAT）について、国境を越えて提供されるサービスへの課税について以下を提示。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ B2B取引：原則として、課税地は顧客が所在する国とし、徴税の仕組みはリバースチャージ方式を用いる。 ✓ B2C取引：課税地は顧客が居住する国とし、徴税の仕組みは国外の事業者が事業者登録を行った上で徴収する。 <p><u>（注）日本は平成27年度税制改正において、国境を越えた役務の提供に対する消費税課税の見直しを実施済み。</u></p> ○ BEPS対抗措置や付加価値税で対応できない問題については、従来のPE概念に代わる概念の導入等の複数のオプションが検討された。ただし、各国が、条約上の義務と整合的なかたちで、当該オプションを国内法上の措置として導入することは認められたものの、現在の電子経済の状況を前提にすれば、現時点での採択は見送られた。オプションの導入可能性について、引き続き検討が行われる。 	
今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子経済の今後の発展が国際課税に与える影響や、他の行動計画の勧告内容が電子経済に与える影響等についてモニタリングを実施。 ○ 2016年中に今後の作業の詳細なマンデートを策定し、2020年までにモニタリングの結果を踏まえた報告書を作成。 	
42	

(国際課税資料43)

(参考) 検討されたオプション

1. Significant Economic Presenceに基づく課税

<概要>

- 従来のPE概念が源泉地国に物理的なネクサスを求めていたのに対し、源泉地国に十分な電子的なネクサス(例:ローカルのドメイン名、収集されたデータ量等)があり、一定の売上額をあげていれば、Significant Economic Presenceを有すると認定し、従来のPEと同様に、Significant Economic Presenceに帰属する所得に対して課税する。

<課題>

- Significant Economic Presenceの認定要件の設定が困難。
- Significant Economic Presenceに帰属する所得の算定が困難。

2. 電子商取引に対する源泉徴収

<概要>

- 国外からオンラインで提供される物品又は役務について、国外提供者への課税として、対価の支払に源泉徴収を行う。

<課題>

- 源泉徴収の対象範囲の設定が困難。
- B2C取引において、消費者に源泉徴収義務を課すことが困難。
- GATTの内国民待遇義務に抵触するおそれ。

3. 平衡税(equalisation levy)の導入

<概要>

- 国内事業者には課税されているにもかかわらず、国外事業者には課税されない(さらに、居住地国でも課税されないこともある)といった課税上の不公平を是正するために、平衡税を課す。

<課題>

- 平衡税の対象範囲の設定が困難。
- GATTの内国民待遇義務に抵触するおそれ。
- 源泉地国の平衡税と居住地国の法人税の二重課税が生じるおそれ。

43

(国際課税資料44)

電子経済の課税上の課題への対応

これまでの取組み

- BEPSプロジェクトでは、主に以下について対応。 * BEPS: Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転)
 - 国境を越えて提供される電子サービスに対する消費課税(27年度税制改正で対応)
 - 倉庫等でも一定の要件の下でPE認定できるようにPEの定義拡大(30年度税制改正で対応)

(参考) 恒久的施設(PE: Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」の原則)。

国際的な議論の状況

- 2018年3月16日、OECDが「電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」を公表。
 - 長期的解決策の取りまとめに向けて、「PE無ければ課税無し」等の国際課税原則の見直しの実施に合意
 - 長期的解決策が合意に至るまでの暫定的措置の導入に伴う課題、導入する場合のガイドラインを提示
- (参考) EUでは、同月21日、欧州委員会(EC)が、以下の2本柱から成る提案(EU指令案)を公表。
- 長期的解決策として、「重要な電子的プレゼンス」という新たな概念(売上・ユーザー数・オンライン契約数に着目)を導出し、課税根拠とする
 - 暫定的措置として、3つのサービス(オンライン広告・プラットフォーム提供・データ販売)に係る収入に対して3%の税率で課税

今後の対応

- 2020年までに長期的解決策の取りまとめに向けて作業を進める(2019年にG20へのアップデート)。

44

(国際課税資料45)

OECD「電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」の概要

[2018年3月16日公表]

背景

- 2017年3月のG20財務大臣会合（於：独バーデン=バーデン）の共同宣言において、電子化に伴う課税上の課題に関する2018年春までに中間報告を提出することとされたことを踏まえ、2018年3月19-20日のG20財務大臣会合（於：英エノスアイレス）にOECDから中間報告書を提出。

中間報告書の概要

- 電子経済への課税上の対応について、国際的な合意に基づく長期的解決策によって対応することが重要であるとして、今後以下の2つの重要な国際課税原則の見直しを必要に応じて実施することで合意。
 - ✓ 各国の非居住者たる企業に対する課税を決定するネクサス原則（PE無ければ課税無し）
 - ✓ 課税対象利得の算定及び配分を決めるアームズ・レンジス原則（独立企業間原則）
- また、グローバルな長期的解決策が合意に至るまで、電子サービスに対するExcise Taxといった形態の暫定措置で対応することを志向する国があることを踏まえ、その導入に伴う課題※を指摘。

※暫定的措置導入に伴う課題：①投資・イノベーション・成長に対する負の影響、②経済的厚生及び消費・生産に対する負の影響、③消費者及びビジネスに対する想定される租税の経済的帰着、④過重課税（法人税との経済的二重課税）の可能性、⑤暫定的な課税措置として実施することの困難性、⑥法令遵守及び税務執行コスト
- 暫定的措置の導入を希望する国は、このような課題による負の影響を軽減する観点から、①国際的義務（租税条約、WTO協定等）の遵守、②一時的な措置であること、③対象を限定すること、④過重課税の最小化、⑤起業やビジネスの創造、小規模ビジネスに対する影響の最小化、⑥コスト及び複雑性の最小化、といった点を考慮する必要がある。

今後の対応

- 電子化の価値創造における貢献・役割に対する理解を更に深めるとともに、様々なオプションの実行可能性を検証するための技術的な対応を検討する。
- 2020年までに長期的解決策の取りまとめに向けて作業を進める（2019年にアップデートを行う）。

45

(国際課税資料46)

「平成29年度与党税制改正大綱補論：今後の国際課税のあり方についての基本的考え方（骨子）」

1. 問題意識

- 企業の健全な海外進出の促進と、租税回避・税源浸食の防止
⇒ 今後、国際課税に関連する制度改正に取り組むに当たっては、グローバル経済の構造変化や日本経済の位置づけ等を踏まえた「基本的考え方」を明確にし、整合的・戦略的に検討する必要

2. グローバル経済・日本経済の構造的変化

- グローバル経済における過去20年の構造変化
 - ・新興国・途上国の経済規模や存在感の拡大
 - ・様々な税制上の優遇措置を持つことで知られる経済規模の小さな国・地域を経由地とするクロスボーダーの直接投資の増加
 - ・オフショア・センターへの資本蓄積
 - ・自国での知的財産開発の取組みと比べ多額の知的財産由来の使用料を受け取っている国の登場
- グローバル経済と日本経済との関係における過去20年の主要な変化
 - ・日本の対外直接投資残高は約5倍増、証券投資は約4倍増
⇒ 日本は主要な資本輸出国であり、世界最大の対外純資産保有国
 - ・クロスボーダーの知的財産使用料収支は世界3位の水準である2.4兆円の受取超へと大幅に改善
⇒ 日本は世界で主要な知識・技術の開発・輸出国
 - ・上記は、日本の経常収支の黒字に寄与、ただし、国際課税のあり方を考える上で、以下の動きには要留意
 - ✓ 日本からオランダへの直接投資残高が約10倍に増加
 - ✓ 日本からケイマン諸島への証券投資残高がアメリカに次ぐ第2位の水準（約60兆円）に増加
 - ✓ 日本からの知的財産使用料の純支払額が最も多いのはシンガポール

46

3. 今後の国際課税のあり方に関する基本的考え方

- ① 各国による「BEPsプロジェクト」の合意事項の着実な実施を日本がリードし、健全な企業活動を支えるグローバルに公平な競争条件を確立。
(※ 新興国・途上国による国際課税のルールメイキングへの関与を深めるとともに、自ら参加して決めたルールを確実に遵守させることが重要)
- ② 「グローバル企業の経済活動が行われる場所と、税が支払われるべき場所とを一致させる」ことにより、企業の健全な海外展開を支援しつつ、租税回避を効果的に抑制する。
(※ 日本で生み出された知的財産が、海外のベーパーカンパニーへと移されるという「知の国外流出」のリスクに対応することが重要。なお、知的財産は、研究開発等を通じた価値創造の場所と、開発された知的財産を活用した収益事業が行われる場所という2つが想定される点に留意。)
- ③ 各国の税務当局間における情報交換ネットワークの拡大と強化等を通じて税の透明性を向上させるグローバルな取組みの実効性を高めていく。

4. 個別の制度改革に当たっての視点

- (1)これまでの取組み
 - 「日本企業の積極的な海外展開支援を通じた国際競争力の強化」と「租税回避への対応」という2つの政策的要請のバランスを取りながら、国際課税に関する制度改正を実施。
 - 「外国子会社配当益金不算入制度」の導入(平成21年度税制改正)
 - ⇒ 日本企業による積極的な海外展開と、その果実の日本経済への還流を支援
 - 「過大支払利子税制」の導入(平成24年度税制改正)
 - ⇒ クロスボーダーの関連者間で所得金額に比して過大な利子の支払を通じた租税回避に対応
 - 「多国籍企業のグローバルな活動状況に関する報告書」の提出制度の導入(平成28年度税制改正)
 - ⇒ 「BEPsプロジェクト」の合意事項への対応
 - 「非居住者が保有する金融機関の口座情報の国際的な自動的の交換の枠組み」の整備(平成27年度税制改正)
- (2)今後の取組み
 - 「BEPsプロジェクト」について、引き続き、段階的かつ着実に合意事項を実施し、グローバルに公平な競争条件の確立を進める。
 - 「外国子会社合算税制」の見直し(平成29年度税制改正)
 - ⇒ 租税回避リスクを、外国子会社の個々の活動内容(所得の性質等)を見て判断する方法に変更

47

「平成30年度与党税制改正大綱(抄)」**5 経済活動の国際化への対応****(1)国際課税に関する制度の見直し**

国際課税については、引き続き、日本企業の健全な海外展開を支えることにより海外の成長を国内に取り込むとともに、国際的な脱税や租税回避に対してより効果的に対応していく。このため、平成29年度税制改正大綱の「今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」で掲げた、①「BEPsプロジェクト」の合意事項の着実な実施を通じた国際協調の推進、②「経済活動や価値創造の場と税が支払われるべき場所を一致させる」との「BEPsプロジェクト」の基本的考え方を踏まえた、健全な海外展開を歪める誘引の除去、③税に関する透明性の向上に向けた国際的な協調、という基本方針の下で臨む。また、企業部門の予見可能性の向上にも配慮する。

(中略)

「BEPsプロジェクト」の実施枠組みへの参加は100か国を超え、非居住者保有の金融口座情報の自動的交換が一部始まるなど透明性の向上に向けた取組みも進んでいる。今後も国際協調において主導的な役割を果たすため、わが国も引き続き国際合意に則った制度の整備を進める必要がある。特に、平成29年度税制改正大綱において中期的に取り組むべき事項として掲げた、移転価格税制、過大支払利子税制及び義務的開示制度については、「BEPsプロジェクト」における勧告や諸外国の制度・運用実態等を踏まえて検討を進める。

48

(国際課税資料49)

行動8 無形資産取引に係る移転価格ルール

背景及び行動計画の概要

- 特許等の無形資産の譲渡は、比較可能な独立企業間取引が存在しないことが多く、適正な移転価格の算定が困難であることから、無形資産を用いたBEPSの機会に適切に対応する

報告書の概要

- 次の3点に関するBEPSの防止について規定

① 広範かつ明確な無形資産の定義の採用

無形資産について、「有形資産または金融資産でないもので、商業活動における使用目的で所有または管理することができ、比較可能な独立当事者間の取引ではその使用または移転に際して対価が支払われるような資産」と定義

② 無形資産の移転及び使用に関する利益の価値創造に沿った配分

- 法的所有権のみでは必ずしも無形資産の使用からの収益の配分を受ける資格を有しない。無形資産の開発等(開発、改善維持、保護、使用)に関する重要な機能を果たしている関連企業は、適切な対価の受領を期待することができる
- 評価手法(特にディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法))が適切に利用できる場合のガイドラインの拡充

③ 評価困難な無形資産(Hard-To-Value Intangibles)に関する移転価格ルール(いわゆる所得相応性基準)の策定

取引時点で評価が困難な一定の無形資産については、予測便益(ex-ante)と実際の利益(ex-post)とが一定以上かい離した場合に、実現値に基づいて独立企業間価格を評価することが可能

○ 費用分担取極め(Cost Contribution Arrangements)

同取極めに関するガイドラインのアップデート、同取極めを利用した無形資産の移転によるBEPSを防止

49

(国際課税資料50)

評価困難な無形資産に係る移転価格ルールの策定

背景及び行動計画の概要

- 特許等の無形資産のうち、比較可能な独立企業間取引が存在せず、将来生み出される収益について信頼できる予測がないような評価困難な無形資産(Hard-to-value intangibles)については、納税者と税務当局との間の情報の非対称性が課題
- 取引時点で評価が困難な一定の無形資産に関するBEPSについて、特別の措置を検討する

報告書の概要

- 評価困難な無形資産については、予測便益(ex-ante)と実際の利益(ex-post)とが一定以上かい離した場合に、税務当局が実現値に基づいて独立企業間価格を評価することを可能とすること(いわゆる所得相応性基準の導入)で対応

○ 紳税者と税務当局との間に当該無形資産に関する情報の非対称性が深刻であり、実際の利益が明らかにならないと税務当局が移転価格評価を実行できないような場合、税務当局は、実際の利益に基づいて、納税者の予測に基づいた価格取極めを評価し、価格調整を行うことができる

○ 適用が免除される場合

(i) 紳税者から、以下の(ア)及び(イ)が提供される場合

(ア) 価格取極め・合理的に予測可能な出来事・その他のリスクの考慮を判断するために、無形資産の移転時に用いられた事前の予測 及び、その実現可能性についての詳細

(イ) 財務上の予測と実際の結果の重大なかい離(significant difference)が、a) 取引時点では関連者が予測することは不可能であった、価格決定後に生じた予見できない進展や出来事によるものであること、または、b) 原因となつた出来事が起きる確率についての、取引の時点での見込みが適切であったことについて、信頼に足る証拠

(ii) 無形資産の移転が、事前確認(APA)の対象である場合

(iii) (イ)における財務上の予測と実際の結果について、いかなるかい離も取引時点の価格の20%以下である場合

(iv) 当該無形資産が非関連者収益を初めて生み出してから5年間、財務上の予測と実際の結果のかい離が、予測の20%を超えない場合(それ以降の年度について適用免除)

【参考】米・独及び英における所得相応性基準の導入例

所得相応性基準は、米国(1986年)、ドイツ(2007年)にそれぞれ導入されており、今回の報告書の内容は米国の制度がベースとなっている部分が多い。なお、英国は2016年より、BEPS行動8-10の成果を移転価格税制に反映させ、所得相応性基準を受け入れている。

50

(国際課税資料51)

行動4 利子控除制限ルール

背景及び行動計画の概要

企業グループが、相対的に高課税の法人に借入を集中させることや、グループ間融資を用いて多額の利子の損金算入を生じさせること等によるBEPSに對処するため、過大に支払われた利子の損金算入を制限。

報告書の概要

企業が支払う利子について、以下のルールに従い損金算入を制限することを勧告。

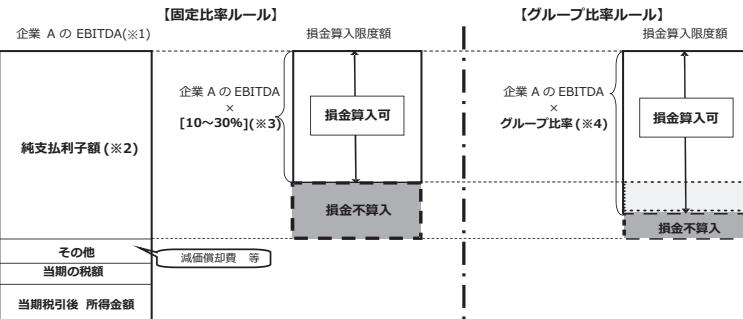
- 固定比率ルール（基本ルール。これに、下記の各オプションを組み合わせることが可能。）
 - ・企業毎に、純支払利子/所得(EBITDA)比率が基準値を超える場合、超過部分の利子の損金算入を制限。
 - ・基準値は、各国が各自の事情（経済状況等）を踏まえ、10～30%の範囲内で決定。
※日本の過大支払利子税制がこれに相当するが、対象利子の範囲や基準値などの面で相違。
- グループ比率ルール（オプション）
 - ・企業グループ全体における純第三者支払利子の対所得（企業グループ全体のEBITDA）比率が基準値より高い場合は、企業グループ全体の比率までグループ内企業の利子の損金算入を容認。
- 特別ルール(targeted rule)（オプション）
 - ・固定比率ルールを補完するため、過少資本税制等を導入。
- デミニマスルール（オプション）
 - ・純支払利子額が一定の基準を下回った場合には、損金算入を容認。
- 超過利子の繰越等（オプション）
 - ・所得の異常変動や期ずれによる利子控除制限を平準化するため、超過利子の繰越控除等を容認。

51

(国際課税資料52)

【行動4】利子控除制限:「BEPSプロジェクト」の結論

- 「BEPSプロジェクト」では、「価値が創造されたところで税金を払うべき」との原則を踏まえ、一定の所得を生み出すために通常必要な資金調達コストを超える規模で利払いを行っている企業については、超過分の利子の損金算入を否認すべきという結論になった。
- こうした観点から、「BEPSプロジェクト」では、企業の支払利子について、一定の純支払利子/EBITDA比率(10～30%)の範囲で各國が設定)を超えた部分の損金算入を否認することを勧告。
- 日本の「過大支払利子税制」の基準値は50%であり、厳格化が必要。また、企業活動の実態も見極めつつ、対象となる利子やEBITDAの定義等についても本勧告を踏まえた検討が必要。



※1 EBITDA = 税引後当期所得 + 純支払利子 + 減価償却費 + 特別償却 + 当期税額 (日本の過大支払利子税制における調整所得は上記に加え、国内外の受取配当益金不算入金額を含む)

※2 日本の過大支払利子税制においては関連者純支払利子等の額が対象

※3 日本の過大支払利子税制においては 50 %

52

(国際課税資料53)

行動12 義務的開示制度

背景及び行動計画の概要

- 租税回避を抑制とともに出現した租税回避スキームに速やかに対処するため、プロモーター及び利用者が租税回避スキームを税務当局に報告する制度(義務的開示制度)の策定について検討。

報告書の概要

- 現在、米国、英国、カナダ、アイルランド、イスラエル、韓国、ポルトガル、南アにおいて、義務的開示制度が導入されていることから、これらの国の知見を踏まえた勧告を作成。
- 勧告では、開示義務者、開示内容、開示手続等の主な項目について複数の選択肢を用意し、各国が自国の法体系のもとで最適な様式を選択することを認める形(モジュラー方式)を採用。
- 義務的開示制度は、事前照会制度や自発的情報開示制度等の情報開示制度及び一般的租税回避否認規定と相互補完関係にあるところ、義務的開示制度の導入を検討する際には、それらの制度・規定との関係性についても精査する必要。

【義務的開示制度の一例】

今後の対応

- 各国が勧告を踏まえて、所要の措置を講ずる。我が国においても、勧告の内容を踏まえ、義務的開示制度の導入の必要性を検討する。

53

(国際課税資料54)

(参考) 報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告 (1)

報告対象の範囲

前提条件

租税利益
(閾値)

租税回避に着目

報告基準(いずれか一つを満たせば報告対象)

一般基準

- ・守秘義務(利用者)
- ・成功報酬
- ※ 仮定的基準も採用可

販売活動に着目

個別基準

- ・損出しスキーム
- ・リースバック取引
- ※ デミニマス(金額)基準も採用可

高リスク分野に着目

報告義務者

プロモーター
及び納稅者

プロモーター又は
納稅者

報告時期

プロモーターに報告義務がある場合

スキームが利用可能となって一定期間内

納稅者に報告義務がある場合

スキームを実行してから一定期間内

利用者の特定方法

スキーム参照番号及び顧客リスト

顧客リストのみ

54

(参考) 報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告 (2)

コンプライアンス

遵守の効果

- 報告対象取引⇒必ずしも租税回避を意味しない
- 当局から反応なし⇒取引の有効性・容認を意味しない※法律で明記

報告すべき情報

- プロモーター・利用者の詳細、スキームの詳細、該当する報告基準・関係租税法令、予想される租税利益、顧客リスト(プロモーターの場合のみ)等

不遵守の効果(金錢的罰則)

- スキーム報告、顧客リスト提出等違反の場合、
 - ・早期報告を促す観点から、日々定額の罰則を賦課
 - ・租税利益・受取報酬額に応じた罰則を賦課

クロスボーダースキーム

国際的な租税スキームに対応するためには、上記の制度は以下の通り修正が必要

- クロスボーダースキームに焦点を当てた報告基準を設定
- 閾値は設けない
- 報告対象は、同一支配グループ内にスキームの結果が生じる場合、又は自身がスキームの一因である場合
- 報告義務者が不十分な情報しか有していない場合、その納税者は、不足している情報を有していると考えられる者を特定すべき

55